

2023

あきたの下水道

〔資料編〕



下水道マスコットキャラクター
「スイスイ」

秋田県 建設部 下水道マネジメント推進課

あきたの下水道の本編については、県のウェブサイト
「美の国あきたネット」の下水道マネジメント推進課の
ページからダウンロードできます。

URLは「<http://www.pref.akita.lg.jp/gesuido/>」です。

目 次

	Page
1. あきた循環のみず推進計画 2016	
(1) 概要	1
(2) 広域化・共同化の取組	2
2. ～大変革の時代～ 新秋田元気創造プラン	
(1) 概要	3
(2) プランにおける下水道事業の位置づけ	3
3. 汚水処理整備状況	
(1) 秋田県の生活排水処理整備	
1) 秋田県生活排水処理構想（第4期）	
① 市町村別 全体フレーム 令和17年（整備手法別 処理人口・処理区数）	4
② 市町村別 全体フレーム普及率 令和17年	4
③ 市町村別 令和17年目標（整備手法別、処理人口・処理区数）	5
④ 市町村別 令和17年目標普及率	5
2) 汚水処理人口普及率	
① 市町村別汚水処理人口普及率（事業区分別）	6
② 秋田県汚水処理人口普及率	7
③ 市町村人口規模別普及状況	8
④ 汚水処理人口普及率推移グラフ	9
⑤ 市町村別汚水処理人口普及率・接続率（参考）	10
(2) 秋田県の下水道	
1) 下水道のあゆみ	11
2) 流域下水道の状況	
① 流域下水道事業の実施状況	12
② 流域下水道事業の概要	13
3) 公共下水道の状況	
① 公共下水道事業の実施状況	14
② 下水道処理人口普及率	15
③ 下水道整備率	16
④ 下水道接続率	17
⑤ 公共下水道事業の計画概要	18
4) 下水道終末処理場の概要	19
5) 下水汚泥の状況	
① 下水汚泥の処理処分状況	20
② 下水汚泥の現状	21
(3) 全国の汚水処理人口普及状況	
1) 都道府県別普及状況	22
2) 都道府県別汚水処理人口普及状況	23
3) 都道府県別生活排水処理人口普及率	24
4) 人口規模別生活排水処理普及状況	25
4. 下水道使用料・負担金・助成金の制定状況	
(1) 下水道使用料	26
(2) 受益者負担金	27
(3) 水洗化助成・貸付制度	29
(4) 県代行・県費補助事業の実施箇所（終了）	31
5. 水質の規制状況	
(1) 処理場流入水に対する規制（排除基準）	32
(2) 放流水に対する規制（排水基準）	33
(3) 上乘せ排水基準に係る水域の区分	34
6. 農業集落排水施設	
(1) 農業集落排水施設整備のあゆみ	35
(2) 農業集落排水施設 地区（処理区）一覧表	36
(3) 農業集落排水施設 処理人口普及率	39
(4) 農業集落排水施設 整備率	40
(5) 農業集落排水施設 接続率	41
(6) 農業集落排水施設 使用料	42
(7) 農業集落排水施設 水洗化助成・貸付制度	43
7. 漁業集落排水施設・林業集落排水施設・簡易小規模排水処理施設等	
(1) 漁集・林集・簡易小規模排水処理施設等 処理区（地区）一覧表	44
(2) 漁集・林集・簡易小規模排水処理施設等 整備率・接続率	45
8. 合併処理浄化槽整備事業	
(1) 合併処理浄化槽整備事業概要	46
(2) 法定検査の実施状況（第7条及び第11条検査）	47
(3) 合併処理浄化槽施設 使用料	48
(4) 合併処理浄化槽 補助金制度	49

下水道等（公共下水道、農業集落排水等、合併処理浄化槽）の生活排水処理施設は、汚水の処理・トイレの水洗化といった生活環境の改善はもとより、河川などの公共用水域の水質保全や資源循環型社会の構築に不可欠な社会資本であり、早急な整備が求められています。

このため、秋田県では平成28年（2016年）度に「あきた循環のみず推進計画2016 秋田県生活排水処理構想（第4期構想）」を策定し、各種処理施設の有する特性等を踏まえ、効率的かつ適正な整備手法を設定することにより、令和17年（2035年）度末の普及率目標を95%として整備促進に努めています。

本資料編は、下水道等の整備の実施状況、今後の計画等について表やグラフ形式でまとめたものであり、より多くの皆さんにご活用いただき、今後の下水道等の整備について、ご理解を深めていただければ幸いです。

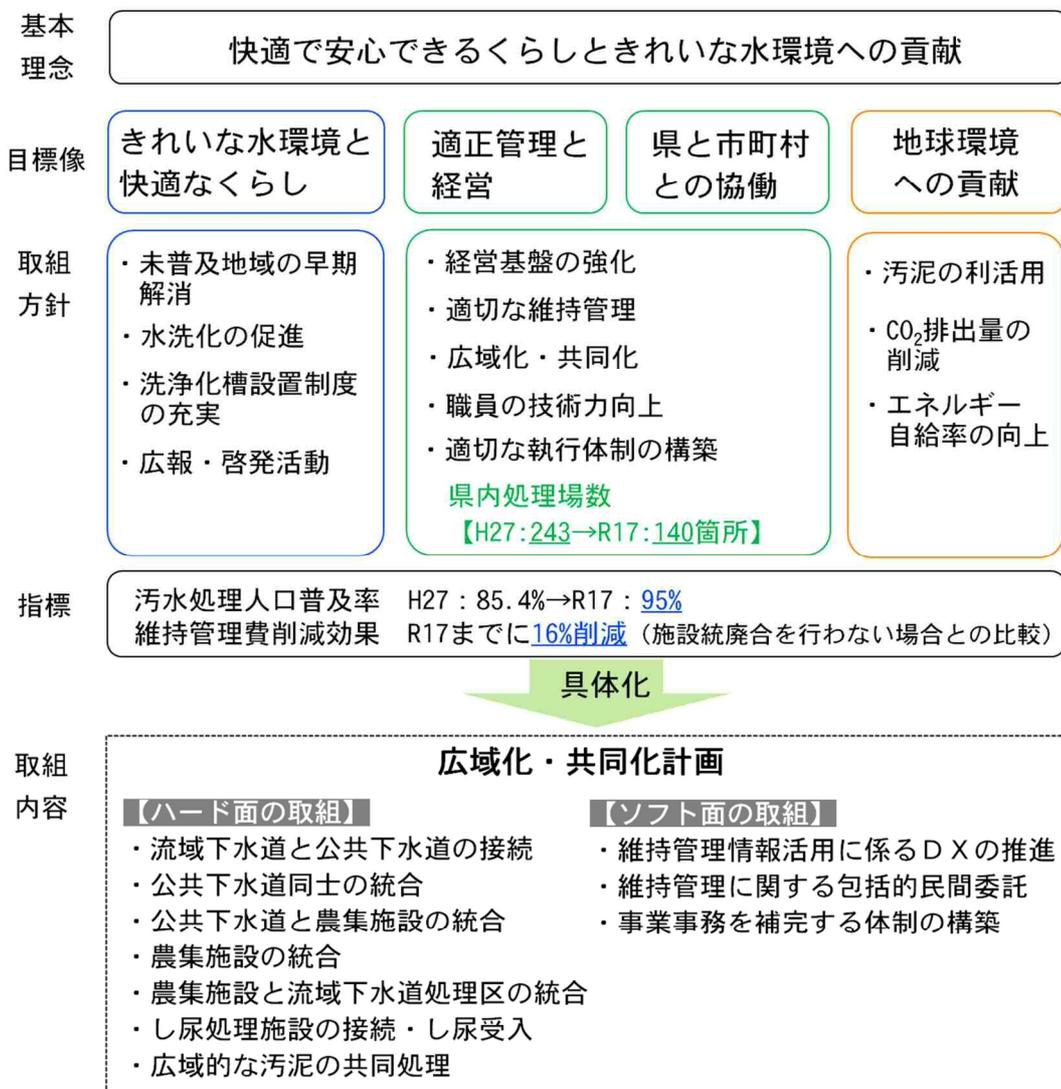
秋田県 建設部 下水道マネジメント推進課長

1. あきた循環のみず推進計画 2016

(1) 概要

全国のすう勢を上回る人口減少の進行や、県内自治体の厳しい財政状況を踏まえると、各自治体が単独で生活排水処理事業を運営し続けることが困難となるおそれがあります。

県及び県内市町村は「快適で安心できるくらしときれいな水環境への貢献」を基本理念とする「あきた循環のみず推進計画 2016（秋田県生活排水処理構想〈第4期構想〉）」を策定し、本構想に基づいて未普及地域の早期解消、資源の有効活用、そして協働による持続的な事業運営の実現を目指した取組を進めています。

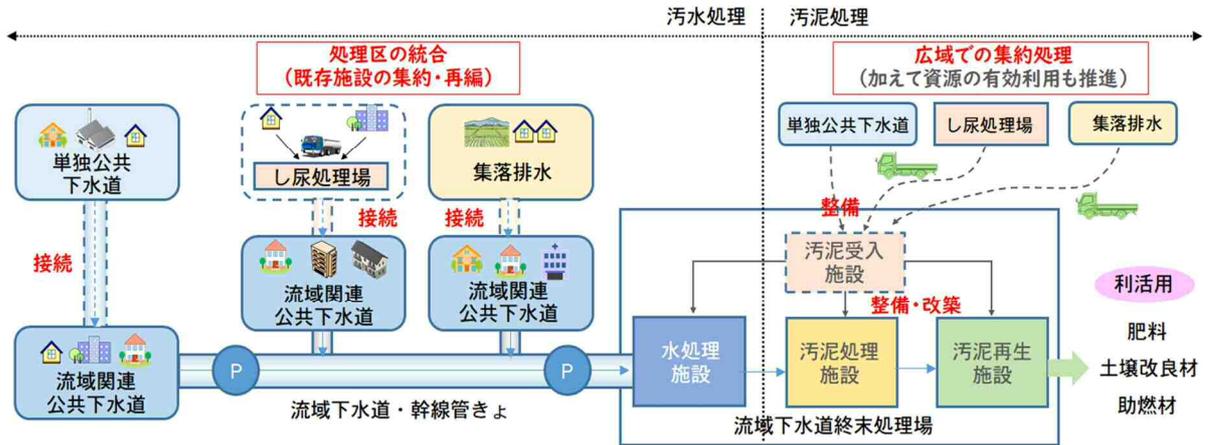


▲あきた循環のみず推進計画 2016(R5.3 見直し版)の構成

(2) 広域化・共同化の取組

あきた循環のみず推進計画 2016 の一部である「広域化・共同化計画」においては、ハード・ソフト両面における取組内容を定めるとともに、具体的な取組時期をロードマップとして取りまとめています。

施設の集約・再編や事務処理の共同化など県・市町村の連携施策を着実に進め、維持管理コストの低減を目指します。



▲流域下水道を核とした広域化・共同化のイメージ



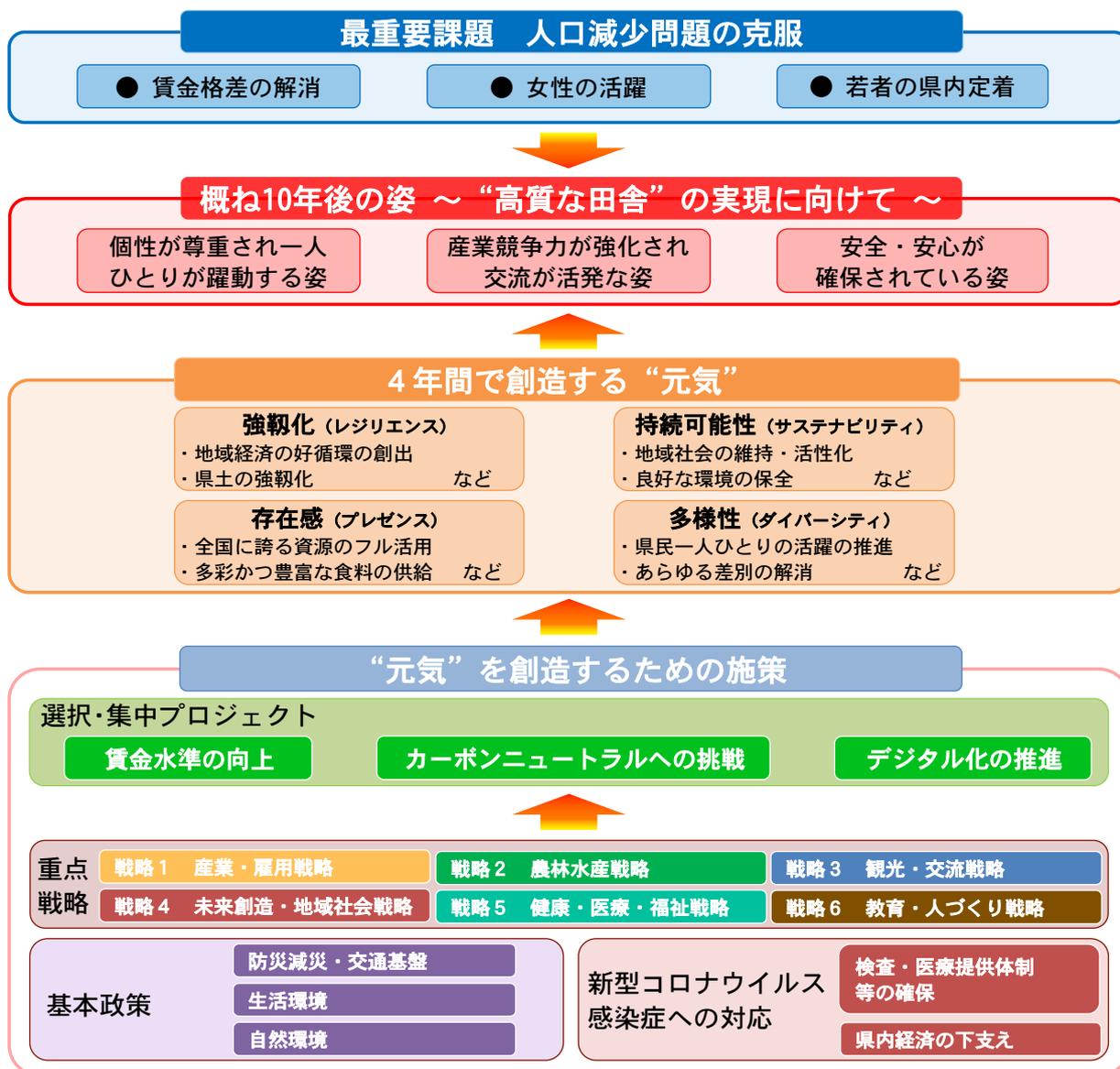
▲汚泥の広域資源化事業

2. ～大変革の時代～ 新秋田元気創造プラン

(1) 概要

秋田県では、時代の潮流やこれまでの成果と課題を踏まえつつ、新たな視点を加えながら、本県の更なる発展を図ることを目指し、2022年度から2025年度までの4年間における新たな県政運営指針として、「～大変革の時代～ 新秋田元気創造プラン」を策定しました。

計画では“高質な田舎”の実現に向けた「4つの元気」の創造を目指し、本県の先進性や優位性を最大限発揮しつつ時代の潮流や社会経済情勢の変化に対応するための「6つの重点戦略」を掲げています。また、重点戦略に基づく取組のうち、特に注力して行政資源を投入するものとして「選択・集中プロジェクト」を位置づけています。



さらに、県民の基礎的な生活環境の整備を図るため、着実かつ継続的に取り組む政策分野について、「基本政策」及び「新型コロナウイルス感染症への対応」として整理・体系化し、着実に推進します。

(2) プランにおける下水道事業の位置づけ

重点戦略4「未来創造・地域社会戦略」における施策の方向性の一つとして、県・市町村間の協働の推進を掲げています。下水道事業については、平成28年度に策定した「あきた循環のみず推進計画2016 秋田県生活排水処理構想(第4期構想)」に基づく施策を推進し、流域下水道を核とした汚水・污泥処理の広域化・共同化に取り組んでまいります。

また、「基本政策2 生活環境」における施策の方向性の一つとして、良好な生活排水処理基盤の整備を掲げています。将来にわたって良好な生活排水処理基盤を維持できるよう、生活排水処理施設の集約・再編などを推進してまいります。

3. 汚水処理整備状況

(1) 秋田県の生活排水処理整備

1) 生活排水処理構想 (第4期)

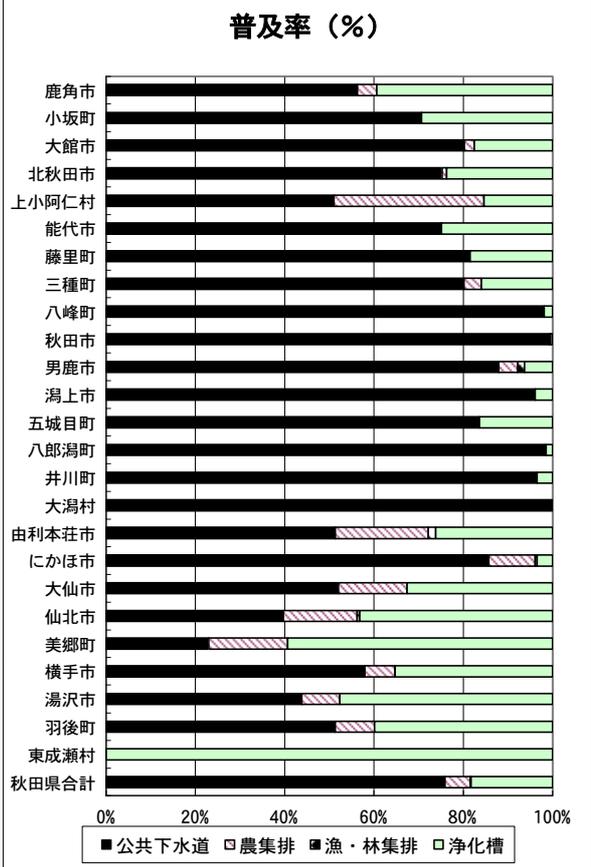
① 市町村別 全体フレーム 令和17年 (整備手法別 処理人口・処理区数)

地区名	市町村名	集合処理施設													個別処理施設				合計				
		公共下水道				計	集落排水				小計	合併処理 浄化槽 (個人設置)	浄化槽市 町村整備 推進事業	個別排水 処理施設 整備事業	小計								
		単独		流域関連 (公共・特環)	農業 集落排水		漁業・林業 集落排水	簡易・小規模 排水	計														
		公共	特環																				
鹿角市	1	200	-	-	1	12,810	2	13,000	2	990	-	-	-	2	990	4	13,990	9,090	-	-	9,090	23,080	
小坂町	-	-	1	80	1	2,330	2	2,410	-	-	-	-	-	-	-	2	2,410	1,000	-	-	1,000	3,410	
大館市	-	-	-	-	1	44,600	1	44,600	2	1,240	-	-	-	2	1,240	3	45,850	7,740	1,450	550	9,740	55,590	
北秋田市	3	15,070	1	820	-	4	15,890	2	200	-	-	-	2	200	6	16,080	4,290	720	-	-	5,010	21,100	
上小阿仁村	-	-	1	730	-	1	730	1	480	-	-	-	1	480	2	1,200	220	-	-	-	220	1,430	
能代市	1	28,900	-	-	-	1	28,900	-	-	-	-	-	-	-	1	28,900	1,800	7,760	-	-	9,560	38,460	
藤里町	-	-	1	1,720	-	1	1,720	-	-	-	-	-	-	-	1	1,720	130	260	-	-	390	2,110	
三種町	-	-	-	-	1	9,080	1	9,080	2	440	-	-	-	2	440	3	9,510	1,800	-	-	1,800	11,310	
八峰町	-	-	1	4,670	-	1	4,670	-	-	-	-	-	-	-	1	4,670	30	60	-	-	90	4,760	
秋田市	-	-	1	40	1	251,330	2	251,370	2	740	-	-	-	2	740	4	252,100	-	930	70	1,000	253,100	
男鹿市	-	-	-	-	1	16,480	1	16,480	1	780	2	300	-	3	1,080	4	17,560	1,000	170	-	-	1,170	18,730
湯上市	-	-	-	-	1	24,610	1	24,610	-	-	-	-	-	-	1	24,610	780	210	-	-	990	25,600	
五城目町	-	-	-	-	1	4,820	1	4,820	-	-	-	-	-	-	1	4,820	940	-	-	-	940	5,760	
八郎潟町	-	-	-	-	1	4,870	1	4,870	-	-	-	-	-	-	1	4,870	70	-	-	-	70	4,940	
井川町	-	-	-	-	1	3,600	1	3,600	-	-	-	-	-	-	1	3,600	110	-	20	-	130	3,730	
大潟村	-	-	-	-	1	3,210	1	3,210	-	-	-	-	-	-	1	3,210	-	-	-	-	-	3,210	
由利本荘市	2	24,790	3	6,640	-	5	31,430	34	12,790	2	900	8	130	44	13,820	49	45,250	15,720	270	10	16,000	61,250	
にかほ市	1	18,760	-	-	-	1	18,760	5	2,270	-	-	3	90	8	2,360	9	21,120	60	-	700	760	21,880	
大仙市	1	1,660	3	2,200	1	27,610	5	31,470	18	9,300	-	-	-	18	9,300	23	40,770	17,400	970	1,330	19,710	60,480	
仙北市	1	2,740	-	-	1	4,680	2	7,420	5	3,090	2	90	1	10	8	3,190	10	10,610	1,890	6,160	30	8,070	18,680
美郷町	-	-	-	-	1	3,370	1	3,370	4	2,590	-	-	-	4	2,590	5	5,960	8,690	-	-	-	8,690	14,650
横手市	-	-	-	-	1	40,020	1	40,020	5	4,660	1	30	1	20	7	4,700	8	44,720	21,950	1,280	1,060	24,290	69,000
湯沢市	1	10,830	4	3,040	-	5	13,870	3	2,710	-	-	-	3	2,710	8	16,570	11,640	3,440	-	-	15,070	31,650	
羽後町	-	-	1	5,470	-	1	5,470	1	940	-	-	-	1	940	2	6,410	4,250	-	-	-	4,250	10,660	
東成瀬村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,710	-	-	1,710	1,710
合計	11	102,930	17	25,390	15	453,410	43	581,730	87	43,210	7	1,320	13	240	107	44,770	150	626,510	110,590	25,400	3,770	139,750	766,260
構成比		13.4%	3.3%	59.2%	75.9%	5.6%	0.2%	0.0%	5.8%	81.8%	14.4%	3.3%	0.5%	18.2%	100.0%								
市町村数合計		8	10	15	24	15	4	4	15	24	22	14	8	24	25								

*平成28年度策定「秋田県生活排水処理構想」より引用 (一部令和4年度に見直し実施)
注)人口は下一桁を四捨五入しているため合計が合わないことがある。

② 市町村別 全体フレーム普及率 令和17年

No.	市町村名	計画処理人口普及率				合計
		公共 下水道	農業集落 排水	漁・林業 集排他	合併処理浄 化槽	
1	鹿角市	56.3	4.3	0.0	39.4	100
2	小坂町	70.7	0.0	0.0	29.3	100
3	大館市	80.2	2.2	0.0	17.5	100
4	北秋田市	75.3	0.9	0.0	23.7	100
5	上小阿仁村	51.0	33.6	0.0	15.4	100
6	能代市	75.1	0.0	0.0	24.9	100
7	藤里町	81.5	0.0	0.0	18.5	100
8	三種町	80.3	3.9	0.0	15.9	100
9	八峰町	98.1	0.0	0.0	1.9	100
10	秋田市	99.3	0.3	0.0	0.4	100
11	男鹿市	88.0	4.2	1.6	6.2	100
12	湯上市	96.1	0.0	0.0	3.9	100
13	五城目町	83.7	0.0	0.0	16.3	100
14	八郎潟町	98.6	0.0	0.0	1.4	100
15	井川町	96.5	0.0	0.0	3.5	100
16	大潟村	100.0	0.0	0.0	0.0	100
17	由利本荘市	51.3	20.9	1.7	26.1	100
18	にかほ市	85.7	10.4	0.4	3.5	100
19	大仙市	52.0	15.4	0.0	32.6	100
20	仙北市	39.7	16.5	0.5	43.2	100
21	美郷町	23.0	17.7	0.0	59.3	100
22	横手市	58.0	6.8	0.1	35.2	100
23	湯沢市	43.8	8.6	0.0	47.6	100
24	羽後町	51.3	8.8	0.0	39.9	100
25	東成瀬村	0.0	0.0	0.0	100.0	100
秋田県合計		75.9	5.6	0.2	18.2	100



③ 市町村別 令和17年目標（整備手法別、処理人口・処理区数）

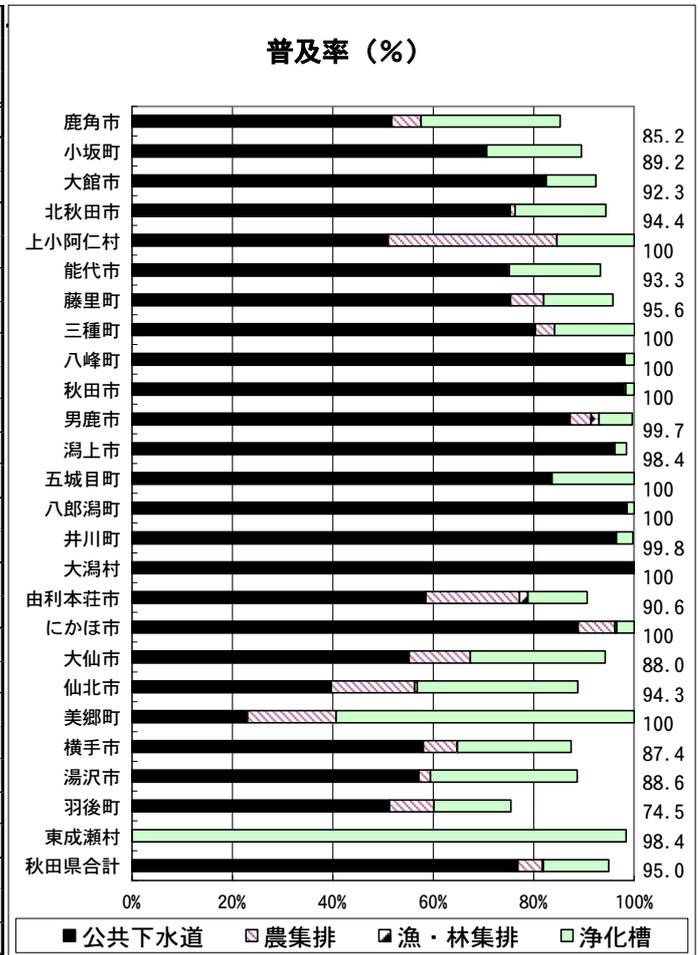
左欄:処理区数(箇所) 右欄:処理人口(人)

地区名	市町村名	集合処理施設											個別処理施設					小計	合計							
		公共下水道				集落排水他				小計	浄化槽 (個人設置)	生活排水 処理事業	個別排水 処理施設 整備事業	集合処理 浄化槽 (公共・特環)	小計											
		単独		流域関連 (公共・特環)	計	農業 集落排水	漁業・林業 集落排水	簡易・小規模 排水	計																	
		公共	特環																							
鹿角	鹿角市	1	200	0	0	1	11,740	2	11,940	3	1,340	0	0	0	0	3	1,340	5	13,280	5,680	0	0	5,680	720	6,400	19,680
	小坂町	0	0	1	80	1	2,330	2	2,410	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2,410	640	0	0	640		640	3,050
北秋田	大館市	0	0	0	0	1	45,720	1	45,720	1	130	0	0	0	0	1	130	2	45,850	4,210	870	410	5,490		5,490	51,340
	北秋田市	3	15,070	1	820	0	0	4	15,890	2	200	0	0	0	0	2	200	6	16,090	3,470	350	0	3,820		3,820	19,910
	上小阿仁村	0	0	1	730	0	0	1	730	1	480	0	0	0	0	1	480	2	1,210	220	0	0	220		220	1,430
山本	能代市	1	28,750	0	0	0	0	1	28,750	1	150	0	0	0	0	1	150	2	28,900	1,800	5,170	0	6,970		6,970	35,870
	藤里町	0	0	1	1,590	0	0	1	1,590	1	140	0	0	0	0	1	140	2	1,730	30	260	0	290		290	2,020
	三種町	0	0	0	0	1	9,080	1	9,080	2	440	0	0	0	0	2	440	3	9,520	1,800	0	0	1,800		1,800	11,310
	八峰町	0	0	1	4,670	0	0	1	4,670	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4,670	30	60	0	90		90	4,760
秋田	秋田市	0	0	1	40	1	247,860	2	247,900	3	940	0	0	0	0	3	940	5	248,840	230	700	70	1,000	3,270	4,270	253,110
	男鹿市	0	0	0	0	1	16,340	1	16,340	1	780	2	300	0	0	3	1,080	4	17,420	930	170	0	1,100	140	1,240	18,660
	潟上市	0	0	0	0	1	24,610	1	24,610	0	0	0	0	0	0	0	0	1	24,610	380	210	0	590		590	25,200
	五城目町	0	0	0	0	1	4,820	1	4,820	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4,820	940	0	0	940		940	5,760
	八郎潟町	0	0	0	0	1	4,870	1	4,870	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4,870	70	0	0	70		70	4,940
	井川町	0	0	0	0	1	3,600	1	3,600	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3,600	100	0	20	120		120	3,720
	大潟村	0	0	0	0	1	3,210	1	3,210	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3,210	0	0	0				3,210
由利	由利本荘市	2	26,470	3	9,390	0	0	5	35,860	23	11,420	2	900	8	130	33	12,450	38	48,310	1,840	270	10	2,120	5,100	7,220	55,530
	にかほ市	1	19,450	0	0	0	0	1	19,450	3	1,580	0	0	3	90	6	1,670	7	21,120	60	0	700	760		760	21,880
仙北	大仙市	1	1,660	3	2,740	1	29,000	5	33,400	12	7,360	0	0	0	0	12	7,360	17	40,760	13,940	970	1,330	16,240		16,240	57,000
	仙北市	1	2,740	0	0	1	4,680	2	7,420	5	3,090	2	90	1	10	8	3,190	10	10,610	1,890	3,920	30	5,840		5,840	16,450
	美郷町	0	0	0	1	3,370	1	3,370	4	2,590	0	0	0	0	0	4	2,590	5	5,960	8,690	0	0	8,690		8,690	14,650
平鹿	横手市	0	0	0	1	40,020	1	40,020	5	4,660	1	30	1	20	7	4,710	8	44,730	13,270	1,280	1,060	15,610		15,610	60,340	
雄勝	湯沢市	1	15,040	4	3,040	0	0	5	18,080	1	730	0	0	0	0	1	730	6	18,810	5,800	3,440	0	9,240		9,240	28,050
	羽後町	0	0	1	5,470	0	0	1	5,470	1	940	0	0	0	0	1	940	2	6,410	1,630	0	0	1,630		1,630	8,040
	東成瀬村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,690	0	0	1,690		1,690	1,690	
合計	11	109,380	17	28,570	15	451,250	43	589,200	69	36,970	7	1,320	13	250	89	38,540	132	627,740	67,650	19,360	3,630	90,640	9,230	99,870	727,600	

*平成28年度策定「秋田県生活排水処理構想」より引用（一部令和4年度に見直し実施）
注)人口は下一桁を四捨五入しているため合計が合わないことがある。

④ 市町村別 令和17年目標普及率

No.	市町村名	計画処理人口普及率				合計
		公共 下水道	農業集落 排水	漁・林業 集排他	合併処理 浄化槽	
1	鹿角市	51.7	5.8	0.0	27.7	85.2
2	小坂町	70.7	0.0	0.0	18.8	89.2
3	大館市	82.2	0.2	0.0	9.9	92.3
4	北秋田市	75.3	0.9	0.0	18.1	94.4
5	上小阿仁村	51.0	33.6	0.0	15.4	100.0
6	能代市	74.8	0.4	0.0	18.1	93.3
7	藤里町	75.4	6.6	0.0	13.7	95.6
8	三種町	80.3	3.9	0.0	15.9	100.0
9	八峰町	98.1	0.0	0.0	1.9	100.0
10	秋田市	97.9	0.4	0.0	1.7	100.0
11	男鹿市	87.2	4.2	1.6	6.6	99.7
12	潟上市	96.1	0.0	0.0	2.3	98.4
13	五城目町	83.7	0.0	0.0	16.3	100.0
14	八郎潟町	98.6	0.0	0.0	1.4	100.0
15	井川町	96.5	0.0	0.0	3.2	99.8
16	大潟村	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
17	由利本荘市	58.5	18.6	1.7	11.8	90.6
18	にかほ市	88.9	7.2	0.4	3.5	100.0
19	大仙市	55.2	12.2	0.0	26.9	94.3
20	仙北市	39.7	16.5	0.5	31.3	88.0
21	美郷町	23.0	17.7	0.0	59.3	100.0
22	横手市	58.0	6.8	0.1	22.6	87.4
23	湯沢市	57.1	2.3	0.0	29.2	88.6
24	羽後町	51.3	8.8	0.0	15.3	74.5
25	東成瀬村	0.0	0.0	0.0	98.4	98.4
	秋田県合計	76.9	4.8	0.2	13.0	95.0



2) 汚水処理人口普及率

① 市町村別汚水処理人口普及率（事業区分別）

注) 本項以降に用いられている「汚水処理人口普及率」は下水道等施設の普及率を表す全国統一表記であり、「下水道等普及率」と同意語である。

(令和4年度末)

市町村名	公共下水道		農業集落排水		漁・林・簡易・小規模		合併処理浄化槽		汚水処理人口合計		R4までの整備手法					住民基本台帳人口 (人) (R5.3.31)	
	処理人口 (人)	普及率 (%)	公共下水道		集落排水等				合併								
											単	流	農	漁林	簡小		
秋田市	283,873	95.1	6,207	2.1	0	0.0	4,933	1.7	295,013	98.8	●	●	●			●	298,587
能代市	26,325	53.8	203	0.4	0	0.0	11,220	22.9	37,748	77.1	●		●			●	48,948
横手市	43,064	51.6	6,666	8.0	58	0.1	17,951	21.5	67,739	81.2	●	●	●	●	●	●	83,448
大館市	41,825	61.9	5,515	8.2	0	0.0	7,295	10.8	54,635	80.9		●	●			●	67,550
男鹿市	17,919	73.1	1,053	4.3	347	1.4	1,054	4.3	20,373	83.1		●	●	●		●	24,511
湯沢市	18,532	45.1	3,474	8.4	0	0.0	9,880	24.0	31,886	77.5	●		●			●	41,130
鹿角市	13,125	46.6	1,530	5.4	0	0.0	4,060	14.4	18,715	66.5	●	●	●			●	28,141
由利本荘市	34,259	47.4	19,779	27.4	1,386	1.9	11,950	16.5	67,374	93.2	●		●	●	●	●	72,278
潟上市	29,865	94.3	782	2.5	0	0.0	352	1.1	30,999	97.9		●	●			●	31,673
大仙市	37,633	49.6	14,082	18.6	0	0.0	13,156	17.3	64,871	85.5	●	●	●			●	75,867
北秋田市	16,357	56.3	4,524	15.6	0	0.0	3,757	12.9	24,638	84.9	●		●			●	29,036
にかほ市	15,890	69.5	6,110	26.7	84	0.4	612	2.7	22,696	99.3	●		●		●	●	22,863
仙北市	9,186	38.5	3,807	16.0	113	0.5	5,492	23.0	18,598	78.0	●	●	●	●	●	●	23,835
小坂町	3,516	75.7	0	0.0	0	0.0	670	14.4	4,186	90.1	●	●				●	4,644
上小阿仁村	998	50.0	720	36.1	0	0.0	232	11.6	1,950	97.7	●		●			●	1,996
藤里町	2,195	76.5	151	5.3	0	0.0	388	13.5	2,734	95.3	●		●			●	2,869
三種町	10,935	73.4	1,652	11.1	0	0.0	1,398	9.4	13,985	93.9		●	●			●	14,899
八峰町	4,453	69.3	1,082	16.8	624	9.7	104	1.6	6,263	97.4	●		●	●		●	6,427
五城目町	6,509	78.6	0	0.0	0	0.0	744	9.0	7,253	87.6		●				●	8,279
八郎潟町	5,281	98.7	0	0.0	0	0.0	17	0.3	5,298	99.0		●				●	5,349
井川町	4,219	96.9	0	0.0	0	0.0	125	2.9	4,344	99.8		●				●	4,353
大瀧村	2,946	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2,946	100.0		●					2,946
美郷町	3,673	20.3	3,838	21.2	0	0.0	8,675	48.0	16,186	89.6		●	●			●	18,066
羽後町	6,156	45.4	2,169	16.0	0	0.0	2,304	17.0	10,629	78.4	●		●			●	13,560
東成瀬村	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2,061	86.8	2,061	86.8						●	2,375
市合計	587,853	69.3	73,732	8.7	1,988	0.2	91,712	10.8	755,285	89.1							847,867
町村計	50,881	59.3	9,612	11.2	624	0.7	16,718	19.5	77,835	90.8							85,763
県合計	638,734	68.4	83,344	8.9	2,612	0.3	108,430	11.6	833,120	89.2							933,630

(注) 普及率は四捨五入を行ったため、合計が合わないことがある。

② 秋田県汚水処理人口普及率

(令和4年度末 25市町村)

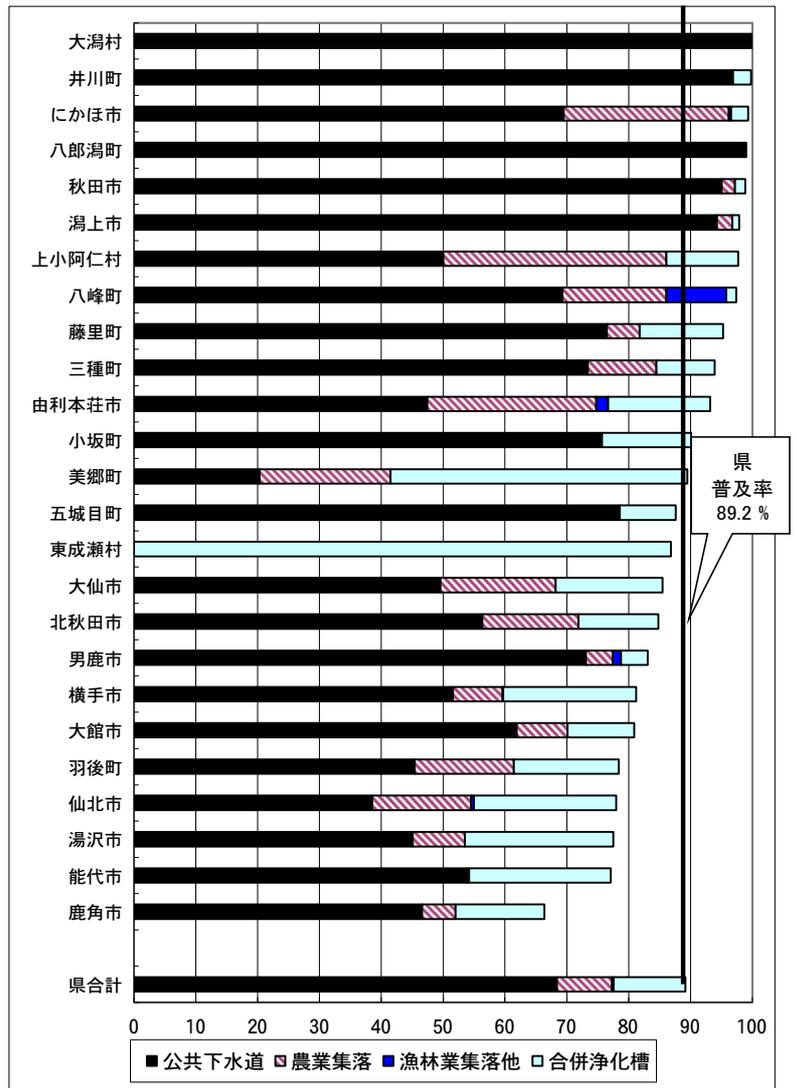
(単位：%)

順位	市町村名	公共下水道	農業集落	漁林業集落他	合併浄化槽	合計	R17目標
1	大 潟 村	100.0	-	-	-	100.0	100.0
2	井 川 町	96.9	-	-	2.9	99.8	99.8
3	に か ほ 市	69.5	26.7	0.4	2.7	99.3	100.0
4	八 郎 潟 町	98.7	-	-	0.3	99.1	100.0
5	秋 田 市	95.1	2.1	-	1.7	98.8	100.0
6	潟 上 市	94.3	2.5	-	1.1	97.9	98.4
7	上小阿仁村	50.0	36.1	-	11.6	97.7	100.0
8	八 峰 町	69.3	16.8	9.7	1.6	97.5	100.0
9	藤 里 町	76.5	5.3	-	13.5	95.3	95.6
10	三 種 町	73.4	11.1	-	9.4	93.9	100.0
11	由利本荘市	47.4	27.4	1.9	16.5	93.2	90.6
12	小 坂 町	75.7	-	-	14.4	90.1	100.0
13	美 郷 町	20.3	21.2	-	48.0	89.6	100.0
14	五 城 目 町	78.6	-	-	9.0	87.6	100.0
15	東 成 瀬 村	-	-	-	86.8	86.8	98.4
16	大 仙 市	49.6	18.6	-	17.3	85.5	94.3
17	北 秋 田 市	56.3	15.6	-	12.9	84.9	94.4
18	男 鹿 市	73.1	4.3	1.4	4.3	83.1	99.7
19	横 手 市	51.6	8.0	0.1	21.5	81.2	87.4
20	大 館 市	61.9	8.2	-	10.8	80.9	92.3
21	羽 後 町	45.4	16.0	-	17.0	78.4	74.5
22	仙 北 市	38.5	16.0	0.5	23.0	78.0	88.0
23	湯 沢 市	45.1	8.4	-	24.0	77.5	88.6
24	能 代 市	53.8	0.4	-	22.9	77.1	93.3
25	鹿 角 市	46.6	5.4	-	14.4	66.5	85.2
	県 合 計	68.4	8.9	0.3	11.6	89.2	95.0

- : 事業計画なし

$$\text{普及率} = \frac{\text{処理区域内人口}}{\text{住民基本台帳人口}} \times 100\%$$

普及率グラフ

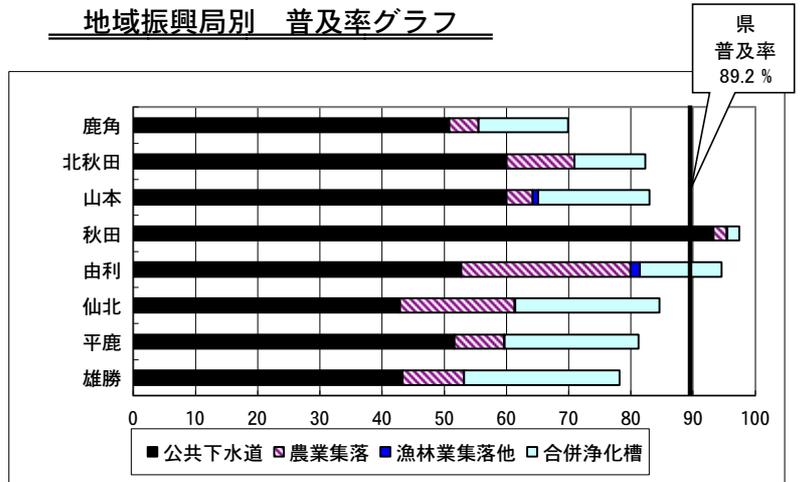


地域振興局管内別 普及率

(単位：%)

振興局名	公共下水道	農業集落	漁林業集落他	合併浄化槽	合計
鹿角	50.8	4.7	-	14.4	69.9
北秋田	60.0	10.9	-	11.4	82.4
山本	60.0	4.2	0.9	17.9	83.0
秋田	93.3	2.1	0.1	1.9	97.5
由利	52.7	27.2	1.5	13.2	94.7
仙北	42.9	18.4	0.1	23.2	84.6
平鹿	51.6	8.0	0.1	21.5	81.2
雄勝	43.3	9.9	-	25.0	78.1

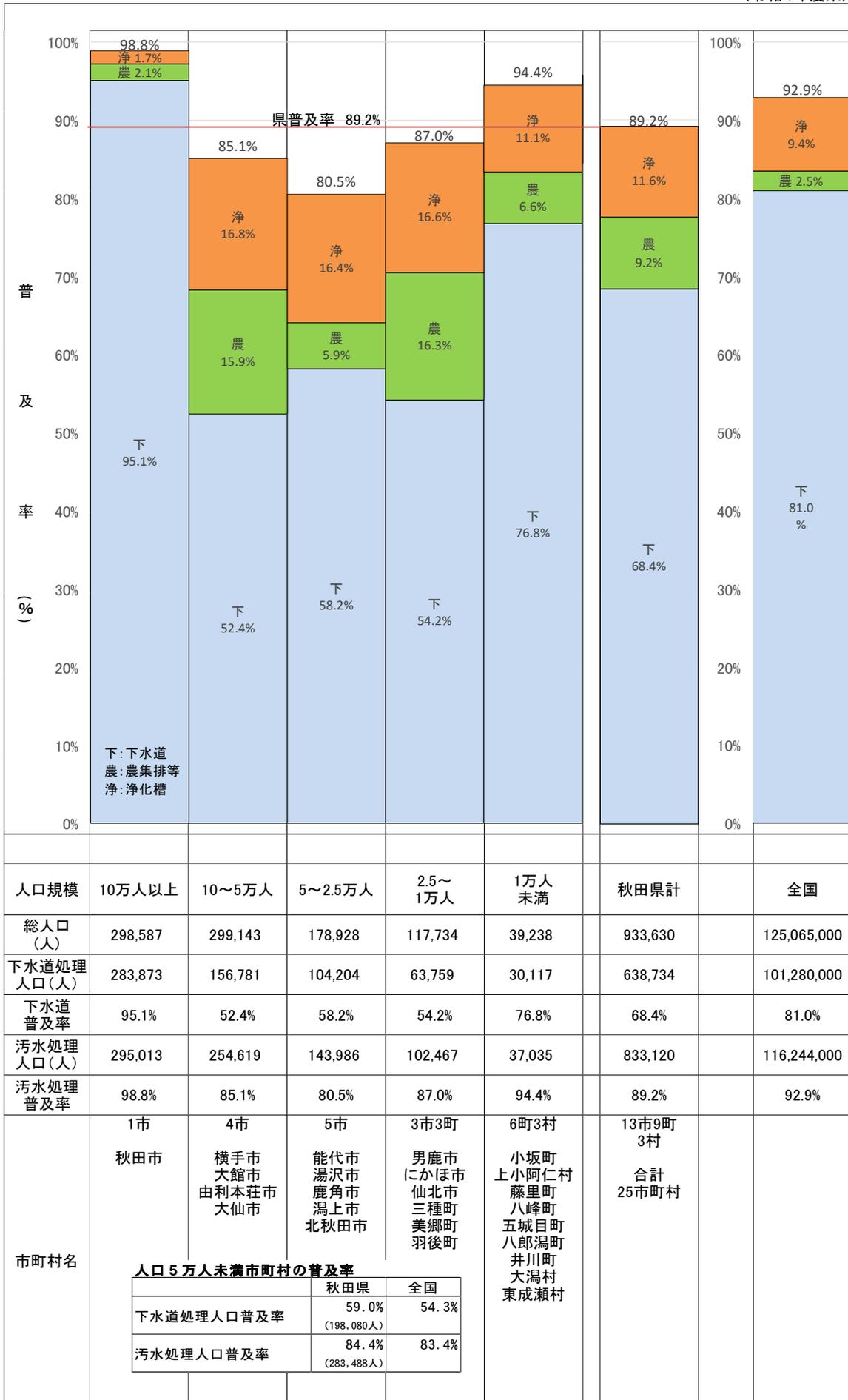
地域振興局別 普及率グラフ



- (注) 1 普及率は四捨五入を行ったため、合計が合わないことがある。
2 漁林業集落他には簡易排水施設、小規模集合排水処理施設を含む。

③ 市町村人口規模別普及状況

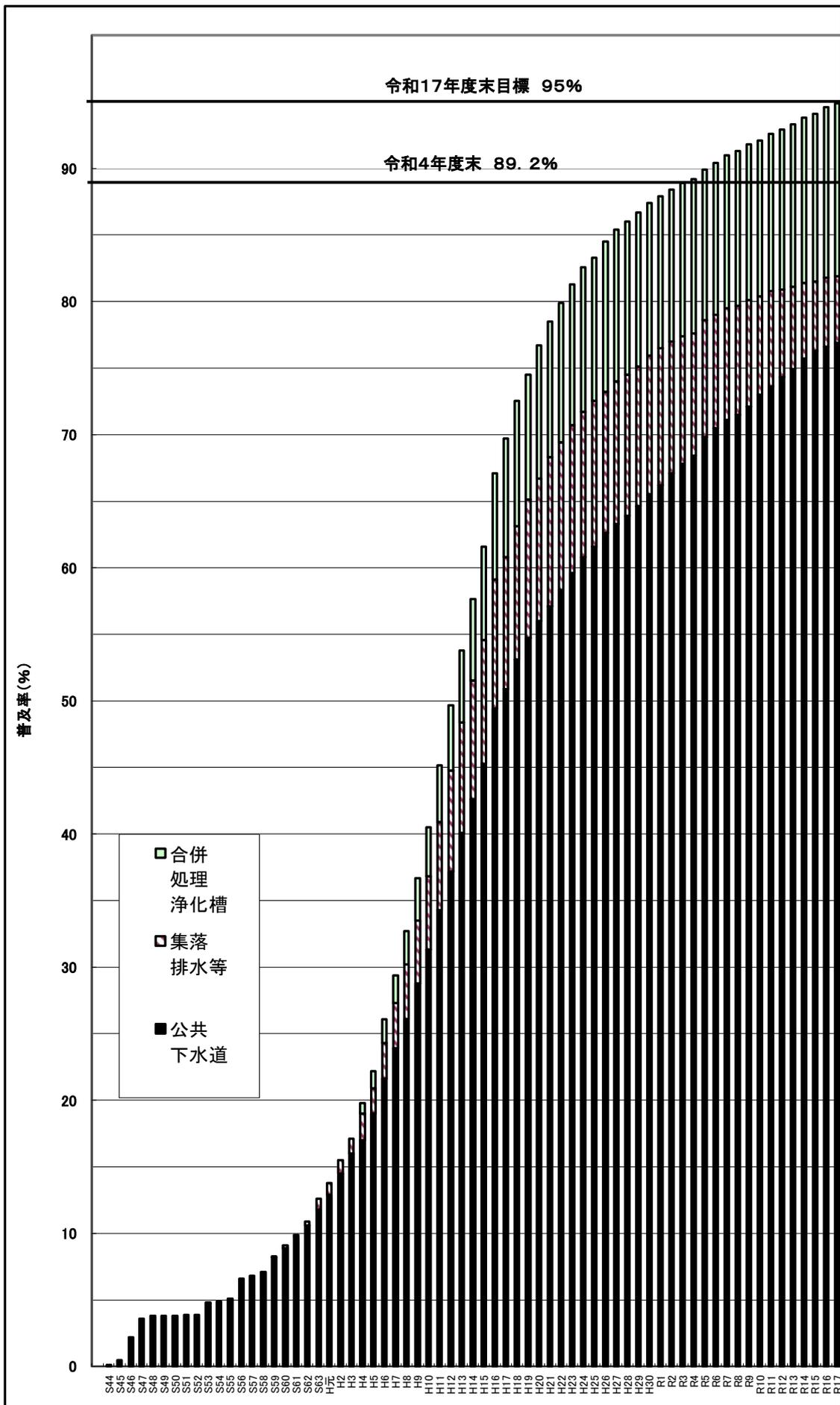
(令和4年度末)



※全国のデータは、東日本大震災の影響により、福島県においては調査不能な市町村を除いたデータである。

④ 汚水処理人口普及率推移グラフ

年 度	公共 下水道	集落 排水等	合併 処理 浄化槽	全体 普及率
S44	0.1			
S45	0.5			
S46	2.2			
S47	3.6			
S48	3.8			
S49	3.8			
S50	3.8			
S51	3.9			
S52	3.9			
S53	4.8			
S54	4.9			
S55	5.1			
S56	6.6			
S57	6.8			
S58	7.1	0		7.1
S59	8.2	0.1		8.3
S60	8.9	0.2		9.1
S61	9.7	0.2		9.9
S62	10.6	0.3		10.9
S63	11.8	0.8		12.6
H元	12.9	0.9		13.8
H2	14.5	1.0		15.5
H3	16.0	1.1	0	17.1
H4	17.0	2.0	0.8	19.8
H5	19.0	1.9	1.3	22.2
H6	21.6	2.7	1.8	26.1
H7	23.9	3.4	2.1	29.4
H8	26.1	4.1	2.5	32.7
H9	28.8	4.7	3.2	36.8
H10	31.3	5.5	3.7	40.6
H11	34.3	6.6	4.3	45.2
H12	37.2	7.6	4.9	49.7
H13	40.1	8.3	5.4	53.8
H14	42.6	8.9	6.1	57.6
H15	45.3	9.3	7.0	61.6
H16	49.4	9.7	8.0	67.1
H17	50.9	9.9	8.9	69.7
H18	53.1	10.0	9.4	72.5
H19	54.7	10.4	9.4	74.5
H20	56.0	10.7	10.0	76.7
H21	57.1	11.2	10.2	78.5
H22	58.3	11.1	10.5	79.9
H23	59.6	11.1	10.6	81.3
H24	60.8	10.9	10.9	82.7
H25	61.6	10.9	10.8	83.7
H26	62.6	10.6	11.3	84.5
H27	63.3	10.7	11.4	85.4
H28	63.9	10.6	11.5	86.1
H29	64.6	10.5	11.6	86.7
H30	65.5	10.4	11.5	87.4
R1	66.2	10.3	11.4	88.0
R2	67.1	9.9	11.4	88.4
R3	67.8	9.6	11.5	88.9
R4	68.4	9.2	11.6	89.2
R5	69.8	8.8	11.3	89.9
R6	70.5	8.5	11.4	90.4
R7	71.1	8.4	11.5	91.0
R8	71.5	8.2	11.6	91.3
R9	72.1	8.0	11.7	91.8
R10	73.0	7.4	11.7	92.1
R11	73.6	7.2	11.8	92.6
R12	74.3	6.6	12.0	92.9
R13	74.9	6.2	12.2	93.3
R14	75.7	5.7	12.4	93.8
R15	76.3	5.2	12.6	94.1
R16	76.6	5.2	12.8	94.6
R17	76.9	5.0	13.0	94.9



(注) 1. 普及率は四捨五入を行ったため、合計が合わないことがある。
 2. 普及率は、R4までは実績値、R5以降は整備構想における計画値を記載している。

⑤ 市町村別汚水処理人口普及率・接続率（参考）

（令和4年度末）

No.	市町村名	公共下水道					農業集落排水					漁・林・簡易・小規模				集合処理施設 小計			合併処理浄化槽		生活排水 処理施設合計				住民基本台帳人口(人) (R5.3.31)	普及率 順位	接続率 順位		
		処理人口 (人)	普及率 (%)	接続		普及率 順位	処理人口 (人)	普及率 (%)	接続		普及率 順位	処理人口 (人)	普及率 (%)	接続		処理人口 (人)	普及率 (%)	接続	処理人口 (人)	普及率 (%)	接続								
				人口 (人)	率 (%)				人口 (人)	率 (%)				人口 (人)	率 (%)							人口 (人)	率 (%)						
1	秋田市	283,873	95.1	257,042	90.5	4	8	6,207	2.1	5,965	96.1	18	3	0	-	0	-	290,080	263,007	90.7	4,933	1.7	295,013	98.8	267,940	90.8	298,587	5	10
2	能代市	26,325	53.8	23,124	87.8	15	9	203	0.4	203	100.0	19	1	0	-	0	-	26,528	23,327	87.9	11,220	22.9	37,748	77.1	34,547	91.5	48,948	24	7
3	横手市	43,064	51.6	33,157	77.0	16	14	6,666	8.0	5,452	81.8	13	11	58	0.1	58	100.0	49,788	38,667	77.7	17,951	21.5	67,739	81.2	56,618	83.6	83,448	19	16
4	大館市	41,825	61.9	34,209	81.8	13	12	5,515	8.2	4,651	84.3	12	9	0	-	0	-	47,340	38,860	82.1	7,295	10.8	54,635	80.9	46,155	84.5	67,550	20	13
5	男鹿市	17,919	73.1	13,613	76.0	10	15	1,053	4.3	928	88.1	16	8	347	1.4	310	89.3	19,319	14,851	76.9	1,054	4.3	20,373	83.1	15,905	78.1	24,511	18	20
6	湯沢市	18,532	45.1	12,989	70.1	22	21	3,474	8.4	2,260	65.1	11	17	0	-	0	-	22,006	15,249	69.3	9,880	24.0	31,886	77.5	25,129	78.8	41,130	23	19
7	鹿角市	13,125	46.6	8,451	64.4	20	23	1,530	5.4	1,164	76.1	14	15	0	-	0	-	14,655	9,615	65.6	4,060	14.4	18,715	66.5	13,675	73.1	28,141	25	23
8	由利本荘市	34,259	47.4	31,905	93.1	19	4	19,779	27.4	15,704	79.4	2	12	1,386	1.9	1,176	84.8	55,424	48,785	88.0	11,950	16.5	67,374	93.2	60,735	90.1	72,278	11	11
9	潟上市	29,865	94.3	27,224	91.2	5	7	782	2.5	619	79.2	17	13	0	-	0	-	30,647	27,843	90.9	352	1.1	30,999	97.9	28,195	91.0	31,673	6	9
10	大仙市	37,633	49.6	27,610	73.4	18	20	14,082	18.6	9,923	70.5	5	16	0	-	0	-	51,715	37,533	72.6	13,156	17.3	64,871	85.5	50,689	78.1	75,867	16	20
11	北秋田市	16,357	56.3	12,069	73.8	14	18	4,524	15.6	4,066	89.9	9	7	0	-	0	-	20,881	16,135	77.3	3,757	12.9	24,638	84.9	19,892	80.7	29,036	17	18
12	にかほ市	15,890	69.5	14,652	92.2	11	6	6,110	26.7	5,655	92.6	3	5	84	0.4	78	92.9	22,084	20,385	92.3	612	2.7	22,696	99.3	20,997	92.5	22,863	3	6
13	仙北市	9,186	38.5	6,776	73.8	23	18	3,807	16.0	2,942	77.3	7	14	113	0.5	85	75.2	13,106	9,803	74.8	5,492	23.0	18,598	78.0	15,295	82.2	23,835	22	17
14	小坂町	3,516	75.7	2,853	81.1	8	13	0	-	0	-	20	20	0	-	0	-	3,516	2,853	81.1	670	14.4	4,186	90.1	3,523	84.2	4,644	12	14
15	上小阿仁村	998	50.0	983	98.5	17	2	720	36.1	719	99.9	1	2	0	-	0	-	1,718	1,702	99.1	232	11.6	1,950	97.7	1,934	99.2	1,996	7	3
16	藤里町	2,195	76.5	1,854	84.5	7	10	151	5.3	137	90.7	15	6	0	-	0	-	2,346	1,991	84.9	388	13.5	2,734	95.3	2,379	87.0	2,869	9	12
17	三種町	10,935	73.4	8,154	74.6	9	16	1,652	11.1	1,005	60.8	10	19	0	-	0	-	12,587	9,159	72.8	1,398	9.4	13,985	93.9	10,557	75.5	14,899	10	22
18	八峰町	4,453	69.3	3,305	74.2	12	17	1,082	16.8	677	62.6	6	18	624	9.7	424	67.9	6,159	4,406	71.5	104	1.6	6,263	97.4	4,510	72.0	6,427	8	25
19	五城目町	6,509	78.6	5,346	82.1	6	11	0	-	0	-	20	20	0	-	0	-	6,509	5,346	82.1	744	9.0	7,253	87.6	6,090	84.0	8,279	14	15
20	八郎潟町	5,281	98.7	4,907	92.9	2	5	0	-	0	-	20	20	0	-	0	-	5,281	4,907	92.9	17	0.3	5,298	99.0	4,924	92.9	5,349	4	5
21	井川町	4,219	96.9	4,048	95.9	3	3	0	-	0	-	20	20	0	-	0	-	4,219	4,048	95.9	125	2.9	4,344	99.8	4,173	96.1	4,353	2	4
22	大湯村	2,946	100.0	2,946	100.0	1	1	0	-	0	-	20	20	0	-	0	-	2,946	2,946	100.0	0	-	2,946	100.0	2,946	100.0	2,946	1	1
23	美郷町	3,673	20.3	2,430	66.2	24	22	3,838	21.2	3,687	96.1	4	3	0	-	0	-	7,511	6,117	81.4	8,675	48.0	16,186	89.6	14,792	91.4	18,066	13	8
24	羽後町	6,156	45.4	3,636	59.1	21	24	2,169	16.0	1,798	82.9	7	10	0	-	0	-	8,325	5,434	65.3	2,304	17.0	10,629	78.4	7,738	72.8	13,560	21	24
25	東成瀬村	0	-	0	-	25	25	0	-	0	-	20	20	0	-	0	-	0	0	-	2,061	86.8	2,061	86.8	2,061	100.0	2,375	15	1
	県 合計	638,734	68.4	543,283	85.1			83,344	8.9	67,555	81.1			2,612	0.3	2,131	81.6	724,690	612,969	84.6	108,430	11.6	833,120	89.2	721,399	86.6	933,630		

※接続人口には生活雑排水(トイレ以外の台所、風呂、洗濯等の排水)のみを接続しているケースを含む。

(2) 秋田県の下水道

1) 下水道のあゆみ

(令和4年度末)

年度	公共下水道着手都市		流域下水道着手	処理開始都市	処理開始処理場	普及率(%)	
	単 独	流 域 関 連				県	全国
昭 7	◇秋田市(八橋)	1					
24	能代市	1					
44	▲大潟村	1		大潟村(単独)	1	大潟(H6廃止)	0 0 14
45				秋田市(単独)	1	八橋(R2廃止)	0 1 16
50			昭 和 町	1	臨 海		4 23
51			◇秋田市	1			4 24
52							4 26
53			男鹿市,天王町	2			5 27
54	田沢湖町	1					5 28
55							5 30
56	本荘市,○小坂町(十和田湖)	2	大曲市	1	大 曲		7 31
57			飯田川町	1	横 手	秋田市(流開)	1 7 32
58			横手市	1			7 33
59						能代市	1 8 34
60	岩城町	1					9 36
61			八郎潟町	1	大 館	昭 和 町,天王町,田沢湖町	3 10 37
62	◇秋田(金足)	1	大館市,角館町,井川町,中仙町	4			11 39
63	◇秋田(羽川),由利町,西目町	3	○鹿角市,雄和町,若美町,零丘町	4	鹿 角	大曲市,飯田川町	2 12 40
平成	◇秋田(太平山)	1	比内町,五城目町,河辺町	7		横手市,男鹿市	2 13 42
元			平鹿町,十文字町				
			増田町,雄物川町				
2	森吉町	1	田代町,山本町,大雄村	3		八郎潟町,井川町	2 0 15 44
3	湯沢市,鷹巣町	2	六郷町	1		本荘市,中仙町	3 3 16 45
4	仁賀保組合(仁賀保町 金浦町,象潟町)	3	仙北町	1		小坂町(十和田湖)	5 2 17 47
5	◎西仙北町(刈和野) 協和町	2	八竜町,▲大潟村	2		大館市,零丘町,若美町	3 3 19 49
6	矢島町,大内町 ◎西仙北町(強首)	3				雄和町,岩城町	3 22 51
7	八森町	1	○小坂町	1		五城目町,河辺町,平鹿町	5 3 24 54
8	山内村,羽後町	2				比内町,大潟村(流開)	4 1 26 55
9	上小阿仁村,峰浜村	2				角館町,大雄村	3 2 29 56
10	合川町,阿仁町,藤里町 ◎皆瀬村(小安)	4				鹿角市(流開),田代町	7 4 31 58
11						山本町,由利町,西目町	5 34 60
12						湯沢市,八竜町	4 3 37 62
13			神岡町	1		仙北町,十文字町	3 3 40 64
14	◎皆瀬村(皆瀬)	1				森吉町,協和町,雄物川町	2 2 43 65
15	福川町	1				小坂町(流開),鷹巣町	2 2 45 66
16	雄勝町	1				仁賀保町,金浦町,象潟町	2 49 68
17	大仙市(旧南外),○鹿角市(湯瀬)	2				西仙北町,六郷町,増田町	2 51 69
18						北秋田市(旧合川町)	1 53 71
19						大仙市(神岡町),湯沢市(旧雄勝町)	2 55 72
20						湯沢市(旧雄勝町)	1 56 73
21						大仙市(旧南外村),鹿角市	2 57 74
22							58 75
23							60 76
24							61 76
25							62 77
26							63 78
27							63 78
28							64 78
29							65 79
30							66 79
令和元							66 79
2							67 80
3							68 81
4							68 81
計	31市町村	32市町村	5処理区	60市町村	37処理区	(内、県施設5,市町村施設32)	

注) 本表はH16.4.1現在の市町村数で構成されている(9市50町10村 計69市町村)

○市町村合併(H16.11-H18.4)による市町村変遷

H16.11 美郷町:六郷町,千畑町,仙南村(3町)

H17.1 秋田市:秋田市,雄和町,河辺町(1市2町)

H17.3 男鹿市:男鹿市,若美町(1市1町)

H17.3 湯沢市:湯沢市,福川町,雄勝町,皆瀬村(1市2町1村)

H17.3 大仙市:大曲市,神岡町,西仙北町,中仙町,協和町,南外村,仙北町,太田町(1市6町1村)

H17.3 由利本荘市:本荘市,岩城町,由利町,西目町,大内町,東由利町,矢島町,鳥海町(1市7町)

H17.3 北秋田市:鷹巣町,森吉町,合川町,阿仁町(4町)

H17.3 湯上市:天王町,飯田川町,昭 和 町(3町)

H17.6 大館市:大館市,比内町,田代町(1市2町)

H17.9 仙北市:角館町,田沢湖町,西木村(2町1村)

H17.10 にかほ市:仁賀保町,金浦町,象潟町(3町)

H17.10 横手市:横手市,増田町,平鹿町,雄物川町,大森町,十文字町,山内村,大雄村(1市5町2村)

H18.3 能代市:能代市,二ツ井町(1市1町)

H18.3 三種町:零丘町,山本町,八竜町(3町)

H18.3 八峰町:八森町,峰浜村(1町1村)

市町村合併前(H16.4.1現在)
県全体69市町村中
下水道計画有り 60市町村

↓

市町村合併後(H18.4.1現在)
県全体25市町村中
下水道計画有り ※24市町村
24市町村全部が着手・供用済

備考

◇印市町村: 複数処理区の単独に加え、流開も実施
・対象市町村: 秋田市

◎印市町村: 複数処理区の単独を実施
・対象市町村: 西仙北町,皆瀬村

○印市町村: 単独に加え、流開も実施
・対象市町村: 鹿角市・小坂町(ただし、十和田湖は県事業)

▲大潟村: H6年に単独から流域関連に変更

※下水道計画がない市町村: 二ツ井町,東由利町,鳥海町,西木村,太田町,千畑町,仙南村,大森町,東成瀬村(9町村)

2) 流域下水道の状況

① 流域下水道事業の実施状況



【流域下水道とは】

2市町村以上の区域の下水を処理する広域的な下水道で県が設置管理する。市町村の下水を受け入れる幹線管渠と終末処理場から成る。幹線管渠に接続する枝線管渠は関連する市町村が公共下水道として整備する。

秋田県では、秋田湾・雄物川流域下水道に臨海、大曲、横手の3処理区、米代川流域下水道に大館、鹿角の2処理区がそれぞれS57～H7年度にかけ供用開始している。

流域別下水道整備総合計画

秋田湾・雄物川流域

米代川流域

流域別下水道整備総合計画の策定状況

流域名	変更回数	経緯			基準年度	
		着手年度	協議申出	承認/同意	現状	目標
秋田湾・雄物川	当初	S48	S50.5.13	S56.9.16	S47	H7
	第1回変更	S57	H6.2.22	H7.2.14	S55	H17
	第2回変更	—	—	H13.3.5	S55	H17
	第3回変更	H14	—	H17.4.1	H12	H32
	第4回変更	H28	—	R1.11.1	H27	R27
米代川	当初	S49	S57.10.18	S59.9.18	S47	H7
	第1回変更	H7	H15.8.27	H17.1.5	H5	H27
	第2回変更	H25	H27.5.12	H28.3.31	H22	H52

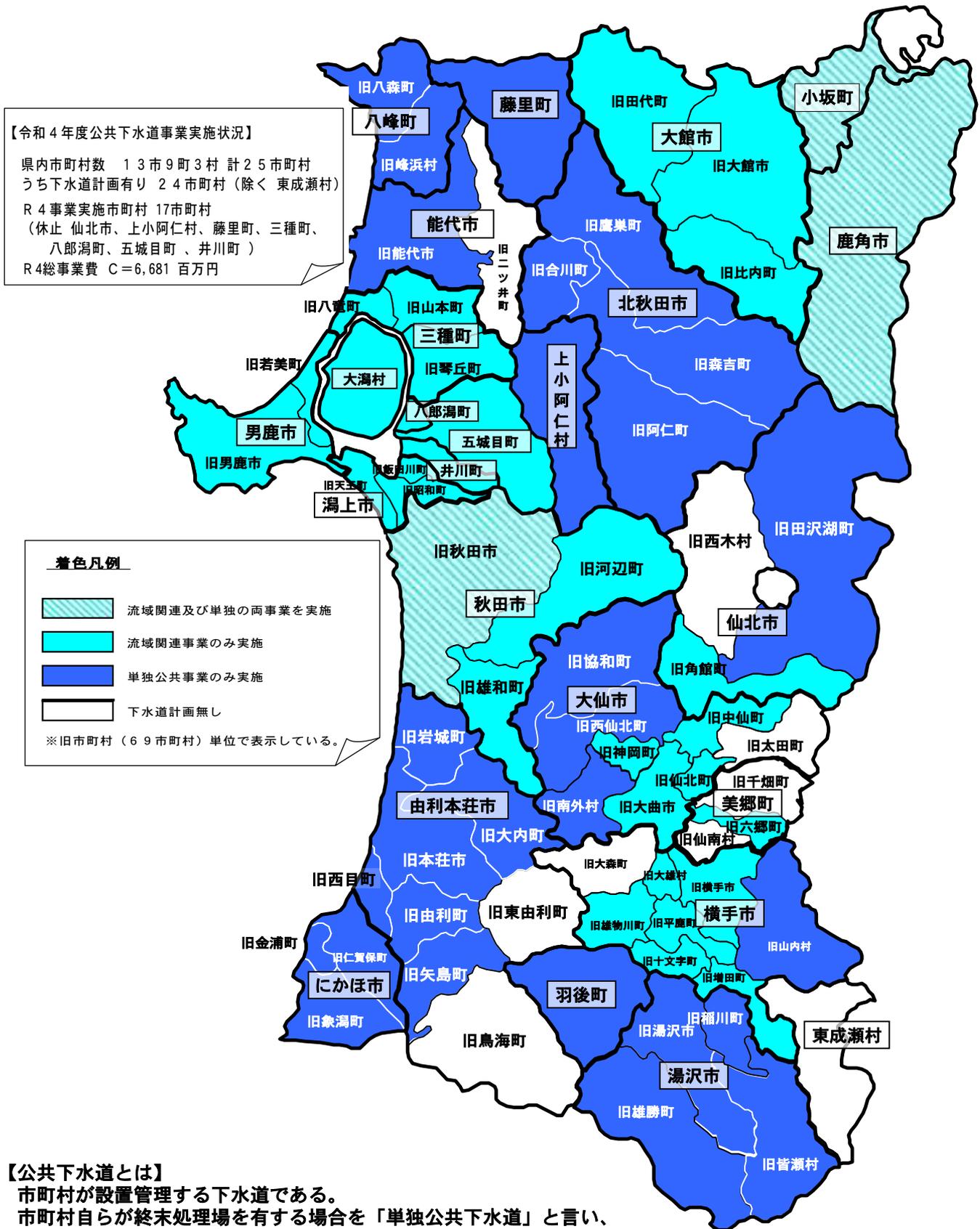
② 流域下水道事業の概要

(令和4年度末)

流域下水道名		秋田湾・雄物川流域下水道			秋田湾・雄物川計	米代川流域下水道		米代川計	秋田県計
処理区名		臨海	大曲	横手		大館	鹿角		
下水道事業計画届出年月日	当初 最終(最新)	昭和51年2月26日 令和2年11月19日	昭和57年3月18日 平成30年11月5日	昭和58年2月23日 令和3年6月21日		昭和61年12月22日 令和2年6月1日	昭和63年12月8日 令和2年11月19日		
下水道事業年次	着手(～R4経年) 事業計画期間	昭和50年(49) 令和7年	昭和56年(43) 令和7年	昭和57年(42) 令和7年		昭和61年(38) 令和7年	昭和63年(36) 令和7年		
都市計画決定年月日	当初 最終(最新)	昭和50年10月25日 平成26年7月1日	昭和56年8月29日 平成30年10月12日	昭和57年11月20日 平成30年10月12日		昭和61年9月26日 平成30年10月12日	昭和63年7月12日 平成10年3月6日		
都市計画事業年次	着手 事業施行期間	昭和51年2月26日 令和8年3月31日	昭和57年1月22日 令和8年3月31日	昭和58年3月17日 令和8年3月31日		昭和62年2月6日 令和8年3月31日	昭和63年12月8日 令和8年3月31日		
処理開始年月		昭和57年4月1日	昭和63年4月1日	平成元年4月1日		平成4年4月1日	平成7年4月1日		
流域関連市町村 うち供用開始済み		3市4町1村 3市4町1村	2市1町 2市1町	1市 1市	6市5町1村 6市5町1村	1市 1市	1市1町 1市1町	2市1町 2市1町	8市6町1村 8市6町1村
全体計画処理面積	ha	12,869	2,277	2,078	17,224	2,431	848	3,279	20,503
整備済面積		10,395	1,835	1,929	14,159	1,712	703	2,415	16,574
整備率	%	81	81	93	82	70	83	74	81
全体計画処理人口	千人	276.7	31.8	33.5	342.0	38.7	9.3	48.0	390.0
整備済人口		360.6	41.6	41.7	443.9	41.8	16.4	58.2	502.1
整備率	%	130	131	124	130	108	176	121	129
計画区域内人口	千人	367.1	42.2	42.6	451.9	45.2	17.3	62.5	514.4
処理区域内人口		360.6	41.6	41.7	443.9	41.8	16.4	58.2	502.1
整備率	%	98	99	98	98	92	95	93	98
全体計画処理能力(日最大)	千m3/日	131.0	18.0	24.6	173.6	20.0	4.9	24.9	198.5
事業計画処理能力		163.0	18.0	24.6	205.6	18.0	6.5	24.5	230.1
現在処理能力		143.0	16.2	24.6	183.8	15.0	8.2	23.2	207.0
整備率	%	109	90	100	106	75	167	93	104
全体計画処理水量(日平均)	千m3/日	108.7	11.8	13.5	134.0	16.6	4.1	20.7	154.7
実流入水量		115.8	10.5	11.5	137.8	9.6	4.1	13.7	151.5
整備率	%	107	89	85	103	58	101	66	98
幹線管渠延長	km	127.3	42.2	45.1	214.6	29.2	25.9	55.1	269.7
整備済み延長		127.3	42.2	45.1	214.6	29.2	25.9	55.1	269.7
整備率	%	100	100	100	100	100	100	100	100
複線(2条管)区間延長	km	54.8	6.4	12.0	73.2	11.1	2.9	14.0	87.2
整備済み延長		40.7	6.0	7.7	54.4	5.5	2.2	7.7	62.1
整備率	%	74	94	64	74	50	76	55	71
管渠(全体延長)整備率	%	92	99	92	93	86	98	91	93
中継ポンプ場数(MP含まず)	箇所	15	2	5	22	4	1	5	27
稼働中施設数		14	2	5	21	4	1	5	26
暫定施設数		1	0	0	1	0	0	0	1

3) 公共下水道の状況

① 公共下水道事業の実施状況



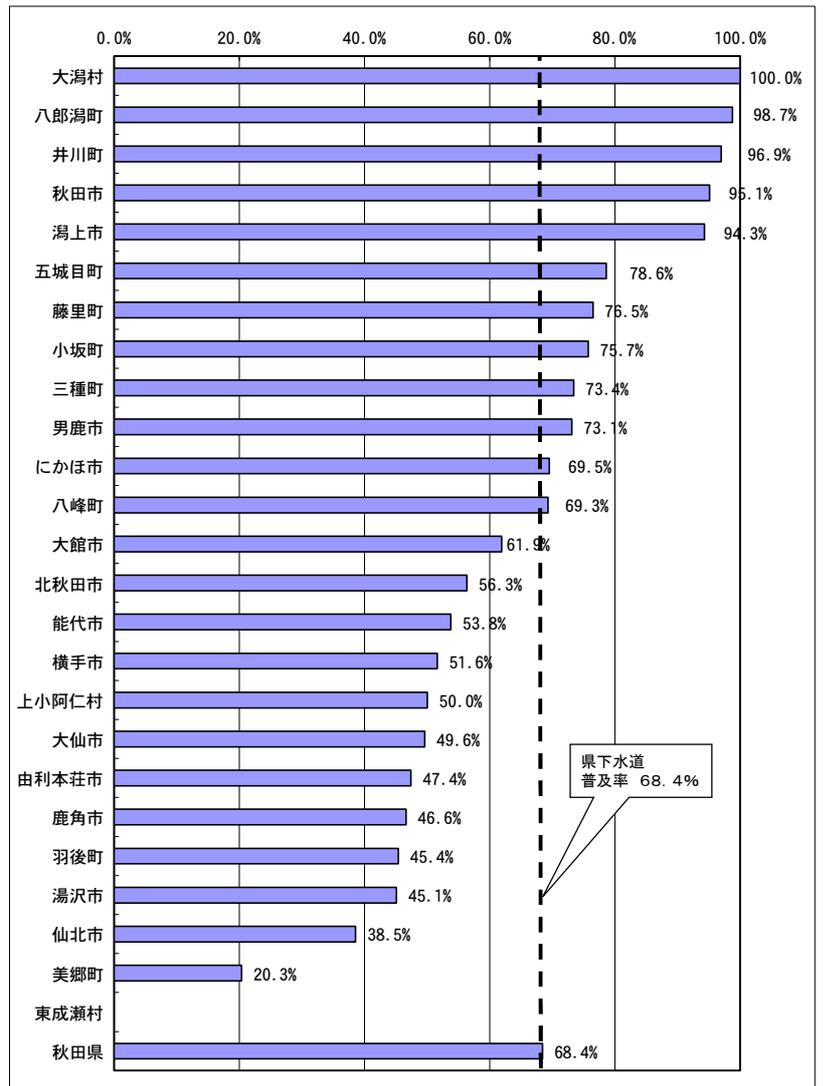
【公共下水道とは】
市町村が設置管理する下水道である。
市町村自らが終末処理場を有する場合を「単独公共下水道」と言い、
終末処理場を持たず、県の流域下水道に接続する場合は「流域関連
公共下水道」と言う。

② 下水道処理人口普及率

(令和4年度末)

順位	市町村名	住民基本台帳人口	処理区域内人口	普及率	着手年度	供用年度
1	大潟村	2,946	2,946	100.0%	S44	S44.5
2	八郎潟町	5,349	5,281	98.7%	S61	H2.10
3	井川町	4,353	4,219	96.9%	S62	H2.4
4	秋田市	298,587	283,873	95.1%	S7	S45.4
5	潟上市	31,673	29,865	94.3%	S50	S61.4
6	五城目町	8,279	6,509	78.6%	H1	H5.10
7	藤里町	2,869	2,195	76.5%	H10	H15.3
8	小坂町	4,644	3,516	75.7%	S56	H3.4
9	三種町	14,899	10,935	73.4%	S63	H4.5
10	男鹿市	24,511	17,919	73.1%	S53	H1.4
11	にかほ市	22,863	15,890	69.5%	H4	H10.4
12	八峰町	6,427	4,453	69.3%	H7	H14.3
13	大館市	67,550	41,825	61.9%	S62	H4.4
14	北秋田市	29,036	16,357	56.3%	H2	H9.4
15	能代市	48,948	26,325	53.8%	S24	S59.10
16	横手市	83,448	43,064	51.6%	S58	H1.4
17	上小阿仁村	1,996	998	50.0%	H9	H13.8
18	大仙市	75,867	37,633	49.6%	S56	S63.4
19	由利本荘市	72,278	34,259	47.4%	S56	H3.4
20	鹿角市	28,141	13,125	46.6%	S63	H7.4
21	羽後町	13,560	6,156	45.4%	H8	H16.3
22	湯沢市	41,130	18,532	45.1%	H3	H8.4
23	仙北市	23,835	9,186	38.5%	S54	S61.6
24	美郷町	18,066	3,673	20.3%	H3	H10.4
25	東成瀬村	2,375				
	秋田県計	933,630	638,734	68.4%		

普及率グラフ

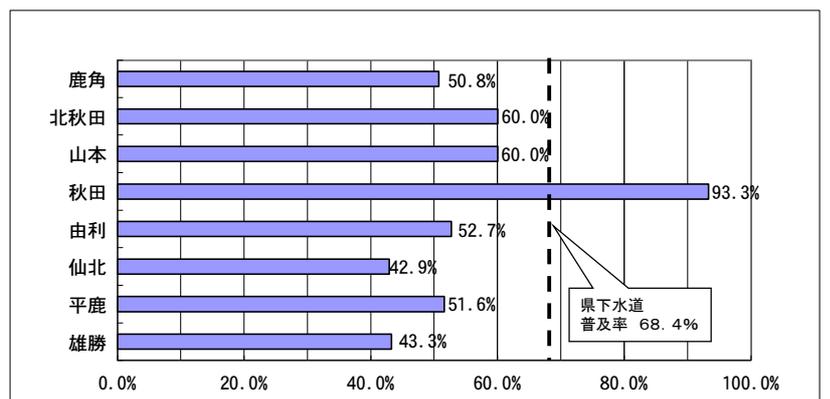


$$\text{普及率} = \frac{\text{処理区域内人口}}{\text{住民基本台帳人口}} \times 100\%$$

地域振興局別 下水道処理人口普及率

振興局名	住民基本台帳人口	処理区域内人口	R4末普及率
鹿角	32,785	16,641	50.8%
北秋田	98,582	59,180	60.0%
山本	73,143	43,908	60.0%
秋田	375,698	350,612	93.3%
由利	95,141	50,149	52.7%
仙北	117,768	50,492	42.9%
平鹿	83,448	43,064	51.6%
雄勝	57,065	24,688	43.3%
県計	933,630	638,734	68.4%

地域振興局別 普及率グラフ

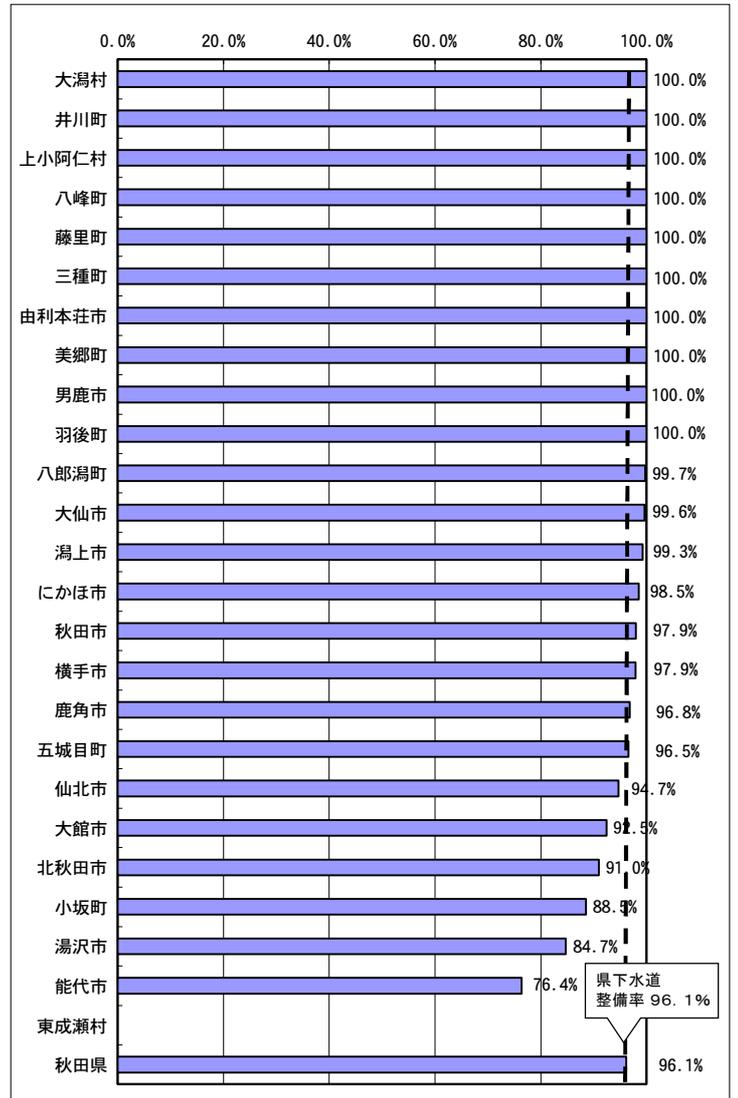


③ 下水道整備率

(令和4年度末)

順位	市町村名	住民基本 台帳人口	計画区域 内人口	処理区域 内人口	整備率	着手 年度	供用 年度
1	大潟村	2,946	2,946	2,946	100.0%	S44	S44.5
2	井川町	4,353	4,219	4,219	100.0%	S62	H2.4
3	上小阿仁村	1,996	998	998	100.0%	H9	H13.8
4	八峰町	6,427	4,453	4,453	100.0%	H7	H14.3
5	藤里町	2,869	2,195	2,195	100.0%	H10	H15.3
6	三種町	14,899	10,935	10,935	100.0%	S63	H4.5
7	由利本荘市	72,278	34,259	34,259	100.0%	S56	H3.4
8	美郷町	18,066	3,673	3,673	100.0%	H3	H10.4
9	男鹿市	24,511	17,919	17,919	100.0%	S53	H1.4
10	羽後町	13,560	6,156	6,156	100.0%	H8	H16.3
11	八郎潟町	5,349	5,295	5,281	99.7%	S61	H2.10
12	大仙市	75,867	37,771	37,633	99.6%	S56	S63.4
13	潟上市	31,673	30,081	29,865	99.3%	S50	S61.4
14	にかほ市	22,863	16,128	15,890	98.5%	H4	H10.4
15	秋田市	298,587	289,828	283,873	97.9%	S7	S45.4
16	横手市	83,448	43,971	43,064	97.9%	S58	H1.4
17	鹿角市	28,141	13,552	13,125	96.8%	S63	H7.4
18	五城目町	8,279	6,742	6,509	96.5%	H1	H5.10
19	仙北市	23,835	9,699	9,186	94.7%	S54	S61.6
20	大館市	67,550	45,233	41,825	92.5%	S62	H4.4
21	北秋田市	29,036	17,968	16,357	91.0%	H2	H9.4
22	小坂町	4,644	3,972	3,516	88.5%	S56	H3.4
23	湯沢市	41,130	21,878	18,532	84.7%	H3	H8.4
24	能代市	48,948	34,467	26,325	76.4%	S24	S59.10
25	東成瀬村	2,375					
	秋田県計	933,630	664,338	638,734	96.1%		

整備率グラフ

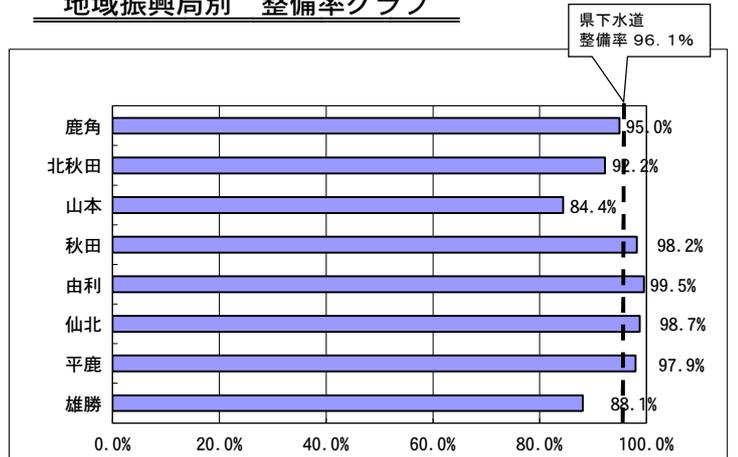


$$\text{整備率} = \frac{\text{処理区域内人口}}{\text{計画区域内人口}} \times 100\%$$

地域振興局別 下水道整備率

振興局名	計画区域 人口	処理区域 内人口	R4末整備率
鹿角	17,524	16,641	95.0%
北秋田	64,199	59,180	92.2%
山本	52,050	43,908	84.4%
秋田	357,030	350,612	98.2%
由利	50,387	50,149	99.5%
仙北	51,143	50,492	98.7%
平鹿	43,971	43,064	97.9%
雄勝	28,034	24,688	88.1%
県計	664,338	638,734	96.1%

地域振興局別 整備率グラフ

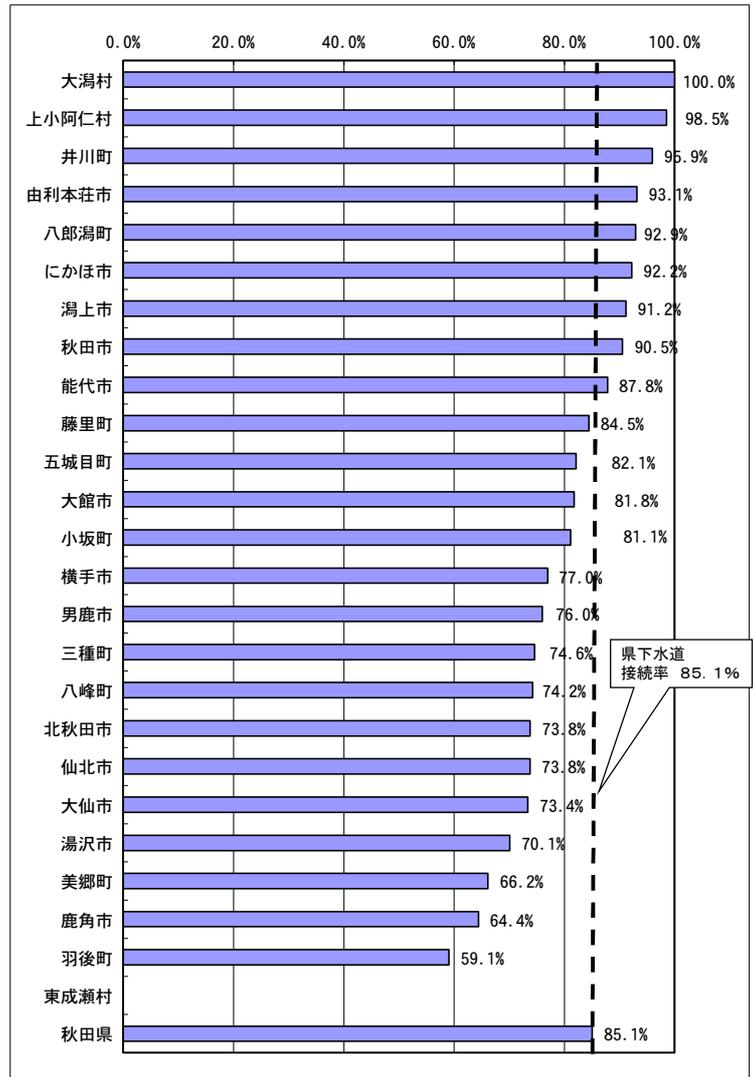


④ 下水道接続率

(令和4年度末)

順位	市町村名	住民基本台帳人口	処理区域内人口	接続済人口	接続率	供用年度
1	大潟村	2,946	2,946	2,946	100.0%	S44.5
2	上小阿仁村	1,996	998	983	98.5%	H13.8
3	井川町	4,353	4,219	4,048	95.9%	H2.4
4	由利本荘市	72,278	34,259	31,905	93.1%	H3.4
5	八郎潟町	5,349	5,281	4,907	92.9%	H2.10
6	にかほ市	22,863	15,890	14,652	92.2%	H10.4
7	潟上市	31,673	29,865	27,224	91.2%	S61.4
8	秋田市	298,587	283,873	257,042	90.5%	S45.4
9	能代市	48,948	26,325	23,124	87.8%	S59.10
10	藤里町	2,869	2,195	1,854	84.5%	H15.3
11	五城目町	8,279	6,509	5,346	82.1%	H5.10
12	大館市	67,550	41,825	34,209	81.8%	H4.4
13	小坂町	4,644	3,516	2,853	81.1%	H3.4
14	横手市	83,448	43,064	33,157	77.0%	H1.4
15	男鹿市	24,511	17,919	13,613	76.0%	H1.4
16	三種町	14,899	10,935	8,154	74.6%	H4.5
17	八峰町	6,427	4,453	3,305	74.2%	H14.3
18	北秋田市	29,036	16,357	12,069	73.8%	H9.4
18	仙北市	23,835	9,186	6,776	73.8%	S61.6
20	大仙市	75,867	37,633	27,610	73.4%	S63.4
21	湯沢市	41,130	18,532	12,989	70.1%	H8.4
22	美郷町	18,066	3,673	2,430	66.2%	H10.4
23	鹿角市	28,141	13,125	8,451	64.4%	H7.4
24	羽後町	13,560	6,156	3,636	59.1%	H16.3
25	東成瀬村	2,375				
	秋田県計	933,630	638,734	543,283	85.1%	

接続率グラフ

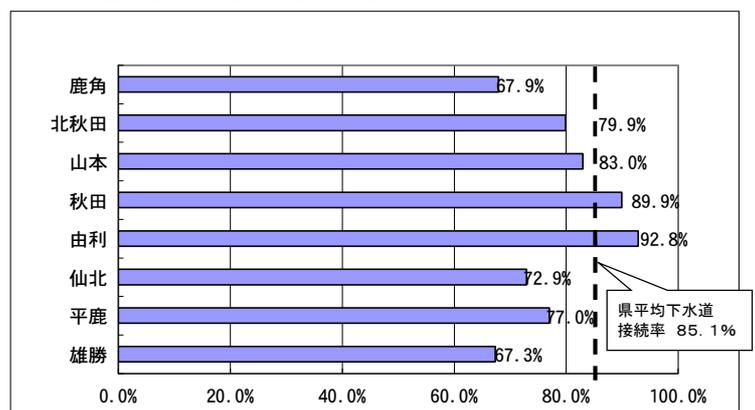


$$\text{接続率} = \frac{\text{処理区域内人口の内、接続済人口}}{\text{処理区域内人口}} \times 100\%$$

地域振興局別 下水道接続率

振興局名	処理区域内人口	接続済人口	R4末接続率
鹿角	16,641	11,304	67.9%
北秋田	59,180	47,261	79.9%
山本	43,908	36,437	83.0%
秋田	350,612	315,126	89.9%
由利	50,149	46,557	92.8%
仙北	50,492	36,816	72.9%
平鹿	43,064	33,157	77.0%
雄勝	24,688	16,625	67.3%
県計	638,734	543,283	85.1%

地域振興局別 接続率グラフ



⑤ 公共下水道事業の計画概要

公共下水道 整備量・整備率

(令和4年度末)

事業主体	処理区名	単独流開の別	旧市町村名	下水道法				都市計画法		供用開始年月日	排除方式	全体計画			事業計画			令和4年度末整備量								
				事業計画年月日		完了年次		決定年月日※	事業認可年月日(最新)※			計画面積(ha)	計画人口(人)	日最大計画汚水量(m³/日)	計画面積(ha)	計画人口(人)	日最大計画汚水量(m³/日)	整備済み面積(ha)	面積整備率(%)							
				当初	最新	事業計画年次	全体計画年次												c/a	認可c/b						
秋田市	八橋	単独	秋田市	S 7. 5. 18	(臨海処理区)	R6	R7	H25. 2. 25	R3. 3. 26	S45. 4. 1	合流	※八橋、下浜南、羽川処理区と臨海処理区に統合	8,381.8	281,090	157,896	8,022.9	283,750	157,338	6,502.7	77.6	81.1					
			秋田市	S51. 4. 1				H30. 1. 17		S57. 4. 1																
	臨海	流開	河辺町	H 1. 7. 7	R3. 3. 25	R6	R7	H26. 7. 1	R3. 3. 26	H 5. 4. 1	分流															
			雄和町	S63. 10. 12				H26. 7. 1		H 4. 4. 1																
			秋田市	H 3. 8. 6				H25. 2. 25		H 4. 4. 1																
	下浜南	単独	秋田市	S63. 8. 16	R7	R7	【特環】	【特環】	H 1. 4. 1	分流																
	羽川	単独	秋田市	H 1. 9. 18			【特環】	【特環】	H 3. 8. 1																	
秋田市計																										
能代市	能代	単独	能代市	S24. 4. 7	H30. 11. 16	R7	R22	H27. 1. 16	H30. 11. 16	S59. 10. 1	合流	1,761.7	26,000	17,389	1,166.3	26,900	17,599	931.5	52.9	79.9						
横手市	横手	流開	横手市	S58. 9. 14	H30. 11. 16	R7	R22	H30. 1. 12	H31. 2. 13	H 1. 4. 1	分流	2,076.4	33,400	16,251	2,076.4	42,200	19,947	1,928.5	92.9	92.9						
			増田町	H 1. 9. 8						H10. 4. 1																
			平鹿町	H 1. 9. 5						H 5. 10. 1																
			雄物川町	H 1. 9. 6						H 9. 4. 1																
			十文字町	H 1. 10. 13						H 8. 4. 1																
			大雄村	H 2. 7. 19						H 6. 4. 1																
	相野々	単独	山内村	H 8. 7. 26	H30. 11. 16	R7	R22	H30. 1. 12	H31. 2. 13	H12. 9. 1	分流															
横手市計																										
大館市	大館	流開	大館市	S62. 11. 9	R2. 6. 30	R8	R22	R2. 5. 22	R2. 7. 28	H 4. 4. 1	分流	1,982.3	35,186	18,085	1,933.7	40,961	20,245	1,712.1	86.4	88.5						
			比内町	H 1. 7. 4				H 7. 4. 1																		
男鹿市	臨海	流開	男鹿市	S54. 2. 9	R2. 12. 9	R7	R27	R2. 10. 2	R2. 11. 27	H 1. 4. 1	分流	883.1	6,990	3,046	883.1	14,710	6,249	845.3	95.7	95.7						
			若美町	S63. 7. 12				【特環】	【特環】	H 4. 4. 1																
湯沢市	湯沢	単独	湯沢市	H 3. 7. 17	R3. 3. 12	R7	R17	H30. 3. 12	R3. 3. 29	H 8. 4. 1	分流	1,004.0	15,770	7,947	604.1	13,920	7,064	515.9	51.4	85.4						
			大谷	単独				福川町	H14. 3. 27	H30. 3. 23											R7	H17	【特環】	【特環】	H18. 3. 31	
	福川	単独	福川町	H15. 4. 11	H30. 3. 23	R7	H17	【特環】	【特環】	H19. 3. 31	分流															
	院内	単独	雄勝町	H16. 4. 13	H30. 3. 23	R7	H17	【特環】	【特環】	H20. 9. 1	分流															
	小安	単独	皆瀬村	H11. 1. 27	H30. 3. 23	R7	H17	【特環】	【特環】	H14. 10. 1	分流															
	皆瀬	単独	皆瀬村	H14. 3. 27	H30. 3. 23	R7	H17	【特環】	【特環】	H18. 3. 31	分流															
	湯沢市計																									
鹿角市	鹿角	流開	鹿角市	S63. 11. 28	R3. 3. 18	R7	R22	R3. 2. 2	R3. 3. 10	H 7. 4. 1	分流	616.8	7,590	4,157	586.5	9,930	5,320	543.1	88.1	92.6						
			湯瀬	単独						鹿角市											H17. 4. 12	R3. 3. 18	R7	R22	R3. 3. 10	H22. 4. 1
	鹿角市計																									
由利本荘市	本荘	単独	本荘市	S57. 1. 6	R3. 2. 17	R7	R17	R2. 10. 6	R3. 2. 16	H 3. 4. 1	分流	862.5	24,160	9,977	862.5	26,920	11,006	557.5	87.5	91.9						
			西目	単独				西目町	S63. 12. 19	【特環】											【特環】	H 7. 9. 1				
			矢島	単独				矢島町	H 6. 12. 5	R2. 10. 6											R3. 2. 16	H12. 4. 1	分流			
			道川	単独				岩城町	S60. 11. 26	【特環】											【特環】	H 4. 4. 1	分流			
			前郷	単独				由利町	S63. 12. 18	【特環】											【特環】	H 7. 4. 1	分流			
			岩谷	単独				大内町	H 6. 9. 21	【特環】											【特環】	H12. 3. 23	分流			
	由利本荘市計																									
湯上市	臨海	流開	昭和町	S51. 3. 10	R 1. 8. 26	R7	R27	H31. 4. 17	R 1. 8. 29	S61. 4. 1	分流	1,542.6	21,400	9,569	1,454.6	28,010	12,206	1,248.6	80.9	85.8						
			飯田川町	S57. 12. 28						S63. 4. 1																
			天王町	S54. 2. 9						S61. 4. 1																
大仙市	大曲	流開	大曲市	S57. 3. 29	R3. 3. 25	R7	R27	R3. 3. 3	R3. 3. 30	S63. 4. 1	分流	1,661.5	25,100	11,329	1,418.2	30,770	13,681	1,366.6	82.3	96.4						
			神岡町	H13. 9. 4				H19. 3. 31																		
			仙北町	H 4. 10. 16				【特環】	【特環】	H 8. 6. 1																
			中仙町	S62. 10. 27				【特環】	【特環】	H 3. 10. 1																
			刈野	単独				西仙北町	H 5. 12. 13	H30. 11. 16											R7	H27	H30. 12. 13	H30. 12. 13	H10. 4. 1	分流
			強首	単独				西仙北町	H 6. 12. 16	H30. 11. 16											R7	H27	【特環】	【特環】	H10. 4. 1	分流
	協和	単独	協和町	H 5. 9. 29	H30. 11. 16	R7	H27	【特環】	【特環】	H 9. 3. 31	分流															
南外	単独	南外村	H17. 5. 27	H30. 11. 16	R7	H27	【特環】	【特環】	H22. 3. 31	分流																
大仙市計																										
北秋田市	鷹巣	単独	鷹巣町	H 3. 8. 23	R3. 3. 5	R7	R17	R3. 2. 25	R3. 3. 23	H10. 4. 1	分流	717.2	9,030	5,125	563.3	9,940	5,102	482.3	67.2	85.6						
			米内沢	単独				森吉町	H 2. 11. 26	R3. 3. 5											R7	R17	R3. 2. 25	R3. 3. 23	H 9. 4. 1	
	阿仁合	単独	阿仁町	H10. 6. 9	R3. 3. 5	R7	R17	【特環】	【特環】	H15. 3. 31	分流															
	合川	単独	合川町	H10. 9. 2	R3. 3. 5	R7	R17	R3. 2. 25	R3. 3. 23	H17. 7. 1	分流															
北秋田市計																										
にかほ市	にかほ	単独	仁賀保町		H30. 8. 10	R5	R17	H22. 7. 23	H30. 10. 1	H10. 4. 1	分流	1,161.0	19,460	11,945	875.4	17,590	10,826	644.8	55.5	73.7						
			金浦町	H 5. 1. 29						H10. 4. 1																
			象潟町							H10. 4. 1																
仙北市	大曲	流開	角館町	S62. 11. 9	R3. 3. 18	R7	R27	H29. 3. 3	R3. 3. 30	H 6. 4. 15	分流	395.0	3,800	1,760	321.2	6,000	2,673	256.0	64.8	79.7						
			田沢湖	単独				田沢湖町	S55. 3. 6	R3. 3. 18											R7	R27	H29. 3. 3	R3. 3. 30	S61. 6. 1	
	仙北市計																									
小坂町	鹿角	流開	小坂町	H 7. 11. 8	R3. 3. 24	R7	R22	H24. 7. 21	H28. 3. 17	H10. 4. 1	分流	230.8	1,720	690	184.6	2,820	1,107	159.4	69.1	86.3						
			十和田湖	単独				小坂町	S56. 10. 19	R3. 3. 24											R5	R7	【特環】	【特環】	H 3. 4. 1	
小坂町計																										
上小阿仁村	沖田	単独	上小阿仁村	H 9. 5. 14	H30. 11. 16	R7	R22	【特環】	【特環】	H13. 8. 1	分流	74.0	550	303	74.0	800	495	74.0	100.0	100.0						
			藤里町	単独				藤里町	H10. 6. 29	R3. 3. 24											R7	R17	【特環】	【特環】	H15. 3. 1	
三種町	臨海	流開	琴丘町	S63. 10. 24	R3. 3. 18	R7	R27	【特環】	【特環】	H 4. 5. 1	分流	572.8	7,100	3,317	572.8	11,560	4,947	572.8	100.0	100.0						
			山本町	H 2. 10. 19				【特環】	【特環】	H 7. 4. 1																
			八竜町	H 5. 6. 15				【特環】	【特環】	H 8. 4. 1																
八峰町	八森	単独	八森町	H 7. 12. 27	R3. 3. 30	R7	R22	【特環】	【特環】	H14. 3. 14	分流	127.0	1,500	684	127.0	2,700	1,159	127.0	100.0	100.0						
			沢目	単独				峰沢村	H 9. 12. 24	R3. 3. 30											R7	R22	【特環】	【特環】	H16. 3. 24	
八峰町計																										
五城目町	臨海	流開	五城目町	H 1. 6. 27	R3. 3. 18	R7	R27	H28. 2. 22	R3. 3. 22	H 5. 10. 1	分流	474.8	3,500	1,352	393.0	5,780	2,167	387.0	81.5	98.5						
			八郎潟町	単独				八郎潟町	S61. 11. 1	R3. 3. 25											R7	R7	H30. 11. 20	R3. 4. 19	H 2. 10. 1	
井川町	臨海	流開	井川町	S62. 6. 18	R3. 3. 25	R7	R7	【特環】	【特環】	H 2. 4. 1	分流	244.8	5,210	1,994	244.8	4,780	2,146	244.8	100.0	100.0						
			大湯村	単独				大湯村	S44. 5. 10	R3. 3. 24											R7	R7	【特環】	【特環】	S44. 5. 10	
美郷町	大曲	流開	六郷町	H 3. 11. 12	H30. 11. 16	R7	R27	H13. 3. 7	H16. 4. 19	H10. 4. 1	分流	230.0	2,900	1,069	230.0	4,120	1,514	212.6	92.4	92.4						
			羽後町	単独				羽後町	H 8. 11. 5	H30. 3. 20											R5	R17	【特環】	【特環】	H16. 3. 31	
秋田県計																										

※「特環(特定環境保全公共下水道事業)」・・・市街化区域(市街化区域が設定されていない都市計画区域にあっては、既成市街地及びその周辺の地域)以外の区域において、生活環境の改善、自然公園の区域内水域の水質保全等を目的に行う下水道事業。

4) 下水道終末処理場の概要

(令和4年度末)

市町村名	処理場名	処理区名	処理方式	処理開始年月	水処理能力(日最大)			流入水量		池数			水処理方式
					全体(m ³ /日)	認可(m ³ /日)	現有(m ³ /日)	日最大(m ³ /日)	日平均(m ³ /日)	全	認	現	
秋田県 (流域下水道)	秋田臨海処理センター	臨海	分流	S57.4	131,000	163,000	143,000	176,767	115,781	6	6	4	標準活性汚泥法
	大曲処理センター	大曲	分流	S63.4	18,000	18,000	16,200	17,207	10,542	4	4	3	標準活性汚泥法
	横手処理センター	横手	分流	H1.4	24,600	24,600	24,600	17,308	11,484	3	3	3	標準活性汚泥法
	大館処理センター	大館	分流	H4.4	20,000	18,000	15,000	27,292	9,576	4	3	2	標準活性汚泥法
	鹿角処理センター	鹿角	分流	H7.4	8,200	8,200	8,200	10,080	4,141	2	2	2	標準活性汚泥法
流域下水道計 (5処理場)					201,800	231,800	207,000	248,654	151,524	19	18	14	
秋田市	羽川浄化センター ※令和5年4月廃止	羽川	分流	H1.4	380	380	380	299	209	4	4	4	接触ばっ気法
	仁別浄化センター	太平山	分流	H3.8	2,300	2,300	1,150	478	260	4	4	2	OD法
能代市	能代終末処理場	能代	分流 (一部合流)	S59.10	17,700	17,700	17,700	11,910	8,542	3	3	3	標準活性汚泥法
横手市	山内浄化センター	相野々	分流	H12.9	-	-	780	627	393	4	3	3	土壌被覆型中間接触酸化法 ※R5横手処理区に統合予定
湯沢市	湯沢浄化センター	湯沢	分流	H8.4	8,800	8,800	6,600	3,647	3,337	4	4	3	OD法
	小安浄化センター	小安	分流	H14.10	600	600	600	320	223	1	1	1	POD法
	皆瀬浄化センター	皆瀬	分流	H18.3	230	230	230	71	51	1	1	1	土壌被覆型接触酸化法
	稲川浄化センター	稲川	分流	H19.3	850	850	850	640	529	1	1	1	OD法
	院内浄化センター	院内	分流	H20.9	600	600	600	243	155	1	1	1	POD法
鹿角市	湯瀬浄化センター	湯瀬	分流	H22.4	800	400	340	46	20	2	2	1	OD法
由利本荘市	水林浄化センター	本荘	分流	H3.4	18,600	13,400	8,200	5,052	4,440	5	4	3	標準活性汚泥法
	西目浄化センター	西目	分流	H7.9	-	-	2,200	1,424	1,320	3	3	2	POD法 ※本荘処理区に統合予定
	矢島浄化センター	矢島	分流	H12.4	2,600	2,600	2,600	1,129	680	2	2	2	OD法
	道川浄化センター	道川	分流	H4.4	1,900	1,900	1,900	1,861	874	5	5	5	接触ばっ気法
	前郷浄化センター	前郷	分流	H7.4	1,330	1,330	887	1,432	445	3	3	2	接触ばっ気法
	岩谷浄化センター	岩谷	分流	H12.3	2,300	2,300	1,600	1,996	945	3	3	2	OD法
大仙市	協和中央浄化センター	協和	分流	H9.3	1,330	1,330	1,330	852	515	2	2	2	OD法
	刈和野浄化センター	刈和野	分流	H10.4	1,700	1,700	1,700	737	501	2	2	2	POD法
	強首浄化センター	強首	分流	H10.4	380	380	380	136	100	1	1	1	POD法
	南外浄化センター	南外	分流	H22.3	1,000	1,000	1,000	87	85	1	1	1	POD法
北秋田市	米内沢浄化センター	米内沢	分流	H9.4	2,320	1,740	1,740	1,517	640	4	3	3	OD法
	鷹巣浄化センター	鷹巣	分流	H10.4	5,200	5,200	3,720	5,149	2,772	5	5	3	OD法
	阿仁合浄化センター	阿仁合	分流	H15.3	1,100	1,100	550	443	242	2	2	1	OD法
	合川浄化センター	合川	分流	H17.7	1,100	1,100	1,100	1,501	455	4	4	4	土壌被覆型中間接触酸化法
にかほ市	笹森クリーンセンター	にかほ	分流	H10.4	12,000	12,000	7,150	5,825	4,154	8	8	5	OD法
仙北市	田沢湖浄化センター	田沢湖	分流	S61.6	3,300	3,300	3,300	3,600	1,516	6	6	6	接触ばっ気法
上小阿仁村	沖田面浄化センター	沖田面	分流	H13.8	800	800	800	404	220	1	1	1	POD法
藤里町	藤里浄化センター	藤里	分流	H15.3	1,600	1,600	1,600	1,105	624	2	2	2	OD法
八峰町	八森浄化センター	八森	分流	H14.3	1,700	1,700	1,700	955	533	2	2	2	OD法
	沢目浄化センター	沢目	分流	H16.3	1,200	1,200	1,200	700	395	2	2	2	OD法
羽後町	西馬音内浄化センター	西馬音内	分流	H16.3	3,600	2,200	2,200	1,327	1,040	3	2	2	OD法
単独公共下水道計 (31処理場)					97,320	89,740	76,087	55,512	36,215	91	87	73	
合計					299,120	321,540	283,087	304,166	187,739	110	105	87	

5) 下水汚泥の状況

令和4年度 年間実績

① 下水汚泥の処理処分状況

下水道管理者	処理場名	流入水		処理水		発生汚泥量		汚泥処分		備考	
		水量 (千m3)	BOD (mg/L)	水量 (千m3)	BOD (mg/L)	発生汚泥量 (ton, m3)	含水率 (%)	処分形態	処分地		
秋田県	流域下水道	秋田臨海処理センター	42,260	150	42,260	3.9	26,088.0	82.0	焼却	秋田県環境保全センター	濃縮-消化 -脱水(BP, SP)-焼却
		大曲処理センター	3,848	130	3,848	5.1	3,076.4	79.6	コンポスト	上野台堆肥生産協同組合	濃縮-消化-脱水(SP)
		横手処理センター	4,191	110	4,191	3.9	2,778.9	77.2	炭化	炭化製品	浮上濃縮-脱水(RP) -炭化
		大館処理センター	3,495	222	3,495	3.8	3,168.4	77.3	炭化	炭化製品	浮上濃縮-脱水(RP) -炭化(大館T)
		鹿角処理センター	1,511	255	1,511	4.9	1,998.0	78.5	炭化	資源化製品	濃縮-脱水(遠)-炭化
	特環公共	十和田湖水きらきらセンター(秋田県分)	72				1,063.2	77.0	炭化	資源化製品	濃縮-脱水(BP, 遠) -炭化(大館T)
流域下水道 計		55,305 千m3				21.1	82.3	コンポスト	県南環境保全センター(青森県)	脱水(遠)	
				脱水ケーキ		38,172.9 ton					
				濃縮汚泥		0.0 m3					
秋田市	羽川浄化センター ※令和5年4月廃止	76	260	76	6.4				※濃縮汚泥515m3		汚泥はR2 8月末まで八橋 で一括処理 R2 9年7月 場化のため臨 海処理センターで処理
	仁別浄化センター	99	26	99	9.7	-	-		※汚泥発生なし	-	-
能代市	能代終末処理場	4,403	139	4,403	1.8	1,050.9	78.9	炭化	資源化製品	濃縮-消化-脱水(SP) -炭化(大館T)	
横手市	山内浄化センター	144	145	144	4.4	345.1	97.4	●濃縮-(焼却)	横手市衛生センター	濃縮汚泥(m3)	
湯沢市	湯沢浄化センター					290.4	81.6	焼却	UBE三菱セメント(株)	濃縮-脱水(遠)	
						563.4	81.6	コンポスト	岩手コンポスト(株)	濃縮-脱水(遠)	
	小安浄化センター	81	134	81	1.5	3.1	12.8	乾燥(肥料)	緑地還元	濃縮-脱水(SP)-乾燥	
	皆瀬浄化センター	18	210	18	3.7				※濃縮汚泥84m3	汚泥は小安で一括処理	
	稲川浄化センター	193	300	193	1.5	121.5	81.1	コンポスト	ジャパンスサイクル(株)	脱水(SP)	
院内浄化センター	56	190	56	1.8	10.1	81.1	焼却	UBE三菱セメント(株)	脱水(SP)		
鹿角市	湯瀬浄化センター	7	127	7	1.9	27.8	82.5	コンポスト	ジャパンスサイクル(株)	脱水(SP)	
由利本荘市	水林浄化センター	1,601	248	1,601	6.1	3.1	83.1	炭化	資源化製品	脱水(多)-炭化(大館T)	
	矢島浄化センター	557	225	557	3.3	1,278.7	76.9	焼却	本荘由利広域清掃センター	濃縮-脱水(BP)	
	道川浄化センター	318	222	318	9.1	185.8	89.4	焼却	本荘由利広域清掃センター	濃縮-脱水(遠)	
	前郷浄化センター	162	230	162	3.8	208.0	84.0	焼却	本荘由利広域清掃センター	濃縮-脱水(多)	
	岩谷浄化センター	345	218	345	5.3	692.9	98.0	●濃縮-(焼却)	本荘由利広域清掃センター	濃縮汚泥(m3)	
	西目浄化センター	481	225	481	10.5	2,640.1	98.4	●濃縮-(焼却)	本荘由利広域清掃センター	濃縮汚泥(m3)	
大仙市	刈和野浄化センター	197	213	197	1.5	3,490.1	98.5	●濃縮-(焼却)	本荘由利広域清掃センター	濃縮汚泥(m3)	
	強首浄化センター	37	145	37	2.0	18.7	11.4	乾燥(肥料)	緑地還元	脱水(多)-乾燥	
	協和中央浄化センター					3.7	6.5	6.5	乾燥(肥料)	緑地還元	脱水(多)-乾燥
						32.1	84.0	84.0	陸上埋立	秋田県環境保全センター	濃縮-脱水(遠)
南外浄化センター	32	165	31	1.6	161.2	84.0	コンポスト	上野台堆肥生産協同組合	濃縮-脱水(遠)		
北秋田市	鷹巣浄化センター	1,012	184	1,012	3.4	21.9	82.5	コンポスト	上野台堆肥生産協同組合	濃縮-脱水(多)	
	米内沢浄化センター	234	134	234	2.3	1,011.6	83.9	焼却	北秋田市クリーンサイクルセンター	濃縮-脱水(遠)	
	阿仁合浄化センター	88	132	88	1.7	129.1	83.7	焼却	北秋田市クリーンサイクルセンター	濃縮-脱水(遠)	
	合川浄化センター	171	172	171	3.2	75.1	88.0	焼却	北秋田市クリーンサイクルセンター	濃縮-脱水(遠)	
にかほ市	笹森クリーンセンター	1,516	103	1,516	2.6	43.4	85.0	焼却	北秋田市クリーンサイクルセンター	濃縮-脱水(遠)	
仙北市	田沢湖浄化センター	573	97	573	3.7	137.8	74.2	焼却	大曲仙北広域北部ごみ処理センター	脱水(BP)	
上小阿仁村	沖田面浄化センター	80	217	80	2.1	16.1	60.2	コンポスト	実験利用	濃縮-脱水(遠)-乾燥	
藤里町	藤里浄化センター	228	210	228	2.0	24.2	12.5	炭化	資源化製品	脱水(多)-乾燥 -炭化(大館T)	
八峰町	八森浄化センター	195	240	195	1.6	148.8	86.2	炭化	資源化製品	濃縮-脱水(遠) -炭化(大館T)	
	沢目浄化センター	144	175	144	3.6	139.0	88.6	炭化	資源化製品	濃縮-脱水(多) -炭化(大館T)	
羽後町	西馬音内浄化センター	382	200	382	3.7	270.1	82.8	陸上埋立	秋田県環境保全センター	反応槽直接脱水(多)	
単独公共下水道 計		14,840 千m3				6,885.4 ton					BP : ベルトプレス SP : スキュープレス RP : ローリープレス 遠 : 遠心 多 : 多重円盤
				脱水ケーキ		7,168.2 m3		●濃縮汚泥			
合 計 (十和田湖水きらきらセンター除く)		70,145 千m3				45,058.3 ton					
				濃縮汚泥		7,168.2 m3					

② 下水汚泥の現状

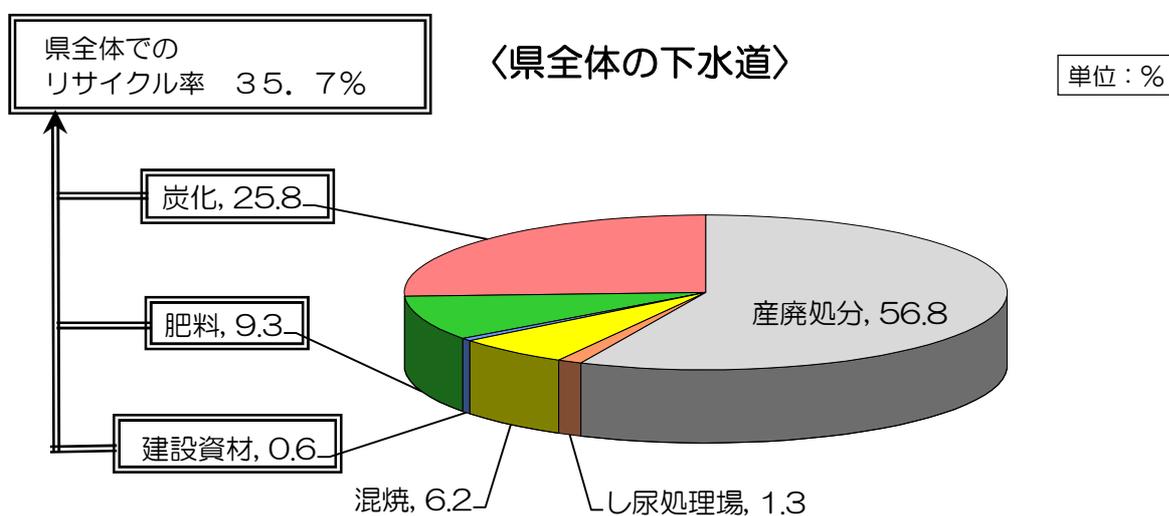
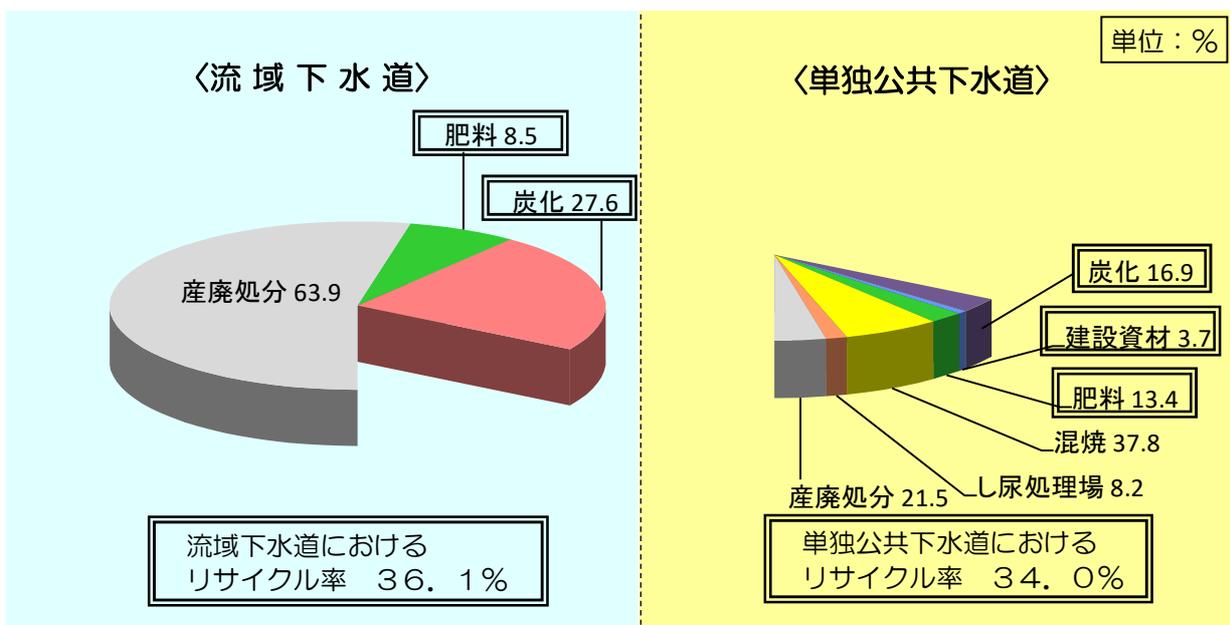
イ) 県内の発生状況（令和4年度実績）

52,227 WT-ton/年 ※8,787 DS-ton/年(100%)	
〈流域下水道〉 38,173 WT-ton/年 ※7,350 DS-ton/年 (83.6)%	〈単独公共下水道〉 14,054 WT-ton/年 ※1,437 DS-ton/年 (16.4)%

※WT-tonは、汚泥搬出時における実態の汚泥量(脱水汚泥、濃縮汚泥等)

※DS-tonは、下水汚泥発生時における汚泥中の水分を控除した固形物量

ロ) 令和4年度汚泥処理処分状況（構成比率）



(3) 全国の汚水処理人口普及状況

(令和4年度末)

処 理 施 設 名	汚 水 処 理 人 口		普及率
公 共 下 水 道	10,128	万人	81.0%
農 業 集 落 排 水 施 設 等	302	"	2.4%
合 併 処 理 浄 化 槽	1,178	"	9.4%
浄化槽市町村整備推進事業等分	83	"	0.7%
	623	"	5.0%
	473	"	3.8%
コ ミ ュ ニ テ ィ ・ プ ラ ン ト	16	"	0.1%
合 計	11,624	万人	92.9%
総 人 口 (住 民 基 本 台 帳 人 口)	12,507	万人	

(注)1. 処理人口は四捨五入を行ったため、合計が合わないことがある。

2. 令和4年度調査は、福島県において、東日本大震災の影響により調査不能な町村（大熊町、双葉町）を除いた値を公表している。

1) 都道府県別普及状況

(令和4年度末)

都 道 府 県 名	汚水処理全体	うち公共下水道	都 道 府 県 名	汚水処理全体	うち公共下水道
北 海 道	96.3%	91.9%	大 阪 府	98.4%	96.8%
青 森 県	82.3%	62.9%	兵 庫 県	99.0%	94.0%
岩 手 県	84.9%	63.2%	奈 良 県	90.8%	82.8%
宮 城 県	93.3%	83.5%	和 歌 山 県	69.4%	29.5%
秋 田 県	89.2%	68.4%	鳥 取 県	95.8%	74.1%
山 形 県	94.2%	78.8%	島 根 県	83.0%	52.0%
福 島 県	86.3%	55.4%	岡 山 県	88.6%	70.0%
茨 城 県	87.4%	65.0%	広 島 県	90.3%	77.2%
栃 木 県	89.3%	69.2%	山 口 県	89.5%	68.9%
群 馬 県	84.2%	56.4%	徳 島 県	67.4%	19.3%
埼 玉 県	93.7%	83.2%	香 川 県	81.1%	46.6%
千 葉 県	90.6%	77.1%	愛 媛 県	83.0%	57.3%
東 京 都	99.8%	99.6%	高 知 県	77.9%	41.7%
神 奈 川 県	98.4%	97.1%	福 岡 県	94.3%	84.0%
新 潟 県	89.7%	78.2%	佐 賀 県	87.0%	64.0%
富 山 県	97.7%	87.1%	長 崎 県	83.4%	64.3%
石 川 県	95.2%	85.6%	熊 本 県	89.4%	70.5%
福 井 県	97.4%	83.0%	大 分 県	81.8%	54.6%
山 梨 県	86.3%	68.7%	宮 崎 県	89.2%	61.4%
長 野 県	98.3%	85.1%	鹿 児 島 県	84.8%	43.5%
岐 阜 県	94.0%	78.0%	沖 縄 県	87.6%	72.1%
静 岡 県	84.9%	65.5%			
愛 知 県	92.8%	81.0%			
三 重 県	89.0%	60.0%	全 国 計	92.9%	81.0%
滋 賀 県	99.1%	92.5%	秋 田 県 順 位	89.2%	68.4%
京 都 府	98.6%	95.4%		26位	29位

令和4年度調査は、福島県において、東日本大震災の影響により調査不能な町村（大熊町、双葉町）を除いた値を公表している。

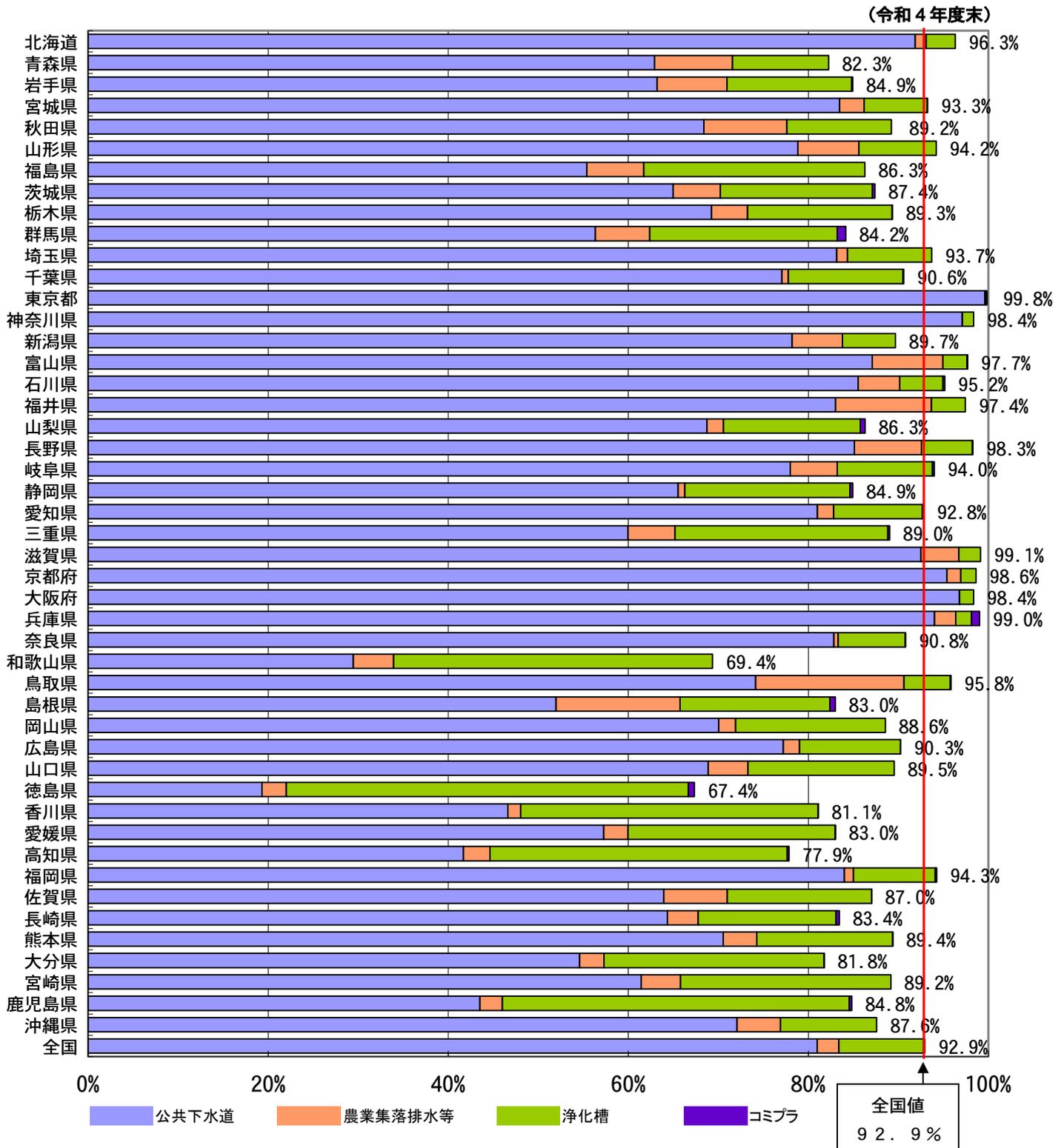
2) 都道府県別汚水処理人口普及状況

(令和4年度末)

都道府県名	汚水処理人口 普及率	総人口 (千人)	汚水処理 人口 計 (千人)	公共下水道 (千人)	農業集落 排水施設等 (千人)	浄化槽 (千人)	浄化槽			コミュニティ ・プラント (千人)
							うち 浄化槽市町 村整備推進 事業等分 (千人)	うち 浄化槽設置 整備事業分 (千人)	うち 左記以外分 (千人)	
北海道	96.3%	5,113	4,925	4,698	62	166	52	69	45	0
青森県	82.3%	1,215	1,000	764	105	130	11	42	76	0
岩手県	84.9%	1,182	1,004	747	92	164	39	96	28	1
宮城県	93.3%	2,247	2,096	1,876	62	157	40	78	38	2
秋田県	89.2%	934	833	639	86	108	18	68	22	0
山形県	94.2%	1,036	976	817	70	89	19	45	24	0
福島県	86.3%	1,791	1,546	992	114	440	37	259	143	0
茨城県	87.4%	2,871	2,509	1,866	151	485	14	215	255	9
栃木県	89.3%	1,923	1,718	1,331	77	309	6	245	57	1
群馬県	84.2%	1,924	1,620	1,084	116	400	24	255	121	19
埼玉県	93.7%	7,376	6,913	6,134	88	691	25	188	478	1
千葉県	90.6%	6,307	5,715	4,861	46	801	10	284	506	8
東京都	99.8%	13,870	13,846	13,816	2	26	5	8	13	2
神奈川県	98.4%	9,214	9,065	8,946	3	115	4	39	72	0
新潟県	89.7%	2,152	1,930	1,683	120	127	13	35	79	0
富山県	97.7%	1,024	1,000	892	80	27	1	17	9	1
石川県	95.2%	1,113	1,059	952	51	53	10	12	31	2
福井県	97.4%	756	736	627	81	28	2	22	4	0
山梨県	86.3%	809	698	556	15	123	8	50	66	4
長野県	98.3%	2,034	1,999	1,731	152	115	15	82	17	1
岐阜県	94.0%	1,974	1,855	1,539	103	209	9	137	63	4
静岡県	84.9%	3,620	3,074	2,373	27	663	15	411	237	12
愛知県	92.8%	7,496	6,956	6,073	134	739	22	236	481	9
三重県	89.0%	1,765	1,572	1,059	92	417	17	228	173	4
滋賀県	99.1%	1,411	1,399	1,306	59	34	0	15	19	0
京都府	98.6%	2,494	2,459	2,379	38	42	11	22	9	0
大阪府	98.4%	8,774	8,630	8,492	1	138	4	25	109	0
兵庫県	99.0%	5,441	5,388	5,117	128	94	9	60	25	49
奈良県	90.8%	1,321	1,199	1,094	6	98	3	36	60	1
和歌山県	69.4%	920	638	271	41	326	13	200	113	0
鳥取県	95.8%	543	521	403	90	28	4	13	11	0
島根県	83.0%	654	543	340	90	109	28	51	30	4
岡山県	88.6%	1,858	1,645	1,301	35	309	17	206	86	0
広島県	90.3%	2,760	2,492	2,132	49	310	14	158	137	1
山口県	89.5%	1,318	1,180	908	58	214	6	135	73	0
徳島県	67.4%	715	481	138	19	319	15	173	131	5
香川県	81.1%	952	772	444	14	314	12	248	53	0
愛媛県	83.0%	1,320	1,096	756	36	303	24	168	112	1
高知県	77.9%	680	530	284	20	224	12	135	77	1
福岡県	94.3%	5,091	4,799	4,277	51	462	52	276	134	8
佐賀県	87.0%	803	699	514	57	129	50	58	21	0
長崎県	83.4%	1,296	1,081	834	44	198	14	147	38	5
熊本県	89.4%	1,730	1,546	1,221	65	261	33	177	51	0
大分県	81.8%	1,118	914	610	30	273	11	181	82	1
宮崎県	89.2%	1,062	947	653	46	248	19	185	44	0
鹿児島県	84.8%	1,580	1,340	688	39	608	44	430	135	5
沖縄県	87.6%	1,479	1,295	1,066	71	158	13	6	140	0
全国計	92.9%	125,065	116,240	101,280	3,016	11,784	825	6,229	4,730	160

- (注) 1. 整備人口は四捨五入を行ったため、合計が合わないことがある。
2. 令和4年度調査は、福島県において、東日本大震災の影響により調査不能な市町村（大熊町、双葉町）を除いた値を公表している。
3. 福島県については、上記市町村以外でも東日本大震災に伴う避難の影響により人口が流動していることに留意する必要がある。

3) 都道府県別 生活排水処理人口普及率



・ 全国生活排水処理人口普及率：92.6%（令和3年度末）→92.9%（令和4年度末）
 ≪普及率は0.3%UP≫

・ 都道府県の普及水準に大きな格差（67.4%～99.8%）
 → 早急な生活排水処理施設の普及促進による未普及人口・地域間格差の解消が必要。

※令和4年度末は、福島県において、東日本大震災の影響により調査不能な町村（大熊町、双葉町）を除いた値を公表している。

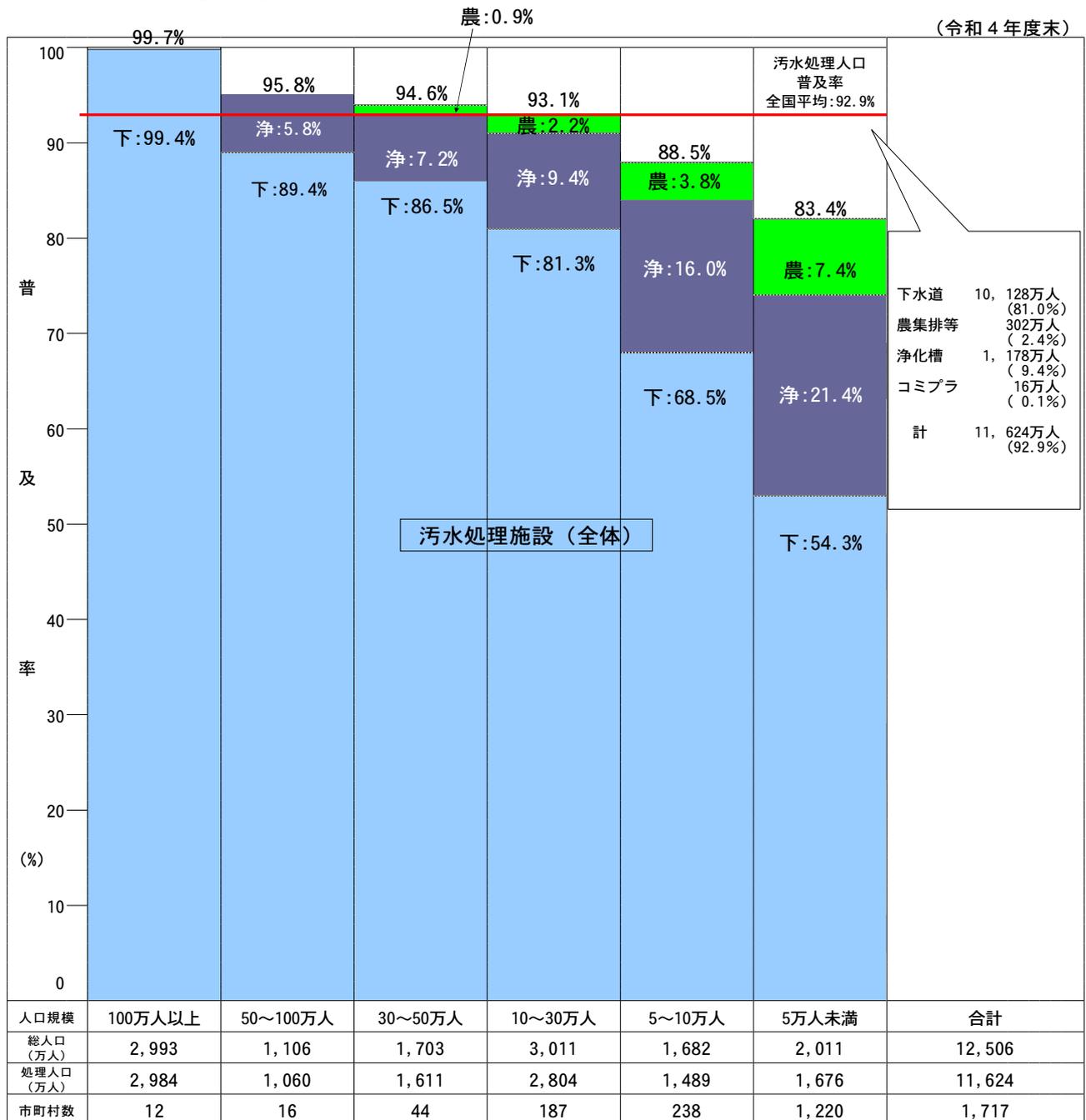
4) 人口規模別生活排水処理普及状況

人口5万人未満の中小市町村では普及率83.4%にとどまっている。
(全国平均 - 9.5%)

人口5~10万人の市町村においても普及率は88.5%にとどまっている。
(全国平均 - 4.4%)

都市規模別で見た生活排水処理普及状況

○都市規模別汚水処理人口普及率



- (注) 1. 総市町村数1,717の内訳は、市 793、町 741、村 183 (東京都区部は市数に1市として含む)
 2. 総人口、処理人口は1万人未満を四捨五入した。
 3. 都市規模別の各汚水処理施設の普及率が0.5%未満の数値は表記していないため、合計値と内訳が一致しないことがある。
 4. 令和4年度調査は、福島県において、東日本大震災の影響により調査不能な町村(大熊町、双葉町)を除いた値を公表している。

4. 下水道使用料・負担金・助成金の制定状況

(1) 下水道使用料

令和5年4月現在

団体名 使用料条例施行 ・供用開始団体	使用料体系					基本 水量 (m ³ /月)	基本 使用料 (円/月)	使用料 体系 消費税	1ヶ月 20m ³ ・ (3人) 当り料金 消費税込 (円/20m ³)
	(区分水量)	は基本水量 (基本使用料) の区分線	は水量毎の単価の区分線						
秋田市	0 8 10 20 25 30 50 100 200 300 500 1,000 2,000 3,000 5,000	10	30	50	100	500	1,000		
	1,020 181 226 249 305 352 427	(円)							
能代市	0 6 10 20 30 50 100	500	82	150	164	177	205		
	500 82 150 164 177 205	(円)							
横手市	0 5 10 20 30 40 50 100	700	140	149	158	167	176	185	194
	700 140 149 158 167 176 185 194	(円)							
大館市	0 10 20 50 100	1,400	150	160	190	210			
	1,400 150 160 190 210	(円)							
男鹿市	0 10 20 50 100	1,650	165	176	209	231			
	1,650 165 176 209 231	(円)							
湯沢市	0 6 20 50 100	1,327	174	185	195	205			
	1,327 174 185 195 205	(円)							
									(公衆浴場等 超過料金 6m ³ 超 一律86円)
	0 6 20 50 100	4,527	174	185	195	205			
	4,527 174 185 195 205	(円)							
									(公衆浴場等 超過料金 6m ³ 超 一律86円)
鹿角市	0 10 20 50 100	1,650	176	187	198	209			
	1,650 176 187 198 209	(円)							
由利本荘市	0 10 20 50 100	523	125	156	177	198	220		
	523 125 156 177 198 220	(円)							
潟上市	0 10 30 50 100	1,320	176	198	209	242			
	1,320 176 198 209 242	(円)							
大仙市	0 10 30 50 100	1,540	168	178	210	242			
	1,540 168 178 210 242	(円)							
									(基本使用料1戸当り1,540円) + (人員割世帯人員1人につき 546円)
北秋田市	0 10 20 30 40 50 100	1,430	154	165	176	187	198	209	
	1,430 154 165 176 187 198 209	(円)							
にかほ市	0 10 20 50 100	1,100	130	150	170	200			
	1,100 130 150 170 200	(円)							
仙北市	0 5 10 20 30 40 50 100	770	110	143	154	165	176	187	198
	770 110 143 154 165 176 187 198	(円)							
小坂町	0 5 10 20 50 100	750	170	190	200	210	220		
	750 170 190 200 210 220	(円)							
上小阿仁村									(基本料金1戸当り1,715円) + ((世帯割り1人につき572円【水洗便所有】)または(世帯割り1人につき524円【水洗便所無】))
藤里町	0 10	1,200	120						
	1,200 120	(円)							
三種町	0 10 100 500 1,000	1,540	154.0			143	132	121	
	1,540 154.0 143 132 121	(円)							
八峰町	0 10	1,650	165						
	1,650 165	(円)							
五城目町	0 10 30 100	1,100	110	120	130				
	1,100 110 120 130	(円)							
八郎潟町	0 5	750	150						
	750 150	(円)							
井川町	0 10	1,570	157						
	1,570 157	(円)							
大潟村	0 10	2,175	217						
	2,175 217	(円)							
美郷町	0 10	1,361	156						
	1,361 156	(円)							
羽後町	0 10 20 50 100	1,650	165	176	198	220			
	1,650 165 176 198 220	(円)							
県・十和田湖	0 10 30 50	900	110	160	250				
	900 110 160 250	(円)							

(2) 受益者負担金

令和5年4月現在

市町村名	供用開始	負担(分担)区	単位負担金額 (円/㎡)			徴収時期	徴収方法			延滞金の率 (%)	報奨金制度等	備考								
			対象事業費	負担率	金額		分割年数	単年度納入回数	納入月											
秋田市	昭和45.4	旧秋田市全域	末端管渠費	1/5	335	申告書提出後	3	12	毎月	分担金に限り14.5% (督促状発送した10日以前は、7.25%)										
	平成5.4	旧河辺町全域																		
	平成4.4	旧雄和町全域																		
能代市	昭和59.10	港町	末端管渠費	1/3	40	供用開始と同時	5	4	6,9,11,2	14.5										
		出戸第1,浜通第1		1/5	370															
		長崎,出戸第2,浜通第2,向能代,中川原,東能代		1/5	480															
横手市	平成元.4	横手公共第1	末端管渠費	1/3	400	供用開始と同時	5	3	7,10,1	14.5 (1ヶ月まで7.25)										
		横手公共第2		1/3	480															
		横手公共第3		1/3	420															
	平成元.4	増田公共	末端管渠費	1/2	(合算)															
			戸数割り		50,000															
		面積割り			280															
	平成元.4	平鹿公共	末端管渠費	100%	340															
	平成元.4	雄物川公共		(合算)	1戸当たり								74,000							
					面積当たり								150							
		平成元.4	十文字公共	末端管渠費	30%								380							
平成12.9		山内公共	末端管渠費	2.5%	(合算)	戸数割り	90,000													
	面積割り(建築物)					300														
平成元.4	大雄公共	末端管渠費	100%	330																
大館市	平成4.4	旧大館市全域(真中地区を除く)	末端管渠費	1/4	420	供用開始と同時	5	4	6,9,11,2	14.5 (1ヶ月まで7.25)	負担金負担総額の 1年目5% 2年目4% 3年目3% 4年目2% 5年目1%									
	平成6.4	旧比内町全域		1/5	390															
	平成7.4	旧田代町全域		1/4	350															
	令和4.4	旧大館市真中地区全域			戸数当たり 200,000円	使用時と同時	1	1	使用時		なし									
男鹿市	平成元.4	男鹿第1,2	末端管渠費	30%	400	供用開始と同時	5	4	5,9,11,2	14.5		500m2を超える面積は猶予								
		男鹿第3		410																
	平成4.4	旧若美町全域	末端管渠費	1/4	200㎡未満								200				14.6			
					200~350㎡未満								300							
				350~500㎡未満	400															
				500㎡以上	500															
湯沢市	平成8.4	湯沢第1	末端管渠費	1/3	440	供用開始と同時	5	4	6,9,11,2	14.5 (1ヶ月まで7.25)	負担金の10%									
	平成18.3 平成19.3	大谷稲川	総事業費	2.6%	140,000															
			一般用(1戸当たり)																	
					団体用1種(1箇所当たり)															
					団体用2種(1箇所当たり)															
					営業用(1箇所当たり)															
平成20.9	院内	総事業費	4.3%	160,000					14.6 (1ヶ月まで7.3)											
		一般用	(1戸当たり)																	
				団体用	(1箇所当たり)															
				営業用																
平成14.10 平成18.3	小安皆瀬	総事業費	1.9%	一般・団体	160,000															
				営業用(人員割り20人以下定額)	200,000															
				営業用(人員割り50人以下人数割り)	10,000															
				営業用(人員割り50人超人数割り)	5,000															
鹿角市	平成7.4	全域	末端管渠費	1/5	480	供用開始と同時	5	4	6,8,10,1	特例基準割合に7.3%加算した割合。ただし、上限14.5% (1ヶ月までは、特例基準割合に1.0%を加算した割合。ただし、上限7.25%)	負担金の6%									
由利本荘市	平成3.4	本荘第1~5	末端管渠費	1/4	420	供用開始と同時	5	4	6,8,10,1	14.5										
	平成12.4	旧矢島町全域	末端管渠費	10%	30,000								1	1	7	14.5				
			戸数割り																	
	平成4.4	旧岩城町全域	末端管渠費	1/3	100					10			12	毎月	14.6					
	平成7.4	旧由利町全域	汚水工事費	15%以内	350,000					10			4	6,9,12,3	14.6					
										戸数割り										
	平成12.3	旧大内町全域	1戸当たり事業費	4%	200,000					5			4	6,9,12,2						
平成7.9	旧西目町全域	末端管渠費	1/5	200,000	5	4	5,8,11,2	14.6												
					戸数割り															

市町村名	供用開始	負担(分担)区	単位負担金額 (円/㎡)			徴収時期	徴収方法			延滞金の率 (%)	報奨金制度等	備考
			対象事業費	負担率	金額		分割年数	単年度納入回数	納入月			
湯上市	昭和61.4	全域	末端管渠費	1/4	325	供用開始日の翌年度初め	5	4	5,8,11,2	14.5 (1ヶ月まで7.25)		
大仙市	昭和63.4	大曲第1 大曲第2 大曲第3 大曲第4 大曲第5 大曲第6 大曲第7	末端管渠費	30%	395	供用開始と同時に同時	3	4	6,9,11,2	14.5 (1ヶ月まで7.25)		
					398							
					390							
					410							
					430							
					430							
					430							
	平成19.3	神岡	1基当たり	150,000	3	1	12	14.6 (1ヶ月まで7.3)				
	平成3.10	中仙第1~9	末端管渠費	100%	330	5	4		6,9,11,2			
	平成9.3	協和	1戸当たり	150,000	5	1	3					
平成8.6	仙北	1受益者当たり	360,000	5	1	12						
平成10.4	西仙北	1受益者当たり	150,000	5	1	12						
平成22.3	南外	1基当たり	150,000	3	1	12						
北秋田市	平成10.4	鷹巣北部 鷹巣中部 鷹巣南部	末端管渠整備費	1/5	430	供用開始と同時に同時	5	4	6,8,10,12	14.5	負担金の6%	
	平成9.4	森吉	末端管渠費	1/5	340	供用開始と同時に同時	5	4	6,8,10,1	14.5	負担金の5%	
	平成15.3	阿仁	1戸当たり	100,000	100,000	供用開始と同時に同時	2~3	1	6	14.5		
	平成17.7	旧合川町地区	受益者負担金制度なし									
にかほ市	平成10.4	第1	末端管渠費 戸数割り	1/3	110,000	供用開始と同時に同時	5	4	6,8,10,1	14.5	負担金の9.5%	
仙北市	平成6.4	角館第1~4	末端管渠費	1/2	410	供用開始と同時に同時	5	4	7,9,11,1	14.6	負担金の2~20%	過誤納の還付あり
	平成23.4	角館第5	末端管渠費	100%	255							
	昭和61.6	武蔵野	末端管渠費	1/3	277							
		武蔵野第2			320							
		宿			390							
	平成18.3	潟前	総事業費	3/10	340							
		春山			1/10							
平成18.3	生保内北部	末端管渠費	1/3	290								
小坂町	平成10.4	全域	末端管渠費 戸数割り 面積割り	1/3	(合算) 105,000 100	供用開始と同時に同時	5	4	6,9,11,1	14.5		
上小阿仁村	平成13.10	受益者負担金制度なし										
藤里町	平成15.3	全域	1戸当たり	150,000	下水道接続時	1	一括納付のみ					
三種町	平成4.5	旧琴丘町全域	末端管渠費	75%	1㎡当たり350円 (上限450㎡)	供用開始と同時に同時	5	4	5,8,11,2	14.6 (1ヶ月まで7.3)	負担金の6%	
	平成7.4	旧山本町全域	総事業費	5~6%								
	平成8.4	旧八竜町全域	戸数割り	150,000								
八峰町	平成14.3	旧八森町全域	末端管渠費 1受益地当たり		120,000	供用開始日の翌年度初め	5	4	5,8,11,2	14.5	分担金の5%	
	平成16.3	(旧峰浜村)第1期 第2期(一部)	1受益地当たり		180,000	供用開始と同時に同時						
五城目町	平成5.10	全域	末端管渠費 戸数割り	68%	170,000	供用開始と同時に同時	5	4	5,8,11,2	14.5		
八郎潟町	平成2.10	全域	末端管渠費	1/3	370	供用開始と同時に同時	5	4	5,8,11,2	14.5 (1ヶ月まで7.25)		
井川町	平成2.4	全域	末端管渠費 面積割り(330㎡上限) 世帯人口割り 戸数割り	30%	(合算額) 100 11,000 83,000	供用開始と同時に同時	5	4	5,8,11,2	14.5 (1ヶ月まで7.25)	分担金の6%	
大潟村	昭和44.5	受益者負担金制度なし										
美郷町	平成10.4	六郷第1	総事業費 個別均等割り 面積割(宅地面積当り)	5.7%	(合算) 64,000 119	供用開始日の翌年度初め	5	4	6,8,10,12	14.6(督促状を發して10日を経過した日から) 7.3(督促状を發する前の期間及び督促状を發した日から10日まで)		
羽後町	平成16.4	西馬音内	1戸当たり	200,000	200,000	供用開始と同時に同時	5	4	7,9,11,2	14.6 7.3(督促状を發した日から10日まで)	分担金の10%	
県・十和田湖	平成3.4	受益者負担金制度なし										

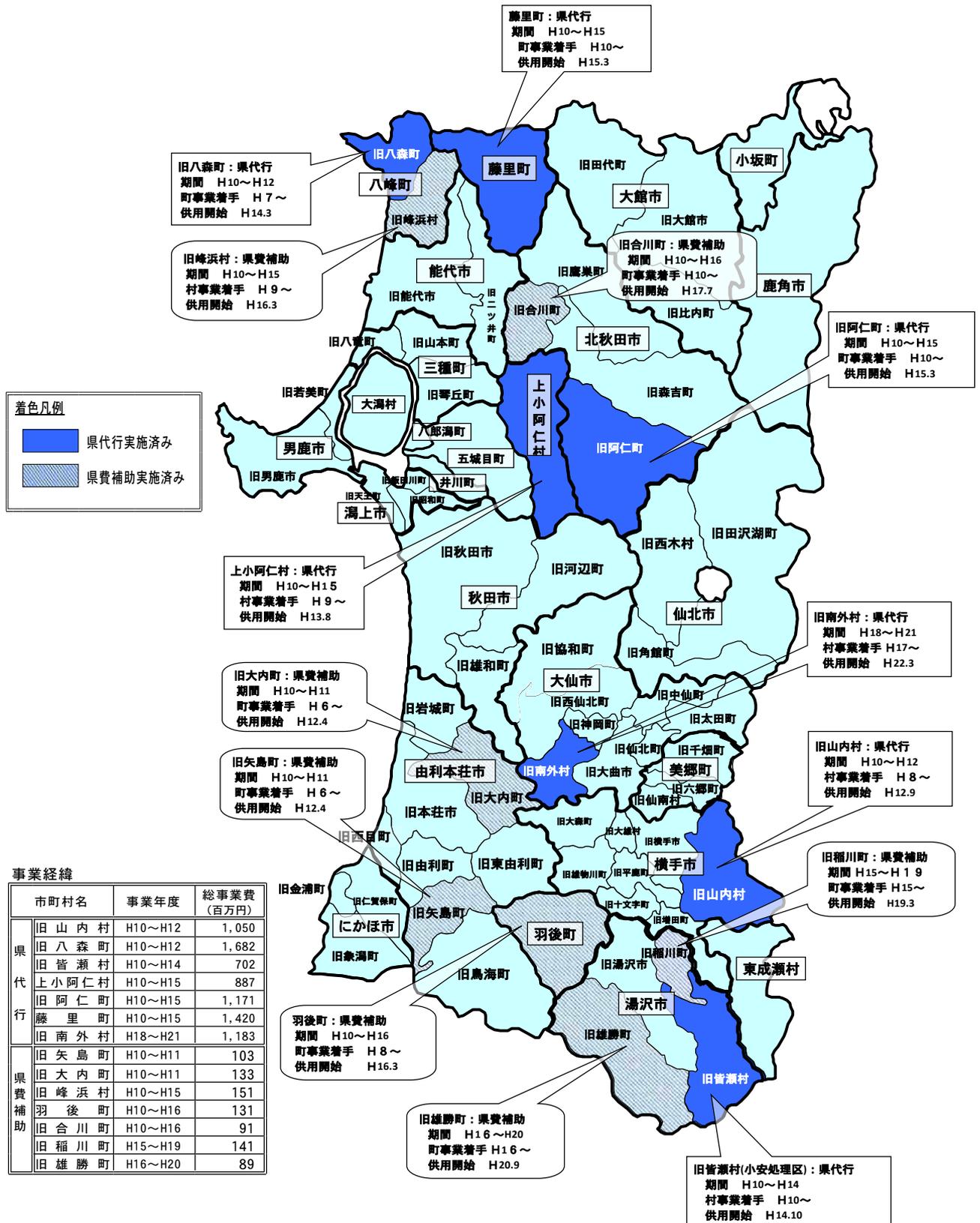
(3) 水洗化助成・貸付制度

令和5年4月現在

市町村名	助成制度		貸付制度					
	汲取便所 1世帯当り	し尿浄化槽 1世帯当り	汲取便所			し尿浄化槽		
			貸付金	償還方法	貸付利子	貸付金	償還方法	貸付利子
秋田市	・供用開始の日から3年以内は4万円、3年経過後は2万円 ・貸家等で便槽の数が2槽以上の場合、最高5槽まで ・住宅リフォーム補助5万円(中心市街地区域10万円) ※対象は工事費50万円以上	汲取便所と同様	・1戸70万円以内 ・貸家等で便槽の数が2槽以上の場合、1槽につき60万円以内、300万円限度	70ヶ月以内の元金均等償還	市負担	・1戸30万円以内 ・貸家等で浄化槽の数が2槽以上の場合、1槽につき25万円以内125万円限度	30ヶ月以内の元金均等償還	市負担
能代市	住宅リフォーム補助 ①一般制度 工事費の10%、限度額20万円 ②多世代同居 工事費の10%、限度額20万円 ③多子世帯 工事費の10%、限度額20万円 ④空き家 工事費の10%、限度額20万円 ※②～④は、各々加算 ※令和元年度以前の事業で限度額に達している方も再度利用できる。	汲取便所と同様	対象工事1件当り100万円以内	50ヶ月以内元金均等償還	3年以内：市負担 3年超～：1/2市負担	汲取便所と同様		
横手市	(助成制度なし)		1世帯当り120万円 供用開始後3年を過ぎた世帯は80万円	72ヶ月均等償還	市負担	汲取便所と同様		
大館市	住宅リフォーム支援 (いずれも工事費30万円以上) ①一般補助 工事費の5%、限度額10万円 ②子育て支援 工事費の10%、限度額20万円 ③三世帯同居 工事費の10%、限度額30万円 ④空き家リフォーム・市内在住 工事費の10%、限度額30万円 ⑤空き家リフォーム・市外から転入 工事費の20%、限度額50万円 ⑥移住者支援 工事費の15%、限度額40万円	汲取便所と同様	1戸当り80万円以内 2個以上の場合は限度額150万円	60ヶ月以内元金均等償還	市負担	汲取便所と同様		
男鹿市	(助成制度なし)		便槽1個当り80万円 2個以上の場合は1個50万円 限度額200万円 対象は供用開始3年以内	50ヶ月均等償還	市負担	(貸付制度なし)		
湯沢市	(助成制度なし)		工事1件当り100万円以内 2個以上の場合は1個50万円以内 限度額200万円 供用開始後3年以内(下水道) 設置後1年以内(浄化槽)	72ヶ月均等償還	全額市負担	汲取便所と同様		
鹿角市	いずれも工事費が10万円以上(税込) および市内業者が施工する工事 ①住環境向上対策事業：補助対象額の20%、上限10万円 ②下水道加入促進事業：18歳未満の子がいる世帯が対象で、補助対象額の50%、上限30万円	汲取便所と同様	1世帯当り80万円 法人以外のアパート等の場合は1部屋につき30万円以内で限度額150万円	50ヶ月以内元金均等毎月償還	市負担	汲取便所と同様		
由利本荘市	住宅リフォーム補助 工事費の15% (工事費50万円以上) 限度額15万円	汲取便所と同様			(貸付制度なし)			
湯上市	住宅リフォーム補助 工事費の10～30% (工事費50万円以上に限る) 限度額8～50万円 ※補助率・限度額は対象世帯により異なる。	汲取便所と同様	1戸当り70万円以内 貸家アパート等は1戸25万円以内 限度額100万円	60ヶ月均等償還	市負担	汲取便所と同様		
大仙市	下水道接続促進補助金 供用開始から3年以内の区域に限り、新規の接続工事に2万円の補助金	単独処理浄化槽 汲取便所と同様 合併処理浄化槽 新規の接続工事に5万円の補助金			(貸付制度なし)			

市 町 村 名	助 成 制 度		貸 付 制 度					
	汲取便所 1世帯当り	し尿浄化槽 1世帯当り	汲 取 便 所			し 尿 浄 化 槽		
			貸 付 金	償 還 方 法	貸 付 利 子	貸 付 金	償 還 方 法	貸 付 利 子
北 秋 田 市	生活扶助世帯及び準ずる世帯を対象に改造費の40%以内、 限度額24万円 住宅リフォーム補助 一般世帯 工事費の10% 限度額10万円 子育て世帯 工事費の15% 限度額30万円 中古住宅購入 工事費の20% 限度額40万円 移住者加算 上記補助金に加え 工事費の15% 限度額30万円 下水道接続工事加算 上記補助金に加え、定額5万円	汲取便所と同様	1世帯当り100万円 供用開始から3年 超えたら50万円	60ヶ月元金均等償還	市負担			汲取便所と同様
に か ほ 市	・ 供用開始より3年以内の区域で新規接続申請の場合 2万円以内 ・ 住宅リフォーム補助 一般型 工事費5%又は最大10万円 子育て持ち家型 工事費10%又は最大20万円 子育て空き家購入型 工事費15%又は最大30万円 空家購入型 工事費10%又は最大20万円	・ 供用開始より3年以内の区域で新規接続申請の場合 1万円以内 ・ 住宅リフォーム補助 ※条件同左	(貸付制度なし)					
仙 北 市	(助成制度なし) 仙北市水洗便所等改造資金 融資あっせん実施(あっせん額は1件につき100万円以内)	汲取便所と同様	(貸付制度なし)					
小 坂 町	住宅リフォーム補助 工事費の20% 上限：20万円	汲取便所と同様	(貸付制度なし)					
上 小 阿 仁 村	宅地内配管費補助 1戸当り 2万円 住宅リフォーム補助 工事費の10% (下限工事費：50万円) 上限：20万円		1戸当り30万円以内	30ヶ月以内 元金均等償還	限度額以内の利子 の1%分を負担		汲取便所と同様	
藤 里 町	・ 加入奨励金：上限7万円 ・ 資金対策助成金：上限4.2万円 ・ 積立奨励金：上限3万円 ・ 環境浄化促進助成金 (配管、樹、便器、既設便槽解体に助成)		(貸付制度なし)					
三 種 町	住宅リフォーム補助 工事費の10% (下限工事費：20万円) 上限：15万円	汲取便所と同様	1戸当り100万円 2箇所以上の場合は 2箇所目から1箇所40万円、 限度額200万円 3年超は上記の1/2	50ヶ月以内均等償還	町負担		汲取便所と同様	
八 峰 町 (旧八森町地区)	八峰町住まいづくり応援事業 (住宅リフォーム補助) ・ 下水道新規加入の場合 100,000円 (リフォーム支援補助に加算する)		1対象工事当り70万円 2箇所以上の場合は、 1箇所につき30万円以内 を増額できる 限度額100万円	50ヶ月以内均等償還	町負担		汲取便所と同様	
八 峰 町 (旧峰浜村地区)								
五 城 目 町	住宅リフォーム補助※汲取便所・し尿浄化槽共通 子育て世帯(持家)…工事費の10% 上限：20万円 子育て世帯(中古住宅購入)…工事費の15% 上限：30万円 移住定住(定着回帰型)…工事費の10% 上限：20万円 移住定住(中古住宅購入型)…工事費の20% 上限：30万円		1戸当り100万円 便所2か所以上の場合は 1か所当たり50万円 限度額150万円	60ヶ月均等償還	町負担		汲取便所と同様	
八 郎 潟 町	住宅リフォーム補助※汲取便所・し尿浄化槽共通 対象：子育て世帯、移住・定住世帯 要件：補助対象工事費50万円以上(消費税込み) 子育て世帯(持家型)…工事費の15% 上限：30万円 子育て世帯(空き家購入型 町内在住)…工事費の20% 上限：40万円 子育て世帯(空き家購入型 町外在住)…工事費の30% 上限：60万円 移住定住(定着回帰型)…工事費の15% 上限：30万円 移住定住(空き家購入型)…工事費の20% 上限：40万円		1世帯当り100万円 貸家7㎡等は 1戸40万円 限度額160万円	60ヶ月均等償還	町負担		汲取便所と同様	
井 川 町	一世帯当り10万円の助成 (世帯収入が300万円以下の場合20万円の助成)		1世帯当り100万円 貸家7㎡等は 1戸25万円 限度額125万円	60ヶ月以内均等償還	町負担		汲取便所と同様	
美 郷 町	下水道接続費補助金 上限20万円		(貸付制度なし)					
羽 後 町	令和5年度より廃止		1世帯当り90万円以内 2個以上の場合は 限度額120万円	60ヶ月以内均等償還	町負担		汲取便所と同様	
東 成 瀬 村	1.住宅リフォーム等促進事業補助金 工事費の10% 上限20万円 2.子育て住宅リフォーム等促進事業補助金 工事費の20% 上限30万円		(貸付制度なし)					

(4) 県代行・県費補助事業の実施箇所(終了)



○公共下水道県代行業(県代行)とは

ある一定の条件を満たす過疎市町村に対し、県が市町村に代わり、下水道事業の一部(処理場、幹線管渠)を代行して整備する事業。財政力及び技術力に乏しい過疎市町村の下水道整備を支援するため、平成10年度から事業化が図られ、7町村に対し実施した。

○公共下水道県費補助事業(県費補助)とは

平成10年度時点で、未着手又は未供用の市町村に対し、県が供用開始までの各年度事業費に対し10%を補助する制度。ただし、県代行実施市町村は、事業対象外である。

下水道整備が立ち後れている市町村を支援するため、県代行業と同様、平成10年度から事業化が図られ、7町村に対し実施した。

5. 水質の規制状況

(1) 処理場流入水に対する規制（排除基準）

下水道法		除害施設の 設置基準	特定事業場からの排除基準		
			第12条第2第1項	第12条の2第3項	
対象物質又は項目		第12条第1項 第9条	第9条の4第1項	第9条の5第1項	第9条の5第2項
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量				380mg/L未満	125mg/L未満
水素イオン濃度	海 域	5以下9以上		5超～9未満	5.7超～8.7未満
	そ の 他				
生物化学的酸素要求量（BOD）				600mg/L未満	300mg/L未満
浮遊物質質量（SS）				600mg/L未満	300mg/L未満
温 度		45℃以上			
ノルマルヘキサ ン抽出物質含有量	イ・ 鉱 油 類	5mg/L超		5	
	口・ 動植物油脂類	30mg/L超		30	
沃 素 消 費 量		220mg/L以上			
カドミウム及びその化合物			0.03		
シアン化合物			1(0.1)		
有機磷化合物（パラチオン、メチルパラチオン、 メチルジメトン及びEPNに限る。）			1(0.5)		
鉛 及 び そ の 化 合 物			0.1		
六 価 ク ロ ム 化 合 物			0.5(0.2)		
砒 素 及 び そ の 化 合 物			0.1		
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物			0.005		
アルキル水銀化合物			検出されないこと		
ポ リ 塩 化 ビ フ ェ ニ ル			0.003		
ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン			0.1		
テ ト ラ ク ロ ロ エ チ レ ン			0.1		
ジ ク ロ ロ メ タ ン			0.2		
四 塩 化 炭 素			0.02		
1, 2 - ジ ク ロ ロ エ タ ン			0.04		
1, 1 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン			1		
シス - 1, 2 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン			0.4		
1, 1, 1 - ト リ ク ロ ロ エ タ ン			3		
1, 1, 2 - ト リ ク ロ ロ エ タ ン			0.06		
1, 3 - ジ ク ロ ロ プ ロ ペ ン			0.02		
テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム)			0.06		
2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-s-トリアジン(別名シマジン)			0.03		
S-4-クロロベンジル-N-N-ジエチルチオカルバマート(別名チオベンカルブ)			0.2		
ベ ン ゼ ン			0.1		
セ レ ン 及 び そ の 化 合 物			0.1		
ほう素及びその化合物	海 域		230		
	そ の 他		10		
ふつ素及びその化合物	海 域		15		
	そ の 他		8		
1, 4 - ジ オ キ サ ン			0.5		
フ ェ ノ ー ル 類			5(0.5)		
銅 及 び そ の 化 合 物			3(1.0)		
亜鉛及びその化合物			2		
鉄及びその化合物（溶解性）			10		
マンガン及びその化合物（溶解性）			10		
ク ロ ム 及 び そ の 化 合 物			2		
ダ イ オ キ シ ン 類			10pg-TEQ/L		

1 () は秋田県公害防止条例による上乗せ基準

2 単位は水素イオン濃度、温度及びダイオキシン類を除きすべてmg/L以下

(2) 放流水に対する規制（排水基準）

対象物質または項目	法 令	水質汚濁防止法 第3条第1項 による排水基準	水質汚濁防止法第3条第3項に基づく県条例 第40条別表第2による上乗せ排水基準		
			第1種水域	第2種水域	第3種水域
カドミウム及びその化合物		0.03			
シアン化合物		1	0.1	0.1	0.1
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）		1	0.5	0.5	
鉛及びその化合物		0.1			
六価クロム化合物		0.5	0.2	0.2	
砒素及びその化合物		0.1			
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物		0.005			
アルキル水銀化合物		検出されないこと			
ポリ塩化ビフェニル		0.003			
トリクロロエチレン		0.1			
テトラクロロエチレン		0.1			
ジクロロメタン		0.2			
四塩化炭素		0.02			
1, 2 - ジクロロエタン		0.04			
1, 1 - ジクロロエチレン		1			
シス - 1, 2 - ジクロロエチレン		0.4			
1, 1, 1 - トリクロロエタン		3			
1, 1, 2 - トリクロロエタン		0.06			
1, 3 - ジクロロプロペン		0.02			
チウラム		0.06			
シマジン		0.03			
チオベンカルブ		0.2			
ベンゼン		0.1			
セレン及びその化合物		0.1			
ほう素及びその化合物	海 域	230			
	そ の 他	10			
ふっ素及びその化合物	海 域	15			
	そ の 他	8			
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物		100			
1, 4 - ジオキサン		0.5			
水素イオン濃度	海 域	5.0~9.0			
	そ の 他	5.8~8.6			
生物化学的酸素要求量（B O D）		160(120)	(30)	(60)	
化学的酸素要求量（C O D）		160(120)	(30)	(60)	
浮遊物質質量（S S）		200(150)	(70)	(120)	
ノルマルヘキサノン抽出物質含有量	イ． 鉱 油 類	5			
	ロ． 動植物油脂類	30			
フェノール類含有量		5	0.5	0.5	2.0
銅含有量		3	1.0	1.0	2.0
亜鉛含有量		2			
溶解性鉄含有量		10			
溶解性マンガン含有量		10			
クロム含有量		2			
大腸菌群数		(3000)個/cm3			
ダイオキシン類		10pg-TEQ/L			

1 () は日間平均値

2 単位は水素イオン濃度、大腸菌群数及びダイオキシン類を除きすべてmg/L

3 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物は、アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

4 ダイオキシン類の基準は水質汚濁防止法ではなく、ダイオキシン類対策特別措置法で対象施設となる場合に適用

(3) 上乗せ排水基準に係る水域の区分

(県公害防止条例第40条別表第2付表)

第一種水域	河川	第二種水域及び第三種水域以外の公共用水域（湖沼及び海域を除く。）
	湖沼	天然湖沼及び人工湖
	海域	第二種水域及び第三種水域以外の海域
第二種水域	河川	旭川（添川橋下流）、草生津川、新城川（新城橋下流）、土買川（心像川合流点上流）、丸子川（田茂木橋下流）、横手川（本郷橋下流）、白子川、安久谷川、瀬の沢川、金山川（大館市の区域内）、大湯津内沢川、荒瀬川、豊川及び比詰川（田中橋下流）並びにこれらの河川に流入する公共用水域（第三種水域並びに太平川（松崎橋上流）、猿田川、福部内川（東川橋上流）、窪堰川（杉本橋上流）、厨川、横手大戸川、横手杉沢川及び吉沢川を除く。）第二種水域の海域に流入する公共用水域（河川にあつては、子吉川（東日本旅客鉄道株式会社羽越線鉄橋下流）及び大沢川（にかほ市の区域内）に限る。）米代川（檜山川合流点から大湯川合流点まで）及びこれに流入する公共用水域（河川にあつては、引欠川（長内沢川合流点下流）、長木川（下町橋下流）及び別所川に限る。）引欠川（長内沢川合流点下流）、長木川（下町橋下流）、別所川、小坂川、子吉川（東日本旅客鉄道株式会社羽越線鉄橋下流）及び大沢川（にかほ市の区域内）に流入する公共用水域（第三種水域並びに大森川（花岡川合流点上流）、下内川（長面橋上流）及び芋川を除く。）
	海域	能代港の港湾区域（米代川本流を除く。）、本荘港の港湾区域（子吉川本流を除く。）及び戸賀避難港の港湾区域並びに漁港の区域
第三種水域	河川	入見内川（入見内橋上流）、米代川（檜山川合流点下流）、檜山川、引欠川（長内沢川合流点上流）、猿間川及び旧大森川並びにこれらの河川に流入する公共用水域（第三種水域の海域に流入する公共用水域（河川にあつては、雄物川（秋田大橋下流）に限る。）旧雄物川（港大橋上流）及びこれに流入する公共用水域（河川にあつては、旭川及び草生津川を除く。）小坂川及びこれに流入する公共用水域（河川にあつては、古遠部川に限る。）雄物川（秋田大橋下流）及び古遠部川に流入する公共用水域
	海域	秋田港の港湾区域（港大橋上流を除く。）及び船川港の港湾区域並びに旧雄物川河口から雄物川河口までの海域

計画放流水質

- 処理施設の構造の技術上の基準（下水道法第7条・同法施行令第5条の5・同法施行規則第4条の2）

方 法	生物化学的 酸素要求量 (単位 mg/l・5日間)	窒素含有量 (単位 mg/l)	磷含有量 (単位 mg/l)
(令)下水を処理する構造 (例)標準活性汚泥法	10を超え15以下	—	—
(規則)計画放流水質	15以下	20以下	3以下

* 下水の放流先の河川その他の公共の水域等の状況を考慮して下水道管理者が定める

- 放流水の水質の技術上の基準（下水道法第8条・同法施行令第6条）

	水素イオン 濃 度 (pH)	浮遊物質 量 (単位 mg/l)	大腸菌群数 (単位 1cm ³ につき個)
(令)放流水の水質	5.8以上～8.6以下	40以下	3,000以下

* 令第5条の5第2項に規定する計画放流水に適合する数値

6. 農業集落排水施設

(1) 農業集落排水施設整備のあゆみ

昭和57年 由利本荘市(旧由利町)^{イカツテ}五十土地区、潟上市(旧飯田川町)^{イモカワ}妹川地区 着手。

昭和59年 由利本荘市(旧由利町)五十土地区、
秋田市(旧河辺町)岩見三内中央地区 供用開始

令和4年 事業着手 201地区、供用済み 201地区

○農業集落排水施設整備の経緯

年 度	事業着手 地区数	供 用 地区数	供 用 処理場数	統合・下水道 接続による 廃止処理場数	汚水処理人口普及率(%)	
					農業集落 排水施設	全 体
S57	2	0	0		0.0	6.8
S58	7	0	0		0.0	7.1
S59	3	2	2		0.1	8.3
S60	2	1	1		0.1	9.1
S61	2	2	2		0.1	9.9
S62	3	3	3		0.1	10.9
S63	4	5	4		0.8	12.6
H 1	6	1	1		0.9	13.8
H 2	5	5	5		1.0	15.5
H 3	8	2	1		1.1	17.1
H 4	9	13	12		2.0	19.1
H 5	16	5	5		1.9	21.1
H 6	15	10	9		2.4	24.0
H 7	14	13	13		3.4	29.4
H 8	15	14	14		4.1	32.7
H 9	16	17	17		4.7	36.8
H10	14	12	12		5.5	40.6
H11	8	14	14		6.5	45.2
H12	10	14	14		7.4	49.7
H13	8	8	8		8.1	53.8
H14	7	10	8		8.6	57.6
H15	4	8	8		9.0	61.6
H16	5	9	8		9.4	67.1
H17	5	2	2		9.5	69.7
H18	6	3	3		9.6	72.5
H19	3	3	3		10.1	74.5
H20	1	7	5		10.3	76.7
H21	1	5	6		10.8	78.5
H22	0	5	5	1	10.7	79.9
H23	1	4	5	1	10.8	81.3
H24	1	0	1	5	10.6	82.7
H25	0	2	1	2	10.5	83.7
H26	0	0	0		10.3	84.5
H27	0	1	1		10.4	85.4
H28	0	0	0	1	10.3	86.1
H29	0	1	0	4	10.2	86.7
H30	0	0	0	3	10.1	87.4
R1	0	0	0	1	10.0	88.0
R2	0	0	0	6	9.6	88.4
R3	0	0	0	3	8.9	88.9
R4	0	0	0	3	8.9	89.2
累 計	201	201	193	30		

*1 供用地区には、公共下水道接続の地区を含む。

*2 処理場を持たない地区や複数の処理場を持つ地区があるため、供用地区数は供用処理場数とは一致しない。

*3 分割採択地区は1地区として計上。

(2) 農業集落排水施設 地区〈処理区〉一覧表

(令和4年度末)

市町村名 (25)	旧市町村名 (69)	地区数	地区名 (処理区名)	計画人口 (人)	事業期間		供用年月	摘要
					着工	完了		
鹿角市		3	小豆沢	417	H10	H13	H13.4	
			谷内・永田	504	H15	H20	H20.4	
			末広	609	H23	H27	H27.4	
小坂町							農業集落排水施設計画なし	
大館市	大館市	7	餌釣	232	S62	H1	H2.4	
			山館	400	H3	H5	H5.8	
			(真中)		H5	H9	H8.8	R4.4.1公共下水道へ接続
			(沢尻)		H7	H9	H9.8	H29.12十二所北処理区へ統合
			麓西	382	H9	H11	H12.4	
			四羽出	602	H10	H14	H15.4	
	十二所北〔沢尻〕	1,433	H15	H20	H21.4			
	比内町	3	小新田・羽立	175	H9	H11	H11.5	
			八木橋	352	H12	H16	H15.5	
	田代町	2	独鈷中野	1,310	H17	H22	H21.4	
			山田	504	H9	H11	H11.7	
	北秋田市	鷹巣町	2	岩野目	125	H13	H15	H16.4
脇神				171	H8	H10	H10.6	
森吉町		2	坊沢	728	H12	H17	H15.10	
			浦田	412	H8	H10	H10.6	
阿仁町		1	前田	815	H12	H16	H14.8	
			根子	118	H13	H15	H15.11	
合川町		11	(上杉)		H3	H5	H5.7	R4公共下水道へ接続
			(下杉)		H5	H7	H7.8	R4公共下水道へ接続
			西	569	H12	H17	H18.4	
			羽根山	187	H8	H10	H10.7	
	合川(鎌沢)		135	S59	S62	S63.1		
	合川(三木田)		126	S58	S60	S61.1		
	合川(三里)		112	S63	H4	H4.5		
	根田、芹沢		301	H9	H12	H12.12		
木戸石	531	H6	H8	H8.7				
上小阿仁村	4	増沢	165	H7	H9	H9.11		
		道城	154	H18	H22	H22.4		
		上仏社	62	H2	H4	H4.7		
		(五反沢)		H5	H7	H8.7	R4.4.1公共下水道へ接続	
能代市	能代市 二ツ井町	1	小沢田	420	H8	H11	H11.4	
			羽立	238	H12	H15	H15.4	
			浜浅内	203	H9	H11	H11.8	
藤里町							農業集落排水施設計画なし	
三種町	琴丘町	1	中通	151	H11	H15	H14.12	
			大又	271	H11	H16	H14.8	
	山本町	2	下岩川	607	H18	H23	H23.4	
			外岡・羽立	243	H13	H16	H16.4	
八竜町	2	(八竜(釜谷))		S58	S61	S62.4	H30.4公共下水道へ接続	
		芦崎	531	H7	H10	H9.4		
八峰町							農業集落排水施設計画なし	
八峰町	峰浜村	3	石川	383	H10	H13	H12.12	
			岩子・大久保岱	191	H14	H17	H17.3	
秋田市	秋田市	11	埴	508	H18	H22	H22.3	
			(豊岩(豊巻))		S60	S63	H1.4	R3.10公共下水道へ接続
			(豊岩(小山))		S60	H1	H2.4	R3.10公共下水道へ接続
			(石田坂)		S61	H1	H2.4	R3.4公共下水道へ接続
			(笹岡)		H2	H4	H4.10	R4.4.1公共下水道へ接続
			(寒川)		H5	H7	H7.10	H29.4下北手中央処理区へ統合
			下新城北部	428	H6	H8	H9.4	
			上新城	989	H9	H12	H12.4	
			下新城南部	563	H11	H14	H14.4	
			上北手東部	179	H13	H16	H16.4	
			下北手中央〔寒川〕	691	H16	H20	H20.4	
	(金足)		H19	H25	H25.4	1期H19~H25 2期 H20~H24 H25.4公共下水道へ接続		
	河辺町	7	(砂子淵)		H6	H8	H8.10	R2.4岩見三内中央地区へ統合
			岩見三内中央	294	H10	H12	H12.12	
			(飛沢)		H1	H2	H3.4	H31.4河辺岩見山内中央処理区へ統合
			河辺岩見山内中央(岩見山内中央)〔飛沢〕	680	S58	S63	S59.6	
			下三内	344	H6	H8	H8.4	
			赤平	385	H3	H5	H5.4	
岩見			240	H15	H20	H20.4		
雄和町	5	雄和(新波)	331	S58	S63	S63.12		
		向野	294	H4	H6	H6.7		
		(戸賀沢)		H6	H9	H8.12	R4.4.1公共下水道へ接続	
		萱ヶ沢	260	H9	H12	H12.12		
男鹿市	男鹿市 若美町	1	種平	529	H12	H17	H16.7	
			五里合	1,053	H6	H10	H9.12	
							農業集落排水施設計画なし	

市町村名 (25)	旧市町村名 (69)	地区数	地区名 (処理区名)	計画人口 (人)	事業期間		供用年月	摘要
					着工	完了		
潟上市	昭和町	1	豊川	782	H10	H13	H14.3	
		飯田川町	3	(妹川)		S57	H2	S63.4
			(新道)		H3	H6	H6.4	H6.4公共下水道へ接続
			(飯塚浜)		H1	H3	H3.4	H3.4公共下水道へ接続
	天王町	3	(湖岸)		H1	H4	H4.4	H24.12公共下水道へ接続
(羽立)				H5	H7	H8.4	H24.12公共下水道へ接続	
(大崎)				S59	S63	S64.1	H22.11公共下水道へ接続	
五城目町		1	(上山内)		H7	H11	H11.5	H25.4公共下水道へ接続
八郎潟町		2	(小池)		S63	H2	H3.3	H25.4公共下水道へ接続
			(浦大町)		H5	H7	H7.4	H25.4公共下水道へ接続
井川町		2	(井内)		H5	H7	H7.4	H25.3公共下水道へ接続
			(施田)		H11	H16	H14.4	H25.3公共下水道へ接続
大潟村								農業集落排水施設計画なし
由利本荘市	本荘市	10	万願寺<小友第一>	1,090	H4	H6	H6.7	
			内越第一<内越畑谷>〔北内越第二〕	926	H5	H7	H7.6	
			小友第二	306	H5	H7	H7.10	
			子吉〔南福田〕	1,792	H6	H8	H8.7	
			石沢第二	572	H7	H10	H9.6	
			南内越第二	620	H9	H11	H11.4	
			石沢第一	765	H11	H14	H13.11	
			(北内越第二)		H13	H18	H17.1	H30.11内越第一処理区へ統合
			松ヶ崎第二<芦川>	91	H19	H23	H24.4	
			松ヶ崎第二<親川>	66	H19	H23	H23.4	
			松ヶ崎第二<深沢>	127	H19	H23	H22.4	
			小友第三	300	H17	H21	H22.4	
			矢島町	4	(元町・荒沢)		H4	H6
	(郷内・坂之下)				H5	H7	H7.8	R3.12公共下水道へ接続
	川辺・木在	413			H6	H8	H8.6	
	新荘・立石	371			H7	H9	H9.5	
	岩城町	4	岩城<亀田>	1,104	S62	H5	H4.4	
			上蛇田	80	H5	H7	H7.4	
			高畑	283	H7	H9	H10.4	
			滝俣	123	H9	H11	H11.4	
由利本荘市	由利町	14	由利第二<五十土>	132	S57	S59	S59.6	
			由利<山本>〔土倉〕	447	S58	S61	S61.8	
			由利第三<久保田>	94	S59	S61	S62.8	
			由利第六<小菅野>	84	S61	S62	S63.8	
			川西	477	S63	H4	H4.9	
			由利第五<東鮎川>〔町村・中畑〕	700	H2	H4	H4.9	
			(町村)		H3	H4	H4.9	H4.9東鮎川処理区へ統合
			由利第八<黒沢明法>	246	H4	H6	H6.8	
			由利第七<曲沢>	175	H4	H6	H6.8	
			吉沢	175	H5	H7	H7.6	
			(南福田)		H5	H7	H7.6	H29.4子吉処理区へ統合
			(土倉)		H6	H7	H8.4	H30.4山本処理区へ統合
			(中畑)		H7	H9	H9.6	H23.12東鮎川処理区へ統合
			屋敷	57	H8	H10	H10.6	
	西目町	1	西目南部	747	H9	H12	H12.6	
	鳥海町	3	伏見・上川内〔平根〕	1,389	H9	H11	H11.4	
			(平根)		H16	H18	H17.3	H17.3伏見上川内処理区へ統合
	東由利町	4	笹子	926	H13	H16	H15.4	
			老方館合〔田代黒淵〕	1,517	H8	H10	H10.7	
			蔵・法内	663	H13	H16	H16.4	
大琴			356	H17	H21	H21.10		
大内町	7	(田代黒淵)		H24	H28	H29.4	H29.4老方館合処理区へ統合	
		松本	581	H6	H9	H9.6		
		岩野目沢	253	H8	H10	H10.6		
		檜淵〔羽広・滝〕	430	H10	H13	H13.3		
		(滝)		H11	H15	H15.3	H15.3檜淵処理区へ統合	
		(羽広)		H11	H15	H15.3	H15.3檜淵処理区へ統合	
		中帳	201	H19	H23	H23.4		
葛岡・新田	1,100	H16	H21	H22.4				
にかほ市	仁賀保町	8	院内	840	H1	H4	H4.5	
			百目木	400	H2	H5	H5.5	
			杉山	536	H3	H5	H5.5	
			伊勢居地〔桂坂〕	647	H4	H7	H6.11	
			小国	361	H5	H7	H7.5	
			(桂坂)		H6	H8	H8.5	H28.4伊勢居地処理区へ統合
			冬師	42	H9	H11	H11.5	
			釜ヶ台	106	H10	H12	H12.5	
			金浦町	1	大竹	300	H8	H10
	象潟町	6	小滝	337	H4	H8	H6.11	
			西中野沢	128	H5	H7	H7.10	
			上郷北部	503	H7	H9	H9.11	
			関	158	H8	H10	H10.10	
上郷南部			500	H10	H12	H12.8		
上浜中央	1,252	H14	H19	H17.10				

市町村名 (25)	旧市町村名 (69)	地区数	地区名 (処理区名)	計画人口 (人)	事業期間		供用年月	摘要
					着工	完了		
大仙市	大曲市	3	中田・宮林	614	H10	H13	H13.9	
			大曲西部	1,407	H14	H19	H19.10	
			角間川	428	H20	H24	H24.3	
	神岡町	2	(神岡東部)		H9	H11	H11.4	R4公共下水道へ接続
			神岡西部	474	H14	H18	H17.4	
	西仙北町	2	上野	744	H8	H11	H10.11	
			川里	975	H10	H13	H13.2	
	中仙町	3	中荒井	494	H9	H12	H12.9	
			大神成	301	H12	H15	H15.8	
			田ノ尻	453	H16	H20	H20.10	
	協和町	10	一ノ渡	253	H10	H12	H12.9	
			稲沢	131	H6	H9	H9.3	
			水沢	257	H12	H15	H14.11	
			白岩	193	H7	H9	H9.9	
			川口	169	H8	H10	H10.3	
			小種	470	H11	H14	H14.8	
			沢庄	210	H16	H20	H20.3	
			宇津野	311	H13	H16	H16.4	
			下淀川	326	H15	H18	H18.4	
			峰吉川	717	H17	H21	H21.3	
	南外村							農業集落排水施設計画なし
	仙北町	5	(薬師)		H1	H4	H4.6	R2.12公共下水道へ接続
			(福田)		H3	H6	H6.7	R2.12公共下水道へ接続
(払田)				H6	H10	H11.5	R2.12公共下水道へ接続	
仙北北部 (板見内)			722	H9	H13	H14.3		
太田町	5	横沢	1,029	H6	H9	H9.4		
		大町	678	H7	H10	H10.6		
		小神成	1,261	H10	H15	H13.6		
		太田今泉	919	H14	H19	H19.7		
		三本扇	526	H18	H23	H24.3		
仙北市	角館町	1	前郷	438	H9	H12	H13.4	
	田沢湖町	1	田沢	301	H17	H21	H22.4	
	西木村	5	戸沢	68	H7	H9	H10.3	
			桧木内	990	H10	H13	H12.4	
			西明寺西部	427	H7	H10	H10.3	
西明寺	618	S63	H4	H4.4				
西明寺南部	965	H4	H8	H8.4				
美郷町	六郷町						農業集落排水施設計画なし	
	千畑町	3	一丈木	1,068	H1	H5	H4.4	
			本堂	685	H3	H7	H7.4	大仙市の一部区域を含む
			上畑屋	816	H7	H11	H10.3	
	仙南村	3	仙南(後三年)	253	S58	S62	S61.11	横手市の一部区域を含む
仙南(飯詰)			393	S62	H2	H2.4		
野荒町	669	H8	H11	H11.10				
横手市	横手市	1	金沢	661	H21	H26	H25.4	
	増田町						農業集落排水施設計画なし	
	平鹿町						農業集落排水施設計画なし	
	雄物川町						農業集落排水施設計画なし	
	大森町	5	大森	1,650	S58	H2	S63.4	
			十日町	383	H2	H5	H4.7	
			川西	1,297	H5	H9	H8.4	
			上溝	843	H8	H11	H11.4	
			大森本郷	150	H12	H15	H15.3	
	十文字町	2	今泉	976	H8	H11	H11.10	
植田			680	H14	H19	H18.4		
山内村						農業集落排水施設計画なし		
大雄村						農業集落排水施設計画なし		
湯沢市	湯沢市	4	(山田中央)		H4	H6	H6.11	H29.12山田東部処理区へ統合
			深堀	707	H8	H11	H10.11	
			山田東部[山田中央]	1,862	H12	H17	H15.11	
			松岡	842	H18	H23	H22.3	
			松岡(新城)	63	H18	H23	H22.3	
	稲川町						農業集落排水施設計画なし	
	雄勝町						農業集落排水施設計画なし	
皆瀬村						農業集落排水施設計画なし		
羽後町	羽後町	3	床舞	972	H6	H9	H9.8	
			土館[嶋田]	1,197	H10	H14	H13.8	
			(嶋田)		H18	H21	H20.4	H20.4土館処理区へ統合
東成瀬村							農業集落排水施設計画なし	
合計		201		83,344				

(注) 1 H28年度策定「秋田県生活排水処理構想」での農集排水計画処理区と農集排水事業等で整備された地区を表記。

2 計画人口はR5.3.31時点の計画処理人口である。

3 集排整備事業の地区名と処理区名が異なる場合は、地区名の後に処理区名を()書きで表記。

4 処理場を持たない地区(公共下水道接続、他処理区へ接続している地区)は、地区名を()書きで表記。

5 他の集排地区を接続している処理区は、処理区名の後に接続している地区名を[]書きで表記。

6 農業集落排水施設計画市町村 22市町村(13市 8町 1村)

(3) 農業集落排水施設 処理人口普及率

(令和4年度末)

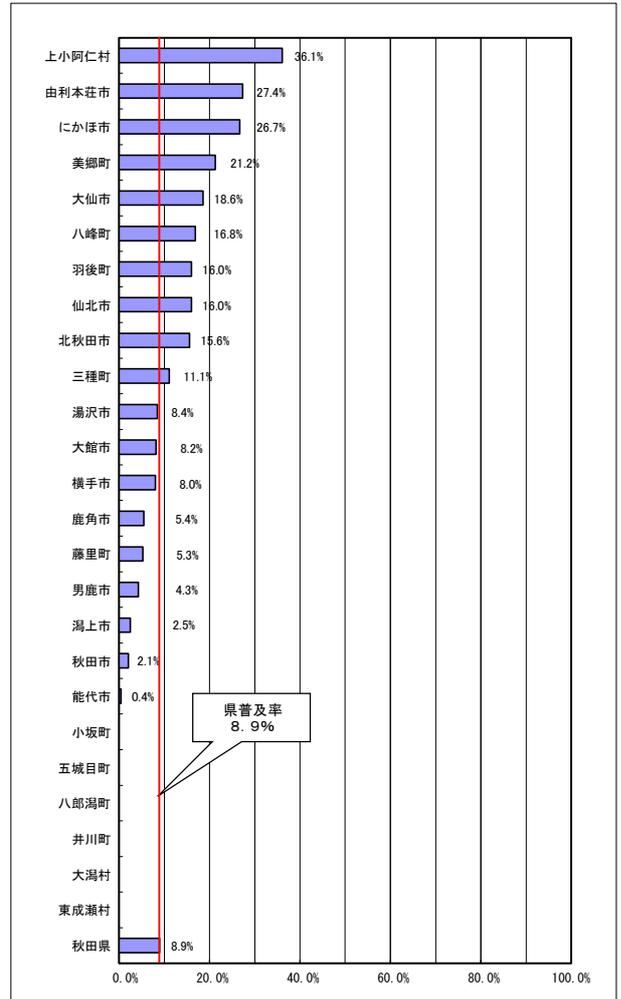
順位	市町村名	住民基本台帳人口	処理区域内人口	普及率	着手年度	供用年月	備考
1	上小阿仁村	1,996	720	36.1%	H 2	H 4. 7	
2	由利本荘市	72,278	19,779	27.4%	S57	S59. 6	
3	にかほ市	22,863	6,110	26.7%	H 1	H 4. 5	
4	美郷町	18,066	3,838	21.2%	S58	S61. 11	
5	大仙市	75,867	14,082	18.6%	H 1	H 4. 6	
6	八峰町	6,427	1,082	16.8%	H10	H12. 12	
7	羽後町	13,560	2,169	16.0%	H 6	H 9. 8	
8	仙北市	23,835	3,807	16.0%	S63	H 4. 4	
9	北秋田市	29,036	4,524	15.6%	S58	S61. 1	
10	三種町	14,899	1,652	11.1%	S58	S62. 4	
11	湯沢市	41,130	3,474	8.4%	H 4	H 6. 11	
12	大館市	67,550	5,515	8.2%	S62	H 2. 4	
13	横手市	83,448	6,666	8.0%	S58	S63. 4	
14	鹿角市	28,141	1,530	5.4%	H10	H13. 4	
15	藤里町	2,869	151	5.3%	H11	H14. 12	
16	男鹿市	24,511	1,053	4.3%	H 6	H 9. 12	
17	潟上市	31,673	782	2.5%	S59	S64. 1	
18	秋田市	298,587	6,207	2.1%	S58	S59. 6	
19	能代市	48,948	203	0.4%	H 9	H11. 8	
	小坂町	4,644					
	五城目町	8,279			H 7	H11. 5	全地区公共下水道接続
	八郎潟町	5,349			S63	H 3. 3	全地区公共下水道接続
	井川町	4,353			H 5	H 7. 4	全地区公共下水道接続
	大潟村	2,946					
	東成瀬村	2,375					
	秋田県計	933,630	83,344	8.9%			

*1 処理区域内人口、接続人口は公共下水道接続の地区を除く。但し、着手年度、供用年月は上記の地区を含む。

*2 処理区域内人口、接続人口はH28年度策定整備構想の農集排水区域内(但し、R5. 3.31時点で集排施設として運営されている地区を含む)の人口である。

*3 分割採択地区は1地区として計上。

普及率グラフ



$$\text{普及率(\%)} = \frac{\text{処理区域内人口}}{\text{住民基本台帳人口}} \times 100$$

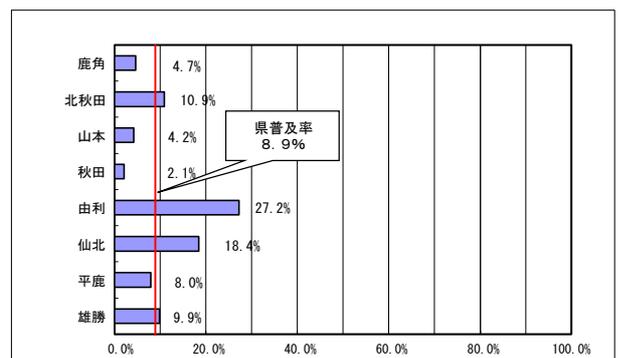
農業集落排水施設 処理人口普及率推移

項目	年度	H27末	H28末	H29末	H30末	R1末	R2末	R3末	R4末
普及率		10.4%	10.3%	10.2%	10.1%	10.0%	9.6%	9.3%	8.9%

地域振興局別 農業集落排水処理人口普及率

振興局名	住民基本台帳人口	処理区域内人口	R4末普及率
鹿角	32,785	1,530	4.7%
北秋田	98,582	10,759	10.9%
山本	73,143	3,088	4.2%
秋田	375,698	8,042	2.1%
由利	95,141	25,889	27.2%
仙北	117,768	21,727	18.4%
平鹿	83,448	6,666	8.0%
雄勝	57,065	5,643	9.9%
県計	933,630	83,344	8.9%

地域振興局別 普及率グラフ



*1 公共下水道接続の地区を除く。

*2 処理区域内人口は、H28年度策定整備構想の農集排水区域内(但し、R5. 3.31時点で農集排施設として運営されている地区を含む)の人口である。

(4) 農業集落排水施設 整備率

(令和4年度末)

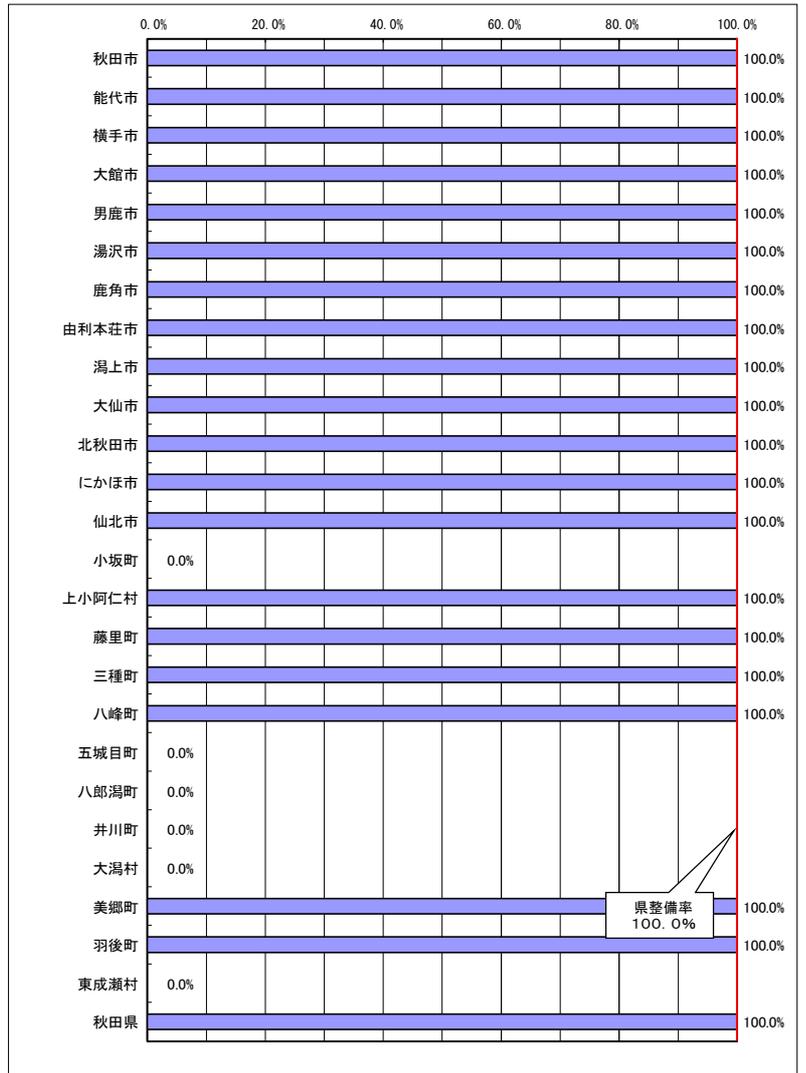
順位	市町村名	計画区域内人口	処理区域内人口	整備率
1	秋田市	6,207	6,207	100.0%
1	能代市	203	203	100.0%
1	横手市	6,666	6,666	100.0%
1	大館市	5,515	5,515	100.0%
1	男鹿市	1,053	1,053	100.0%
1	湯沢市	3,474	3,474	100.0%
1	鹿角市	1,530	1,530	100.0%
1	由利本荘市	19,779	19,779	100.0%
1	潟上市	782	782	100.0%
1	大仙市	14,082	14,082	100.0%
1	北秋田市	4,524	4,524	100.0%
1	にかほ市	6,110	6,110	100.0%
1	仙北市	3,807	3,807	100.0%
	小坂町	0	0	
1	上小阿仁村	720	720	100.0%
1	藤里町	151	151	100.0%
1	三種町	1,652	1,652	100.0%
1	八峰町	1,082	1,082	100.0%
	五城目町	0	0	
	八郎潟町	0	0	
	井川町	0	0	
	大潟村	0	0	
1	美郷町	3,838	3,838	100.0%
1	羽後町	2,169	2,169	100.0%
	東成瀬村	0	0	
	秋田県計	83,344	83,344	100.0%

*1 公共下水道接続の地区を除く。

*2 計画区域内人口、処理区域内人口、接続人口は、H28年度策定整備構想の農業排水区域内(但し、R5.3.31時点で集排施設として運営されている地区を含む)の人口である。

$$\text{整備率(\%)} = \frac{\text{処理区域内人口}}{\text{計画区域内人口}} \times 100$$

整備率グラフ



農業集落排水施設 整備率推移

項目	年度							
	H27末	H28末	H29末	H30末	R1末	R2末	R3末	R4末
整備率	96.5%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

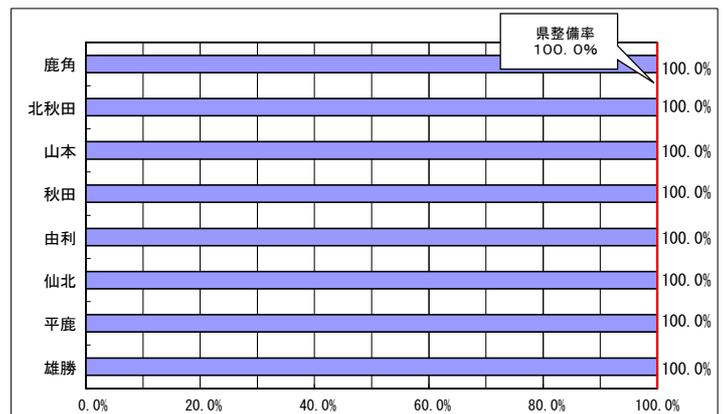
地域振興局別 農業集落排水施設 整備率

振興局名	計画区域内人口	処理区域内人口	R4末整備率
鹿角	1,530	1,530	100.0%
北秋田	10,759	10,759	100.0%
山本	3,088	3,088	100.0%
秋田	8,042	8,042	100.0%
由利	25,889	25,889	100.0%
仙北	21,727	21,727	100.0%
平鹿	6,666	6,666	100.0%
雄勝	5,643	5,643	100.0%
県計	83,344	83,344	100.0%

*1 公共下水道接続の地区を除く。

*2 処理区域内人口は、H28年度策定整備構想の農業排水区域内(但し、R5.3.31時点で集排施設として運営されている地区を含む)の人口である。

地域振興局別 整備率グラフ



(5) 農業集落排水施設 接続率

(令和4年度末)

順位	市町村名	住民基本台帳人口	処理区域内人口	接続人口	接続率	着手年度	供用年月
1	能代市	48,948	203	203	100.0%	H 9	H11. 8
2	上小阿仁村	1,996	720	719	99.9%	H 2	H 4. 7
3	秋田市	298,587	6,207	5,965	96.1%	S58	S59. 6
4	美郷町	18,066	3,838	3,687	96.1%	S58	S61. 11
5	にかほ市	22,863	6,110	5,655	92.6%	H 1	H 4. 5
6	藤里町	2,869	151	137	90.7%	H11	H14. 12
7	北秋田市	29,036	4,524	4,066	89.9%	S58	S61. 1
8	男鹿市	24,511	1,053	928	88.1%	H 6	H 9. 12
9	大館市	67,550	5,515	4,651	84.3%	S62	H 2. 4
10	羽後町	13,560	2,169	1,798	82.9%	H 6	H 9. 8
11	横手市	83,448	6,666	5,452	81.8%	S58	S63. 4
12	由利本荘市	72,278	19,779	15,704	79.4%	S57	S59. 6
13	潟上市	31,673	782	619	79.2%	S59	S64. 1
14	仙北市	23,835	3,807	2,942	77.3%	S63	H 4. 4
15	鹿角市	28,141	1,530	1,164	76.1%	H10	H13. 4
16	大仙市	75,867	14,082	9,923	70.5%	H 1	H 4. 6
17	湯沢市	41,130	3,474	2,260	65.1%	H 4	H 6. 11
18	八峰町	6,427	1,082	677	62.6%	H10	H12. 12
19	三種町	14,899	1,652	1,005	60.8%	S58	S62. 4
-	小坂町	4,644	0	0	-	-	-
-	五城目町	8,279	0	0	-	-	-
-	八郎潟町	5,349	0	0	-	-	-
-	井川町	4,353	0	0	-	-	-
-	大潟村	2,946	0	0	-	-	-
-	東成瀬村	2,375	0	0	-	-	-
	秋田県計	933,630	83,344	67,555	81.1%		

*1 処理区域内人口、接続人口は公共下水道接続の地区を除く。

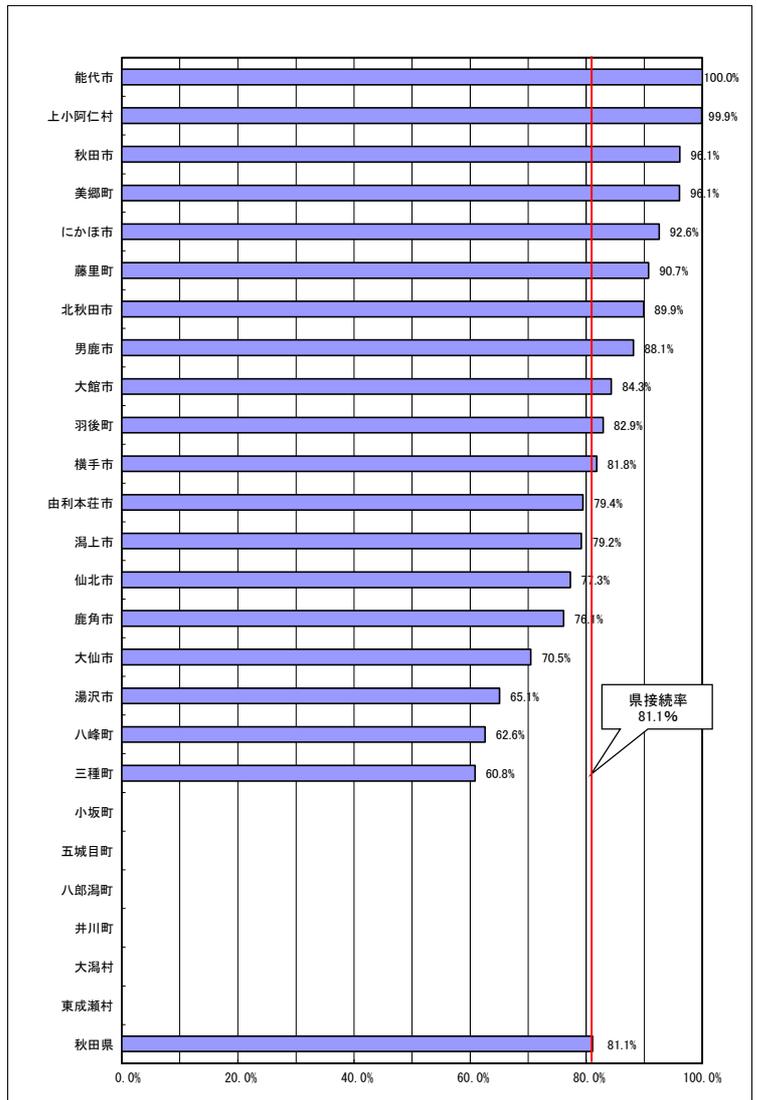
但し、地区数、着手年度、供用年月は上記の地区を含む。

*2 処理区域内人口、接続人口はH28年度策定整備構想の農集排水区域内(但し、R5.3.31時点で集排施設として運営されている地区を含む)の人口である。

*3 分割採択地区は1地区として計上。

$$\text{接続率(\%)} = \frac{\text{接続人口}}{\text{処理区域内人口}} \times 100$$

接続率グラフ



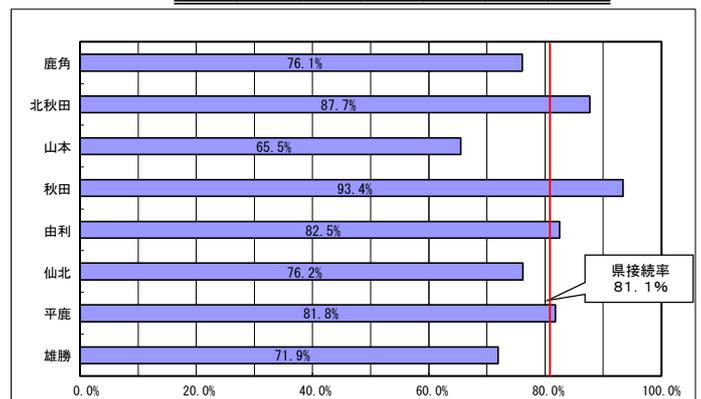
農業集落排水施設 接続率推移

年度	H27末	H28末	H29末	H30末	R1末	R2末	R3末	R4末
接続率	77.6%	78.7%	79.5%	80.0%	81.1%	81.2%	80.8%	81.1%

地域振興局別 農業集落排水施設 接続率

振興局名	住民基本台帳人口	処理区域内人口	接続人口	R4末接続率
鹿角	32,785	1,530	1,164	76.1%
北秋田	98,582	10,759	9,436	87.7%
山本	73,143	3,088	2,022	65.5%
秋田	375,698	8,042	7,512	93.4%
由利	95,141	25,889	21,359	82.5%
仙北	117,768	21,727	16,552	76.2%
平鹿	83,448	6,666	5,452	81.8%
雄勝	57,065	5,643	4,058	71.9%
県計	933,630	83,344	67,555	81.1%

地域振興局別 接続率グラフ



*1 公共下水道接続の地区を除く。

*2 処理区域内人口、接続人口は、H28年度策定整備構想の農集排水区域内(但し、R5.3.31時点で集排施設として運営されている地区を含む)の人口である。

(6) 農業集落排水施設 使用料

令和5年4月現在

団体名 使用料条例施行 ・供用開始団体	使用料体系		基本 水量 (m ³ /月)	基 本 使用料 (円/月)	使用料 体系 消費税	1ヶ月 20m ³ ・ (3人) 当り料金 消費税込 (円/20m ³)
	(区分水量)	は基本水量(基本使用料)の区分線 は水量毎の単価の区分線				
鹿角市	0 8 10 20 25 30 50 100 200 300 500 1,000 2,000 3,000 5,000	(基本料1世帯当たり2,189円) + (人員割料世帯人員1人当たり616円)	(m ³) -	(円/月) 2,189	税込み	(円/20m ³) 4,037
※大館市	0 10 20 50 100 1,540 165 176 209 231		(m ³) 10	(円/月) 1,540	税込み	(円/20m ³) 3,190
北秋田市	旧鷹巣町地区 旧森吉町地区 旧合川町地区	(基本料1世帯当たり1,500円) + (人員割料世帯人員1人当たり400円)	(m ³) -	(円/月) 1,500	税抜き	(円/20m ³) 2,970
	旧阿仁町地区	0 10 20 30 40 50 100 1,300 140 150 160 170 180 190	(m ³) 10	(円/月) 1,300	税抜き	(円/20m ³) 2,970
※上小阿仁村	(基本料1世帯当たり1,715円) + (人員割料世帯人員1人当たり572円)		(m ³) -	(円/月) 1,715	税抜き	(円/20m ³) 3,774
能代市	(基本料1世帯当たり1,830円) + (人員割料世帯人員1人当たり470円)		(m ³) -	(円/月) 1,830	税抜き	(円/20m ³) 3,564
※藤里町	0 10 1,200 120		(m ³) 10	(円/月) 1,200	税抜き	(円/20m ³) 2,640
※八峰町	0 10 1,650 165		(m ³) 10	(円/月) 1,650	税込み	(円/20m ³) 3,300
※三種町	0 10 100 500 1000 1,540 154 143 132 121		(m ³) 10	(円/月) 1,540	税込み	(円/20m ³) 3,080
※秋田市	0 10 30 50 100 500 1,000 1,020 181 226 249 305 352 427		(m ³) 10	(円/月) 1,020	税抜き	(円/20m ³) 3,113
※男鹿市	0 10 20 50 100 1,650 165 176 209 231		(m ³) 10	(円/月) 1,650	税込み	(円/20m ³) 3,300
※潟上市 (旧昭和町地区)	0 10 30 50 100 1,320 176 198 209 242		(m ³) 10	(円/月) 1,320	税込み	(円/20m ³) 3,080
※由利本荘市	0 10 20 50 100 125 156 177 198 220		(m ³) -	(円/月) 523	税込み	(円/20m ³) 3,333
にかほ市	0 10 1,100 110		(m ³) 10	(円/月) 1,100	税抜き	(円/20m ³) 2,420
大仙市	※従量制	0 10 30 50 100 1,540 168 178 210 242	(m ³) 10	(円/月) 1,540	税込み	(円/20m ³) 3,220
	定額制 (旧大曲市)	(基本使用料1戸当たり 2,520円) + (人員割料世帯人員1人につき 546円)	(m ³) -	(円/月) 2,520	税込み	(円/20m ³) 4,158
	※定額制 (旧大曲市を除く)	(基本使用料1戸当たり 1,540円) + (人員割料世帯人員1人につき 546円)	(m ³) -	(円/月) 1,540	税込み	(円/20m ³) 3,178
※仙北市	0 5 10 20 30 40 50 100 770 110 143 154 165 176 187 198		(m ³) 5	(円/月) 770	税込み	(円/20m ³) 2,750
美郷町	0 5 550 143		(m ³) 5	(円/月) 550	税込み	(円/20m ³) 2,695
※横手市	0 5 10 20 30 40 50 100 770 154 163.9 173.8 183.7 193.6 203.5 213.4		(m ³) 5	(円/月) 770	税抜き	(円/20m ³) 3,179
※湯沢市	0 6 20 50 100 1,327 174 185 195 205		(m ³) 6	(円/月) 1,327	税込み	(円/20m ³) 3,763
羽後町	(基本料1世帯当たり1,425円) + (人員割料世帯人員1人当たり544円)		(m ³) -	(円/月) 1,425	税込み	(円/20m ³) 3,057

※ 公共下水道使用料と同じ

(7) 農業集落排水施設 水洗化助成・貸付制度

令和5年4月現在

市町村名	助成制度		貸付制度					
	汲取便所 1世帯当り	し尿浄化槽 1世帯当り	汲取便所			し尿浄化槽		
			貸付金	償還方法	貸付利率	貸付金	償還方法	貸付利率
※鹿角市	いずれも工事費が10万円以上(税込)および市内業者が施工する工事 ①住環境向上対策事業:補助対象額の20%、上限10万円 ②下水道加入促進事業:18歳未満の子がいる世帯が対象で、補助対象額の50%、上限30万円		1世帯当り80万円以内 法人以外のアパート等の場合は1部屋につき30万円以内で限度額150万円	50ヶ月以内 元金均等償還	市負担	汲取便所と同様		
大館市	住宅リフォーム支援事業(下水道・農集・浄化槽への接続工事も対象) ・対象工事費30万円以上 : 対象工事費の上限20% 上限50万円		(貸付制度なし)			(貸付制度なし)		
北秋田市	住宅リフォーム支援事業(30万円以上の工事で、工事費の10%。ただし、補助金が10万円を超えるときは、10万円)		1世帯当り100万円 供用開始から3年を超えたら50万円	60ヶ月以内 元金均等償還	市負担	汲取便所と同様		
上小阿仁村	宅地内配管費補助 1戸当り 2万円		1戸当り30万円以内	30ヶ月以内 元金均等償還	限度額以内の利子の1%分を村が負担	(貸付制度なし)		
能代市	住宅リフォーム支援事業 ・対象工事費30万円以上:対象工事費の10%(ただし、補助金が20万円を超えるときは、20万円)		対象工事1件当たり100万円以内	50ヶ月以内の 元金均等償還	市負担 (供用開始3年以内)	汲取便所と同様		
※藤里町	・加入奨励金:上限7万円 ・資金対策助成金:上限4.2万円 ・積立奨励金:上限3万円 ・環境浄化促進助成金(配管、樹、便器、既設便槽解体に助成)		(貸付制度なし)			(貸付制度なし)		
※三種町	住宅リフォーム助成事業(下限工事費20万円以上対象) ・対象工事費用の10% ・上限15万円		1戸当たり100万円 2箇所以上の場合は2箇所目から1箇所40万円(限度額200万円) 供用開始3年超は上記の1/2	50ヶ月以内 元金均等償還	町負担	汲取便所と同様		
八峰町	八峰町住まいづくり応援事業 (下水道・農集・浄化槽への接続工事も対象) ・対象工事費の15%を上限(上限30万円) 下水道新規接続の場合は一律10万円上乗せ		1世帯当り70万円以内 2個以上のトイレを水洗化した場合は100万円以内	50ヶ月以内 均等償還	町負担	汲取便所と同様		
秋田市	一戸2万円 ・貸家等で便槽の数が2槽以上の場合、最高5槽まで ・住宅リフォーム補助5万円 ※対象は工事費50万円以上	汲取便所と同様	・1戸70万円以内 ・貸家等で便槽の数が2槽以上の場合、1槽につき60万円以内、300万円限度	70ヶ月以内の 元金均等償還	市負担	・1戸30万円以内 ・貸家等で浄化槽の数が2槽以上の場合、1槽につき25万円以内 125万円限度	30ヶ月以内の元金均等償還	市負担
男鹿市			(貸付制度なし)			(貸付制度なし)		
※潟上市	・住宅リフォーム補助(工事費50万円以上対象) 工事費の10~30%(限度額8~50万円)		1戸当り70万円以内 貸家アパート等は1戸25万円以内(限度額100万円)	60ヶ月均等償還	市負担	汲取便所と同様		
由利本荘市	・住宅リフォーム資金助成事業 工事費の15%補助、上限15万円 条件:工事費総額が50万円以上であること。		(貸付制度なし)			(貸付制度なし)		
にかほ市	住宅リフォーム推進事業補助金 ・一般型 工事費5%又は最大10万円 ・子育て持ち家型 工事費10%又は最大20万円 ・子育て空き家購入型 工事費15%又は最大30万円 ・空き家購入型 工事費10%又は最大20万円		(貸付制度なし)			(貸付制度なし)		
※大仙市	下水道接続促進補助金 供用開始から3年以内の区域に限り、新規の接続工事に2万円の補助金	下水道接続促進補助金 ・単独処理浄化槽 汲取便所と同様 ・合併処理浄化槽 新規の接続工事に5万円の補助金	(貸付制度なし)			(貸付制度なし)		
※仙北市	・住宅リフォーム補助 工事費の5%、最大5万円 子育て世帯は10%、最大20万円		仙北市水洗便所等改造資金 融資あっせん制度(上限100万円)	50か月以内 元金均等償還	市負担	汲取便所と同様		
※美郷町	既存住宅が新規に接続する際、美郷町内業者が施工する下水道接続工事の場合、接続工事費の1/2以内(補助限度額20万円)を助成		(貸付制度なし)			(貸付制度なし)		
※横手市			供用開始後3年以内 1世帯当り 120万円 供用開始後3年超 1世帯当り 80万円	最大72ヶ月までの 均等償還	市負担	汲取便所と同様		
※湯沢市			(貸付制度なし)			(貸付制度なし)		
羽後町	・高齢者世帯排水設備工事費助成 限度額40万円(条件:65歳以上のみの世帯、分担金減免基準該当、個人負担5万円/人) ・身体障害者世帯排水設備工事費助成 限度額30万円(条件:1又は2級、3級1種及び4級1種の障害認定者が同居している世帯) ・住環境リフォーム助成 助成金額30万円(条件:排水設備工事を含む住宅の増改築工事を実施。工事総額が100万円以上であること。)	浄化槽廃止助成(条件:浄化槽を廃止し農業排施設に接続する世帯) ・設置後10年以上の合併浄化槽又は単独浄化槽を所有 10万円	1世帯当り 90万円以内 2個以上の場合は限度額120万円	60ヶ月以内 均等償還	町負担	汲取便所と同様		

※ 公共下水道の助成・貸付制度と同じ

7. 漁業集落排水施設・林業集落排水施設・簡易小規模排水処理施設等

(1) 漁集・林集・簡易小規模排水処理施設等 処理区（地区）一覧表

(令和4年度末)

実施主体 市町村名	旧市町村名	処理区名 (地区名)	計画人口 (人)	事業期間		供用開始 年 月	摘 要
				着手	完了		
【漁業集落排水施設】							
男鹿市	男鹿市	入道崎	260	H10	H13	H14.1	
		門前	87	H21	H24	H25.4	
	若美町	(若美)	—	H13	H21	H18.3	H18.3 公共下水道へ接続
	(市計)	2処理区	347				
由利本荘市	本荘市	松ヶ崎第一	919	H7	H14	H10.6	
	西目町	出戸	235	H2	H7	H8.4	
	(市計)	2処理区	1,154				
八峰町	八森町	岩館	624	H11	H20	H18.3	
[漁集施設 計]		5処理区	2,125				
【林業集落排水施設】							
横手市	大森町	武道	46	H8	H10	H10.12	
仙北市	西木村	中里	86	H12	H15	H15.3	
		相内潟	12	H9	H10	H11.3	
	(市計)	2処理区	98				
[林集施設 計]		3処理区	144				
【簡易排水処理施設】							
由利本荘市	岩城町	雪川	29	H5	H5	H6.4	
		下黒川	36	H11	H11	H12.4	
		六呂田	42	H12	H12	H13.4	
		泉田	20	H12	H12	H13.4	
		福俣	33	H13	H13	H14.4	
	(市計)	5処理区	160				
仙北市	西木村	潟尻	15	H11	H12	H13.3	
[簡易排水施設 計]		6処理区	175				
【小規模集合排水処理施設】							
横手市	大森町	矢走	12	H6	H6	H7.4	
由利本荘市	岩城町	下蛇田	34	H14	H14	H15.4	
	由利町	二夕子	18	H8	H8	H9.6	
		田代	20	H8	H8	H9.6	
	(市計)	3処理区	72				
にかほ市	仁賀保町	水沢	34	H7	H7	H8.5	
		上坂	36	H8	H8	H9.5	
		下坂	14	H11	H11	H12.5	
	(市計)	3処理区	84				
[小規模排水施設 計]		7処理区	168				
漁集・林集・簡易・小規模 排水処理施設 合計		21処理区	2,612				(公共下水道接続地区を除く。)

*1 H28年度策定「秋田県生活排水処理構想」での計画処理区と漁集事業で整備された公共下水道接続地区を表記。

*2 計画人口は、R5.3.31時点の計画処理人口である。

*3 公共下水道接続地区は地区名を()書きで表記。

(2) 漁集・林集・簡易小規模排水処理施設等 整備率・接続率

(令和4年度末)

市町村名	計画区域内人口(人)	処理区域内人口(人)	整備率	接続人口(人)	接続率	計画地区数	着手済地区数	供用済地区数
横手市	58	58	100.0%	58	100.0%	2	2	2
男鹿市	347	347	100.0%	310	89.3%	3	3	3
由利本荘市	1,386	1,386	100.0%	1,176	84.8%	10	10	10
にかほ市	84	84	100.0%	78	92.9%	3	3	3
仙北市	113	113	100.0%	85	74.1%	3	3	3
八峰町	624	624	100.0%	424	67.9%	1	1	1
計	2,612	2,612	100.0%	2,131	81.6%	22	22	22

*1 計画区域内人口、処理区域内人口、接続人口は公共下水道接続地区を除く。
但し、地区数は公共下水道接続地区を含む。

$$\text{整備率(\%)} = \frac{\text{処理区域内人口}}{\text{計画区域内人口}} \times 100$$

$$\text{接続率(\%)} = \frac{\text{接続人口}}{\text{処理区域内人口}} \times 100$$

(参考 事業区分別 整備率・接続率)

(令和4年度末)

市町村名	漁業集落排水					林業集落排水					簡易排水施設					小規模施設				
	計画区域内人口(人)	処理区域内人口(人)	整備率(%)	接続人口(人)	接続率(%)	計画区域内人口(人)	処理区域内人口(人)	整備率(%)	接続人口(人)	接続率(%)	計画区域内人口(人)	処理区域内人口(人)	整備率(%)	接続人口(人)	接続率(%)	計画区域内人口(人)	処理区域内人口(人)	整備率(%)	接続人口(人)	接続率(%)
横手市						46	46	100	46	100						12	12	100	12	100
男鹿市	347	347	100	310	89															
由利本荘市	1,154	1,154	100	972	84						160	160	100	138	86	72	72	100	66	92
にかほ市																84	84	100	78	93
仙北市						98	98	100	71	72	15	15	100	14	93					
八峰町	624	624	100	424	68															
県 合計	2,125	2,125	100	1,706	80	144	144	100	117	81	175	175	100	152	87	168	168	100	156	93

8. 合併処理浄化槽整備事業

(1) 合併処理浄化槽整備事業概要

《事業目的》

合併処理浄化槽整備事業の目的は、公共用水域の環境保全及び快適な生活環境の確保のために、公共下水道などの集合処理施設（下水道、集落排水）の整備によりがたい地域において、合併処理浄化槽の整備を促進し生活排水処理施設を普及させることである。

《事業内容》

○浄化槽設置整備事業（国庫補助事業 S62～、県費補助 H3～） 個人設置型

住居単位で設置、個人管理

個人で浄化槽を設置しようとする者に対し市町村が助成を行う場合に、その助成費用の一部を市町村に対して補助するもの。

○浄化槽市町村整備推進事業（国庫補助事業 H6～、県費補助なし） 市町村設置型

集落単位を市町村で整備、市町村管理

市町村自ら設置主体となって浄化槽の面的整備を図るものであり、個人設置型の事業とは異なり、市町村予算と国庫補助で事業が行われることから、住民負担の軽減が図られる仕組みとなっている。

令和4年度 合併処理浄化槽整備事業概要

No	事業主体 市町村名	市町村設置型 個人設置型	循環型社会形成 推進交付金	地方創生污水 処理施設整備 推進交付金	設置 基数	人槽別内訳 上段:市町村設置型 下段:個人設置型										
						5人槽	6～	8～	11～	16～	21～	26～	31～	41～	51～	
						5人槽	6～	8～	11～		21～		31～		51～	
1	秋田市	市町村設置型	○		4	4										
2	能代市	市町村設置型	○		31	30	1									
		個人設置型	○		17	17										
3	横手市	個人設置型	○		70	60	10									
4	大館市	個人設置型	○		48	46	1	1								
5	男鹿市	個人設置型	○		4	4										
6	湯沢市	個人設置型	○		40	38	1	1								
7	鹿角市	個人設置型	○		29	22	7									
8	由利本荘市	個人設置型	○		61	56	3	2								
9	潟上市	個人設置型	○		1	1										
10	大仙市	個人設置型	○		74	70	3	1								
11	北秋田市	個人設置型	○		17	16	1									
12	にかほ市															
13	仙北市	個人設置型	○		23	19	4									
14	小坂町	個人設置型	○		1	1										
15	上小阿仁村	個人設置型	○		1	1										
16	藤里町															
17	三種町	個人設置型	○		6	6										
18	八峰町	個人設置型	○													
19	五城目町	個人設置型	○		4	3	1									
20	八郎潟町															
21	井川町															
22	大潟村															
23	美郷町	個人設置型	○		30	28	1	1								
24	羽後町	個人設置型	○		10	9	1									
25	東成瀬村	市町村設置型	○		3	1	1	1								
計		市町村設置型		3市村(2市1村)	38	35	2	1								
		個人設置型		20市町村(13市6町1村)	436	397	33	4	2							
合計				20市町村(12市6町2村)	474	432	35	4	3							

合併処理浄化槽整備事業経緯

		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
個人設置型	実施市町村	17	17	19	19	20	20	21	20	20	20	19	19	19	19	20
	設置基数	935	932	930	828	797	860	637	708	710	664	610	543	468	483	436
市町村設置型	実施市町村	11	11	9	8	5	4	3	4	3	3	2	3	3	3	3
	設置基数	374	274	213	139	172	120	119	51	68	52	44	47	54	50	38
浄化槽 整備事業計	設置基数	1,309	1,206	1,143	967	969	980	756	759	778	716	654	590	522	533	474

* 市町村合併 H17末 25市町村

* 繰越は、事業実施年度に計上

(2) 法定検査の実施状況 (第7条及び第11条検査)

浄化槽検査には、浄化槽法第7条に基づく浄化槽設置後の検査「7条検査」と浄化槽法第11条に基づく年1回の検査「11条検査」があります。「7条検査」は、新規に設置された浄化槽について行われ、「11条検査」は、既設浄化槽について行われます。浄化槽法の改正により、「7条検査」は、合併処理浄化槽のみとなっていますが、「11条検査」については、平成12年の浄化槽法改正以前に設置された単独処理浄化槽も含まれます。

浄化槽の水質に関する検査の目的は、当該浄化槽が適正に設置されているか否か、保守点検及び清掃が適正に実施されているか否かについて判断するために行うものとされています。「7条検査」では、その機能をおおむね発揮した時点において、所定の処理機能を有するか否かに着目し、設置の状況を中心として実施するものであることとされ、「11条検査」では、適正な維持管理により所定の処理機能が確保されているかに着目し、保守点検及び清掃の状況を中心として、定期的、継続的に実施するものであることとされています。

浄化槽法検査実施結果(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

令和3年度における都道府県別浄化槽の設置状況等

都道府県名	設置基数				新設基数		受検率 (7条検査)	受検率 (11条検査)	
	全数	単独処理浄化槽	合併処理浄化槽		全数	高度処理型割合		全数	合併処理浄化槽のみ
北海道	75,290	18,192	57,098	31.2%	1,396	66.3%	98.8%	88.1%	95.9%
青森県	113,999	67,367	46,632	6.1%	1,269	0.0%	100.0%**	48.4%	80.4%
岩手県	59,042	4,094	54,948	35.9%	1,304	90.6%	94.3%	89.5%	90.5%
宮城県	77,445	21,924	55,521	27.9%	1,208	58.0%	100.0%	91.4%	99.0%
秋田県	69,862	26,581	43,281	32.6%	782	82.4%	100.0%**	64.2%	81.4%
山形県	65,992	32,086	33,906	26.4%	563	69.1%	87.5%	75.8%	86.7%
福島県	282,305	152,130	130,175	45.8%	3,334	87.8%	91.3%	33.1%	69.2%
茨城県	252,452	86,034	166,418	42.2%	4,719	99.2%	89.3%	46.0%	58.0%
栃木県	157,211	47,643	109,568	33.4%	2,168	97.6%	100.0%	74.6%	73.3%
群馬県	305,653	161,964	143,689	51.8%	4,972	99.4%	81.0%	79.2%	85.2%
埼玉県	468,912	226,167	242,745	29.0%	6,131	98.1%	100.0%	22.3%	36.8%
千葉県	553,503	291,428	262,075	38.4%	6,951	99.0%	78.2%	13.5%	25.6%
東京都	17,553	8,844	8,709	52.7%	175	98.3%	82.9%	27.9%	47.9%
神奈川県	137,890	94,714	43,176	23.7%	1,105	96.2%	65.0%	16.0%	31.2%
新潟県	184,914	126,213	58,701	30.8%	1,478	76.7%	93.2%	71.8%	81.1%
富山県	38,369	25,688	12,681	29.6%	201	96.0%	100.0%	39.5%	75.5%
石川県	50,539	27,382	23,157	33.3%	401	74.6%	100.0%	46.0%	65.3%
福井県	36,725	20,202	16,523	33.7%	225	95.1%	100.0%	57.2%	76.4%
山梨県	123,930	73,824	50,106	30.1%	1,402	98.5%	96.1%	16.2%	35.7%
長野県	85,659	12,647	73,012	10.3%	1,137	40.4%	82.3%	73.4%	80.9%
岐阜県	176,337	93,513	82,824	39.0%	1,622	99.6%	99.9%	96.2%	98.8%
静岡県	491,125	289,092	202,033	11.8%	7,221	23.3%	84.1%	30.3%	59.8%
愛知県	541,404	315,593	225,811	40.5%	6,984	69.1%	94.8%	26.2%	55.6%
三重県	224,506	99,414	125,092	33.1%	2,693	92.2%	99.8%	39.6%	56.0%
滋賀県	31,222	12,344	18,878	8.9%	182	35.2%	100.0%	47.4%	59.5%
京都府	34,717	11,644	23,073	18.7%	319	69.3%	100.0%**	52.9%	68.3%
大阪府	109,109	62,720	46,389	32.3%	911	95.0%	100.0%	13.2%	25.2%
兵庫県	80,224	35,105	45,119	22.0%	639	58.5%	100.0%**	65.9%	82.3%
奈良県	98,682	65,109	33,573	36.7%	781	98.6%	100.0%	20.4%	50.5%
和歌山県	206,755	98,504	108,251	24.0%	2,909	69.5%	100.0%**	39.8%	62.2%
鳥取県	25,152	13,135	12,017	29.3%	340	92.4%	100.0%	55.7%	72.0%
島根県	70,048	31,166	38,882	33.3%	936	98.6%	100.0%	75.9%	89.6%
岡山県	169,552	56,325	113,227	29.9%	2,370	82.9%	100.0%	90.3%	93.4%
広島県	173,178	69,190	103,988	29.7%	2,991	64.4%	100.0%	71.3%	79.5%
山口県	122,582	51,604	70,978	26.8%	1,584	65.4%	89.1%	57.0%	64.1%
徳島県	201,647	124,081	77,566	39.6%	2,573	27.7%	100.0%	61.4%	70.8%
香川県	176,243	81,759	94,484	44.9%	3,221	99.1%	100.0%	55.0%	64.7%
愛媛県	174,465	87,015	87,450	42.9%	2,129	99.1%	100.0%	38.0%	74.1%
高知県	102,586	40,026	62,560	41.8%	1,699	88.9%	96.0%	57.8%	70.2%
福岡県	179,662	40,218	139,444	19.8%	3,990	49.7%	100.0%	73.9%	82.8%
佐賀県	57,662	16,910	40,752	46.5%	1,243	95.3%	100.0%	80.5%	90.8%
長崎県	77,945	13,542	64,403	49.5%	1,807	98.6%	88.1%	88.3%	90.9%
熊本県	144,509	52,466	92,043	45.1%	2,372	97.0%	94.4%	66.8%	78.0%
大分県	152,993	65,937	87,056	34.3%	2,993	52.2%	100.0%	45.5%	73.2%
宮崎県	141,537	60,911	80,626	50.7%	2,397	61.7%	98.8%	57.1%	70.1%
鹿児島県	312,760	101,161	211,599	38.0%	5,774	99.2%	100.0%	52.5%	53.6%
沖縄県	93,768	56,254	37,514	39.5%	1,860	96.5%	100.0%	8.6%	20.6%
合計	7,527,615	3,569,862	3,957,753	34.0%	105,461	78.5%	94.9%	47.1%	64.9%

注)*は検査対象件数が推計のため100%超となっている場合を示す。

(3) 合併処理浄化槽施設 使用料【市町村設置型】

令和5年4月現在

団体名 使用料条例施行 ・供用開始団体	使用料体系		基本 水量 (m ³ /月)	基本 使用料 (円/月)	使用料 体系 消費税	1ヶ月 20m ³ ・ (3人) 当り料金 消費税込 (円/20m ³)	設置 基数 (国庫補助)
	(区分水量) 0 8 10 20 25 30 50 100 200 300 500 1,000 2,000 3,000 5,000	は基本水量(基本使用料)の区分線 は水量毎の単価の区分線					
大館市 (住家：人数制)	(1人6m ³ で算定した量に相当する従量制の金額。ただし、1人は、基本使用料 1,540円。)		(m ³) -	(円) 1,540	税込み	2,860	298
大館市 (非住家：従量制) ※公共下水道使用料と同じ	0 10 20 50 100	1,540 165 176 209 231	(m ³) 10	(円) 1,540	税込み	3,190	
北秋田市 (専用・併用住宅)	(月額使用料：5人槽 2,970円)		(m ³) -	(円) 2,970	税込み	2,970	233
北秋田市 (事業所等)	(月額使用料：5人槽 3,509円)		(m ³) -	(円) 3,509	税込み	3,509	
能代市 (専用・併用住宅)	(月額使用料：5人槽 2,600円)		(m ³) -	(円) 2,600	税抜き	2,860	1,929
能代市 (事業所等)	(月額使用料：5人槽 3,800円)		(m ³) -	(円) 3,800	税抜き	4,180	
藤里町	(月額使用料：5人槽 2,420円)		(m ³) -	(円) 2,420	税抜き	2,662	141
八峰町	(月額使用料：5人槽 3,140円)		(m ³) -	(円) 3,140	税込み	3,140	20
秋田市 ※公共下水道使用料と同じ	0 10 30 50 100 500 1,000	1,020 181 226 249 305 352 427	(m ³) 10	(円) 1,020	税抜き	3,113	201
湯上市 ※公共下水道使用料と同じ	0 10 30 50 100	1,320 176 198 209 242	(m ³) 10	(円) 1,320	税込み	3,080	88
由利本荘市 ※公共下水道使用料と同じ	0 10 20 50 100	523 125 156 177 198 220	(m ³) 0	(円) 523	税込み	3,333	134
大仙市 (旧西仙北町・ 旧協和町地区)	0 10 30 50 100	1,210 168 178 210 242	(m ³) 10	(円) 1,210	税込み	2,890	384
仙北市	1人 2人 3人 4人 5人 6人 7人 8人 9人 10人	1,650 2,200 2,750 3,300 3,850 4,400 4,950 5,500 6,050 6,600 7,150	(円) -	(円) 1,650	税込み	3,300	789
横手市	(月額使用料：5人槽 5,500円)		(m ³) -	(円) 5,500	税込み	5,500	517
湯沢市 (旧稲川町・ 旧皆瀬村地区)	(月額使用料：5人槽 3,480円)		(m ³) -	(円) 3,480	税込み	3,480	1,525
東成瀬村	(月額使用料：5人槽 2,200円)		(m ³) -	(円) 2,200	税抜き	2,420	679

(4) 合併処理浄化槽 補助金制度

令和5年4月現在

市町村名	補助金交付限度額		補助金の対象
	個別処理計画区域内	集合処理計画区域内	
鹿角市	5人槽 390,000円 6～7人槽 474,000円 8～10人槽 660,000円		・専用住宅(店舗等併用住宅を含む) ・既存槽を撤去した場合、撤去に要した費用のうち下記の額を上限額として加算する。 単独処理浄化槽 120,000円 汲取り槽 90,000円
小坂町	5人槽 717,000円 6～7人槽 939,000円 8～10人槽 1,330,000円		・専用住宅
大館市	5人槽 390,000円 6～7人槽 474,000円 8～10人槽 660,000円		・専用住宅
北秋田市	5人槽 520,000円 6～7人槽 632,000円 8～10人槽 880,000円		・専用・併用住宅
上小阿仁村	5人槽 429,000円 6～7人槽 534,000円 8～10人槽 706,000円		・専用住宅
能代市	5人槽 480,000円 6～7人槽 594,000円 8～10人槽 810,000円		・専用・併用住宅 (10人槽以下の合併処理浄化槽)
藤里町	5人槽 390,000円 6～7人槽 474,000円 8～10人槽 660,000円		・専用住宅 (10人槽以下の合併処理浄化槽)
三種町	5人槽 547,000円 6～7人槽 673,000円		・専用住宅 (高度処理浄化槽のみ対象) ・くみ取り槽撤去費 90,000円 ・単独浄化槽撤去費 120,000円 ・単独浄化槽から雨水貯留槽への再利用 90,000円 ・単独浄化槽及びくみ取り槽からの転換に係る配管工事費 300,000円
八峰町	5人槽 390,000円 6～7人槽 474,000円 8～10人槽 660,000円		・専用・併用住宅
男鹿市	5人槽 390,000円(408,000円) 6～7人槽 474,000円(492,000円) 8～10人槽 660,000円(684,000円) ※()「八郎湖にかかる湖沼水質保全計画」にかかる指定地域内において高度処理浄化槽を設置しようとする者		・専用住宅 (主に居住を目的とする住宅で、店舗等併用住宅、賃貸住宅、一戸建売住宅等を含む。)
潟上市	5人槽 352,000円(408,000円) 6～7人槽 441,000円(492,000円) 8～10人槽 588,000円(627,000円) ※()「八郎湖にかかる湖沼水質保全計画」にかかる指定地域内において高度処理浄化槽を設置しようとする者		・専用住宅及び店舗等併用住宅
五城目町	5人槽 408,000円 6～7人槽 492,000円 8～10人槽 627,000円		・専用住宅 (高度処理浄化槽のみ対象)
八郎潟町	5人槽 408,000円 6～7人槽 492,000円 8～10人槽 684,000円		・専用住宅及び店舗等併用住宅 (高度処理浄化槽のみ対象)
井川町	5人槽 408,000円 6～7人槽 492,000円 8～10人槽 627,000円		・専用住宅 (高度処理浄化槽のみ対象)
由利本荘市	5人槽 560,000円(352,000円) 6～7人槽 701,000円(441,000円) 8～10人槽 949,000円(588,000円) (11～20人槽 1,002,000円) (21～30人槽 1,545,000円) (31～50人槽 2,129,000円) (51人槽以上 工事費の20%とし、5,000,000円上限) ※()内は事業所等に対する補助金	5人槽 352,000円 6～7人槽 441,000円 8～10人槽 588,000円	・専用住宅 ・事業所等
にかほ市	5人槽 352,000円 6～7人槽 441,000円 8～10人槽 588,000円 又は上記人槽の工事費の40%のいずれか小さい額		・専用住宅(処理対象人員5人以上10人槽以下の合併処理浄化槽)
大仙市	5人槽 390,000円(455,000円) 6～7人槽 474,000円(553,000円) 8～10人槽 660,000円(770,000円) ※()市内の業者が施工する場合であって、汲み取り便槽又は単独処理浄化槽から転換するもの		・専用住宅
仙北市	5人槽 440,000円 6～7人槽 524,000円 8～10人槽 710,000円		・専用住宅
美郷町	5人槽 440,000円(460,000円) 6～7人槽 524,000円(544,000円) 8～10人槽 710,000円(730,000円) ※()町内業者による施工の場合		・専用住宅等 (50人槽以下の合併処理浄化槽)
横手市	5人槽 490,000円 6～7人槽 574,000円 8～10人槽 760,000円	5人槽 390,000円 6～7人槽 474,000円 8～10人槽 660,000円	・専用住宅
湯沢市	5人槽 537,000円 6～7人槽 652,000円 8～10人槽 912,000円		・専用住宅
羽後町	5人槽 390,000円 7人槽 474,000円 10人槽 660,000円 ・かさ上げ助成 (1)単独処理浄化槽の撤去に要する費用 120,000円 (2)汲み取り槽の撤去に要する費用 90,000円 (3)浄化槽の設置に伴い必要となる宅内配管工事に要する費用 300,000円		・専用住宅

※1 補助金の額は、合併処理浄化槽の設置に要する費用に相当する額とし、その限度額は、上記表のとおりである。
 ※2 交付対象は下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の認可を受けた区域、農業集落排水事業等の事業採択を受けた区域及び個別排水処理施設整備事業対象区域を除いた地域。
 ※3 高度処理浄化槽:窒素除去能力を有するもの(放流水の総窒素濃度が20mg/L以下の機能を有するもの)をいう。
 ※4 12市町村で独自の嵩上げ補助を行っている。

のんびりできる？



「あきたの下水道」～資料編～

令和5年10月

編集・発行 秋田県 建設部 下水道マネジメント推進課

〒018-8570 秋田市山王4丁目1番1号

TEL 018(860) 2461 (調整・広域・共同推進チーム)
2465 (経理チーム)
2463 (流域土木チーム)
2464 (流域設備チーム)

FAX 018(860) 3813

E-mail gesuido@pref.akita.lg.jp